

第6回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年9月25日(木) 午後2時00分から

場所 祁答院町 いこいの村いむた池

川薩地区法定合併協議会

第6回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年9月25日(木)
午後2時00分から
場所：いこいの村いむた池(祁答院町)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

議案第16号	新市名称の決定方法について	P 5
議案第17号	新市まちづくり計画原案について	P 8
議案第18号	合併協定項目名の変更について	P 10
議案第19号	使用料、手数料等の取扱いについて	P 12
議案第20号	公共的団体等の取扱いについて	P 19
議案第21号	上・下水道事業について	P 53
議案第22号	地方税の取扱いについて	P 104
議案第23号	補助金、交付金等の取扱いについて	P 139
議案第24号	障害者福祉事業について	P 157
議案第25号	高齢者福祉事業について	P 165

(2) 提案事項

提案第14号	事務組織及び機構の取扱いについて(追加)	P 177
提案第15号	国民健康保険事業の取扱いについて(追加)	P 184
提案第23号	慣行の取扱いについて	P 189
提案第24号	男女共同参画事業について	P 201
提案第25号	広報広聴関係事業について	P 204
提案第26号	情報公開制度について	P 210

(3) 報告事項

新市名称等検討小委員会の報告について	P 216
事務の進捗状況について	P 218
9 専門部会の進捗状況について	P 219
一部事務組合について	P 220

(4) その他

次回協議会の開催等について	P 223
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)	P 224
合併協定項目(46項目)の協議状況	P 225

4. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	安田 文仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甕村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甕村
計画班員	山内 拓也	下甕村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第16号

新市名称の決定方法について

川薩地区法定合併協議会における新市名称の決定方法については、別紙のとおり定める。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

・新市名称決定方法について

- (1) 委員は、選定基準に基づいて、提出された一覧表から20点程度絞り込みを行う。
各委員は絞り込んだ20点程度を10/7までに協議会事務局に提出。事務局はさらに提出された候補を、上位30点程度に集計する。
 - (2) 第5回小委員会(10/14)に事務局が(1)で集計した30点程度を提出。
30点程度を元に、20点程度まで絞り込む。
 - (3) 小委員会で絞り込んだ20点程度を第8回協議会10/24で、中間報告を行う。
 - (4) 第6回小委員会(11/4)・第7回小委員会(11/17)20点程度を5点程度まで絞り込む。
5点程度について、作品ごとに選定委員会としての「選定理由」を検討し、報告書を作る。
-
- ↓
- 小委員会
協議会
- (5) 第10回協議会(11/26)へ「新市の名称について」として、5点程度を提案する。
協議会で5点程度について、意見交換と協議を行う。
 - (6) 第11回協議会(12/24)で新市名称候補1点を決定。
 - (7) 平成16年 3月 新市名称の議案
 - (8) 平成16年10月12日 合併施行

第11回協議会(12/24)での新市名称候補1点を決定する方法

- ・第10回協議会(11/26)で提案された5点程度を持ち帰り、各市町村で協議する。
- ・協議された結果を第11回協議会(12/24)で報告する。9市町村が同じ名称なら、承認・決定する。
- ・1市町村でも違う名称が報告されたら協議し、その後、挙手による表決で決定する。
- ・挙手をする場合、複数案について1回のみ挙手を行い、過半数をとった候補名に決定する。
但し、過半数が獲得されなければ上位2候補で決戦挙手を行う。
(挙手を行う場合、新市名称絞り込みに限り、会長も挙手権を持つこととする。)

(参考)：先進例の協議会での決定方法

新市名 (都道府県)	決定方法	応募数 名称決定応募者
五島市 (長崎県)	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会で5候補を絞り込み、協議会に報告。 協議会では、5候補について協議を行い、「五島市」に決定。 	19,626件 〔8,027種類〕 1,075名
南アルプス市 (山梨県)	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会で3候補を絞り込み、協議会に報告。 投票による決定。(会長含む全委員) 投票用紙に3候補名を記載、1つだけに を付け、最多得票の「南アルプス市」に決定。 	4,656件 〔1,106種類〕 715名
伊賀市 (三重県)	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会で3候補を絞り込み、協議会に報告。 投票による決定。(会長含む全委員)得票数は、3分の2なくても、最多得票で決定。 投票用紙に1候補を記載、最多得票の「伊賀市」に決定。 	2,861件 〔1,064種類〕 623名
対馬市 (長崎県)	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会で3候補を絞り込み、協議会に報告。 協議会では、3候補について挙手による方法で決定、全員が「対馬市」に挙手決定。 	5,670件 〔2,146種類〕 1,141名
西予市 (愛媛県)	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会で10候補を絞り込み、協議会に報告。 投票による決定。(会長含む全委員) 投票用紙に1候補を記載、投票数上位2位を選定し、決戦投票を行う。但し、2候補のうちどちらかかの候補が過半数に至った場合は、その場で即決定する。 最初の投票で、上位2候補が決定、決戦投票の結果「西予市」に決定。 	5,913件 〔2,478種類〕 47名
四国中央市 (愛媛県)	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会で5候補(7市名)を絞り込み、協議会に報告。 投票による決定。(会長含む全委員) 投票用紙に1候補を記載、過半数をとった候補名に決定する。但し、過半数が獲得されなければ上位2候補で決戦投票を行う。 投票の結果、過半数以上を獲得した「四国中央市」に決定。 	8,028件 〔2,031種類〕 269名

南アルプス市、伊賀市、西予市、四国中央市の協議会規約では、会長も委員構成となっている。
(川薩地区法定合併協議会では、会長は委員構成となっていない。)

会長の投票権については、協議会規約とか会議運営規定に特別の定めがない。投票を行った上記の市は、すべて正副会長も投票を行っている。(構成市町村のバランスをとるため。)

議案第17号

新市まちづくり計画原案について

新市まちづくり計画原案について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

新市まちづくり計画原案について
別紙のとおり

平成 年 月 日 確認

策定スケジュール

	策定段階	審議段階	日程	会議等
1	計画原案	幹事会提案	8月7日	第2回幹事会
2		協議会提案	8月12日	第3回協議会
3		【計画に対する広聴広報】	8月17日 ~9月13日	・まちづくり広聴会 ・まちづくりフォーラムとの意見交換
4		幹事会事前協議	9月18日	第5回幹事会（第1次意見集約）
5		協議会審議	9月25日	第6回協議会
6		幹事会事前協議	10月2日	第6回幹事会
7		協議会審議	10月7日	第7回協議会
8	計画原案の修正 (計画案の確定)	修正原案幹事会事前提案	11月6日	第8回幹事会
9		修正原案協議会提案	11月13日	第9回協議会
10		修正案幹事会事前協議	11月20日	第9回幹事会（第2次意見集約）
11		修正案協議会審議	11月26日	第10回協議会
12	計画案県知事協議 ・計画決定	計画幹事会事前協議	12月18日	第10回幹事会（県知事協議報告）
13		計画協議会審議	12月24日	第11回協議会（県知事協議報告）

議案第18号

合併協定項目名の変更について

合併協定項目名について、別紙のとおり変更する。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【修正前】

合併協定項目23-2号「姉妹都市・国際交流事業」



【修正後】

合併協定項目23-2号「友好都市・国際交流事業」

【変更の理由】

協定項目名に「姉妹都市」を入れ設定したが、関係市町村内に姉妹都市盟約を結んでいるところがないため、「友好都市」に変更し、協定項目名を「友好都市・国際交流事業」に変更するものである。

自治体の存立に関わる基本的な事項

通番	合併協定項目	主な協議内容	備考
1	1	合併の方式	川薩地区法定合併協議会での決定事項
2	2	合併の期日	
3	3	新市の名称	
4	4	新市の事務所の位置 (川内市役所の位置)	

事務事業の一元化に関わる事項

合併協定項目			
5	5	財産の取扱い	
6	6	議会議員の定数及び任期の取扱い	
7	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
8	8	地方税の取扱い	
9	9	一般職の職員の身分の取扱い	
10	10	特別職の身分の取扱い	
11	11	条例、規則等の取扱い	
12	12	事務組織及び機構の取扱い	
13	13	一部事務組合等の取扱い	
14	14	使用料、手数料等の取扱い	
15	15	公共的団体等の取扱い	
16	16	補助金、交付金等の取扱い	
17	17	町名・字名の取扱い	
18	18	慣行の取扱い	
19	19	国民健康保険事業の取扱い	
20	20	介護保険事業の取扱い	
21	21	消防団の取扱い	
22	22	自治会・行政連絡機構の取扱い	

各種事務事業の取扱い

合併協定項目			
23	23	- 1	男女共同参画事業
24		- 2	友好都市・国際交流事業
25		- 3	電算システム事業
26		- 4	広報広聴関係事業
27		- 5	消防防災関係事業
28		- 6	交通関係事業
29		- 7	窓口業務
30		- 8	保健衛生事業
31		- 9	環境衛生事業
32		- 10	障害者福祉事業
33		- 11	高齢者福祉事業
34		- 12	児童福祉事業
35		- 13	生活保護事業
36		- 14	その他の福祉事業
37		- 15	農林水産関係事業
38		- 16	商工・観光関係事業
39		- 17	建設関係事業
40		- 18	上・下水道事業
41		- 19	学校教育事業
42		- 20	コミュニティ施策
43		- 21	社会教育事業
44		- 22	情報公開制度
45		- 23	その他事業

新市建設計画に係る事項

合併協定項目			
46	24	新市まちづくり計画	

議案第19号

使用料、手数料等の取扱いについて

合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取扱うものとする。

固有の施設については、当面現行のとおりとする。

同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。

差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。
ただし、その期間は3年以内を目途とする。

手数料については、受益者負担の公平性に基つき、合併時まで現行単価を基準として統一に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

使用料、手数料等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 市町村間の同一又は類似施設の統一を図る必要がある。
- (2) 可能な限り統一に努め、差異の著しいもの及び事情により調整困難なものについては、当分の間現行のとおりとする。
- (3) 上・下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、幼稚園使用料、一部事務組合に関するものは、別に協議する。

2 提案の理由

住民生活に関わりが深い使用料、手数料については、負担の公平性を考慮した内容で調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

<p>東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）</p> <p>2市で差異のある使用料、手数料については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 学校施設使用料及び公園使用（占用）料については、田無市の例による。(2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。(3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。(4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 <p>学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。</p>
<p>埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。(2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。
<p>香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）</p> <p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p>
<p>山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）</p> <p>総括調整方針</p> <p>新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。</p> <p>また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>個別調整方針</p> <p>別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。</p>

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔使用料〕

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

〔手数料〕

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

〔行政財産の管理及び処分〕

第238条の4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
（第1項～第3項、第5項、第6項 省略）

使用料個別調整方針案一覧表

協定項目		14 使用料、手数料等の取扱い					1 使用料				
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 合併時に、()の例により調整する。 3 合併時に、新たに制度等を制定する。					4 新市に移行後、速やかに調整する。 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 6 廃止の方向で調整に努める。				
分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
総務関係	国際交流施設等使用料									1	1
		総合保養会館使用料								5	2
							集会所使用料	公の施設使用料		6	3
	行政財産使用料							行政財産使用料		2(川内市)	4
消防関係		有線放送使用料							5	5	
農業関係						農機具等使用料				5	6
							農業施設使用料			5	
	農産物加工センター使用料	婦人の館使用料	大馬越研修館使用料					農産物加工センター使用料	鹿島村農産物加工センター使用料	5	7
					生活センター - 使用料	里村定住センター	生活改善センター使用料			5	8
				藤川特産品販売所使用料	体験交流施設地域特産品販売所使用料					5	
			農村広場使用料							5	9
							共同畜舎使用料		共同畜舎使用料	5	
								牧場使用料		1	10
					生態系保存資料館使用料				1		
水産業関係	水産卸売市場使用料									1	11
							小島漁港施設使用料			1	
							船待施設使用料	手打港待合施設使用料	船待施設使用料	5	12
									離島住民生活センター使用料	1	
								加工施設使用料	1	13	
商工観光関係			技術研修館使用料			産業振興会館使用料				5	14
	勤労青少年ホーム使用料									1	
				親水公園施設使用料			市の浦キャンプ場使用料		有料公園施設使用料 下甌村海水浴施設使用料	1	15

使用料個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
商工観光関係	寺山いこいの広場使用料									1	16
	宇宙館入館料									1	
			観光施設使用料(向山自然公園、愛宕ビスタパーク)				遊具使用料	上甌村観光用遊具使用料	スクーバダイビング拠点施設使用料	1	17
								観光センター「ながめ」使用料		1	18
								県民自然レクリエーション施設使用料		1	
						蘭牟田池自然公園施設等使用料				1	19
	川内市営市街地駐車場									1	
							水中展望船「きんしゅう」使用料	観光船「かのこ」乗船料	観光船「おとひめ」乗船料	1	20
								観光研修施設「すのさき荘」使用料		1	21
					休養施設使用料					1	
								離島体験宿泊施設「竜宮の郷」使用料		1	22
福祉関係						高齢者生活福祉センター使用料		高齢者生活福祉センター使用料	高齢者生活福祉センター住宅使用料	5	23
		老人福祉センター使用料	老人福祉センター使用料				老人福祉センター使用料			5	24
	屋内ゲートボール場施設使用料	もくもくふれあい館使用料						高齢者多目的ホール使用料		5	25
	すこやかふれあいプラザ施設使用料									1	26
						トンボロ元気づくり館使用料			憩いの家使用料	1	
			会館使用料							5	27
						生きがい作業場使用料				1	
							保育所使用料			1	28
アーチェリー場施設使用料									1		
サンアビリティーズ川内使用料									1	29	
環境衛生関係	斎場等施設使用料									1	30
	墓地使用料		墓地使用料							1	
建設関係	道路占用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料		道路占用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料	2(川内市)	31
								河川等占用料		6	32
	川内市営駐車場使用料									1	33
	市営住宅駐車場使用料	駐車場使用料	駐車場使用料							5	

使用料個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
建設関係	公園使用料	公園使用料				公園使用料		公園使用料	公園使用料	5	34
	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	5	35
		一般住宅使用料		一般住宅使用料 まちづくり促進住宅使用料	一般住宅使用料	村民住宅	ふるさと住宅使用料 NTT住宅使用料	単身者向住宅 漁業従事アイターン者用住宅	村民住宅	5	36
教育総務関係						教職員住宅使用料	教職員住宅使用料 教育長住宅使用料	教職員住宅使用料	教職員住宅使用料	5	37
		学校建物使用料		学校施設使用料	教室等使用料					5	
社会教育関係	公民館使用料	公民館使用料	分館使用料	公民館使用料	公民館等使用料	公民館使用料	コミュニティセンター使用料	公民館使用料	公民館使用料	5	38
	歴史資料館入館料		郷土館使用料					歴史民俗資料館入館料		5	39
	少年自然の家使用料									1	
	市民会館使用料		文化ホール使用料							5	40
社会体育関係	総合体育館使用料	総合体育施設使用料(体育館使用料)	体育館、武道館使用料	町体育館使用料	祁答院体育センター使用料		村立体育館使用料			5	41
	照明施設使用料	総合体育施設使用料(屋外運動場照明施設使用料) 学校建物使用料(運動施設)		屋外運動場照明施設使用料 学校施設使用料(運動施設)	教室等使用料(運動施設)	屋外運動場照明施設使用料	学校屋内運動場照明施設使用料 屋外運動場照明施設使用料	学校屋内運動場照明施設使用料 屋外運動場照明施設使用料	屋外運動場照明施設使用料	5	42
	川内プール使用料	樋脇町総合プール施設使用料				村民プール使用料	B & G プール使用料		プール使用料	5	43
	総合運動公園使用料	総合体育施設使用料(総合運動場使用料)		総合グラウンド 池島運動公園	祁答院グラウンド 轟運動広場					5	44
	総合運動公園夜間照明使用料	総合体育施設使用料(総合運動場照明施設使用料)	ナイター使用料		ナイター使用料						
		総合体育施設使用料(弓道場使用料)	弓道場使用料		弓道場使用料						
	総合体育施設使用料(人工芝コート照明施設使用料)										
野球場使用料	総合体育施設使用料(人工芝コート施設使用料)	ゲートボール場使用料									
運動場会館使用料											

手数料個別調整方針案一覧表

協定項目		14 使用料、手数料等の取扱い					2 手数料				
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 合併時に、()の例により調整する。 3 合併時に、新たに制度等を制定する。					4 新市に移行後、速やかに調整する。 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 6 廃止の方向で調整に努める。				
分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
総務関係	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料	情報公開開示手数料				情報公開開示手数料	3	1
	税外督促手数料及び延滞金	税外収入督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	税外収入に係る督促手数料及び延滞金	使用料その他収入金督促手数料及び延滞金	分担金等の督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	督促手数料及び延滞金	税外督促手数料及び延滞金	2(川内市)	2
税務関係	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	督促手数料	1	3
	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	税務証明手数料	2(川内市)	4
畜産関係						畜産診療手数料		畜産診療手数料		3	5
林業関係	鳥獣飼養許可証交付等手数料	鳥獣飼養許可証交付及び更新手数料	鳥獣飼養許可証交付	鳥獣飼養許可証等交付手数料	鳥獣飼養許可証交付手数料	鳥獣飼養許可証等交付手数料	鳥獣飼養許可更新手数料	鳥獣飼養許可更新手数料	鳥獣飼養許可手数料	2(川内市)	6
水産業関係						小型船舶測定証明手数料				6	7
農業委員会関係	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料	嘱託登記手数料					3	8
住民窓口業務関係	自動車臨時運行許可手数料	臨時運行許可手数料		自動車臨時運行許可手数料						2(川内市)	9
	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	住民窓口関係手数料	2(川内市)	10
福祉関係					身障ヘルプサ - ビス事業手数料					6	11
					軽度生活援助事業手数料					6	
環境衛生関係				ごみ袋売捌手数料						3	12
	改葬許可手数料					墓地新設・改葬許可手数料	墓地新設及び埋火改葬許可申請手数料			3	13
	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	狂犬病予防法関係手数料	2(川内市)	14
	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	動物の飼養又は収容許可申請手数料	3	15
					自動車処分手数料	自動車処分手数料	自動車処分手数料		3		
建設関係	屋外広告物許可手数料	屋外広告物申請手数料	屋外広告物許可申請手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料		屋外広告物許可等交付手数料	屋外広告物許可等交付手数料	2(川内市)	16
	清算金滞納者への督促手数料		清算金滞納者への督促手数料							4	17

議案第20号

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目15号「公共的団体等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年 9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

公共的団体等の取扱いについて

【関係市町村内の団体等】

関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (1) 複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) (1)の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) (1)の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) (1)(2)(3)以外は、現行のとおりとする。
- (5) ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

【関係市町村外の団体等】

関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。

- (1) 複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) (1)の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) (1)の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) (1)(2)(3)以外は、新市においても現行のとおり加入するものとする。
- (5) ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

公共的団体等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人・任意は問わないとされている。
- (2) 合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- (3) 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定している。
- (4) 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合合併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。

2 提案の理由

公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体及び共通の目的を有し加入している団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整する内容で提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

<p>香川県東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）</p> <p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 3 町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
<p>山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）</p> <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。</p>
<p>埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）</p> <p>共通の目的を持ち、3 市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。</p>
<p>香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）</p> <p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。 (2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。

4 参考法令等（条文抜粋等）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県等の協力等）

第16条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の指揮監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）

（目的）

第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあるてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

商工会法（昭和35年法律第89号）

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接す

る他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

5 協議・調整スケジュール(案)

項 目	H 15 年 度										H 16 年 度										H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																													
	H15.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H16.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H17.3月																																		
第1回幹事会提案(平成15年7月17日)		提 案																																																				
第2回協議会提案(平成15年7月24日)		提 案																																																				
第6回協議会決定(平成15年9月25日)				決 定																																																		
合併協定調印(平成16年2月)										調 印																																												
合併協定議決(平成16年3月)											議 決																																											
合併(平成16年10月12日)																																																						
調整方針別のスケジュール(案)																																																						
合併時に統合しよう調整に努める																																																						
合併後、速やかに統合しよう調整に努める 合併後1年以内を目途																																																						
将来、統合しよう調整に努める 合併後5年以内を目途																																																						
現行のとおりとする																																																						
廃止の方向で調整に努める																																																						

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	川内市職員共済会	樋脇町職員互助会	入来町職員互助会	東郷町職員互助会	祁答院町職員互助会	里村職員会	上甌村職員会		
	川内市交通安全母の会	樋脇町交通安全母の会	入来町交通安全母の会	東郷町交通安全母の会	祁答院町交通安全母の会	里村交通安全母の会	上甌村交通安全母の会	下甌村交通安全母の会	鹿島村交通安全母の会
	川内市公民会連絡協議会	樋脇町公民館連絡協議会	入来町公民会連絡協議会	東郷町公民館連絡協議会		里村自治公民館長連絡協議会			
	校区公民会連絡協議会	地区公民館	校区公民会連絡協議会	校区公民館	地区公民館	自治公民館			
	公民会	自治公民館	公民会	自治公民館	自治公民館	小組合	常会	公民館	区
					祁答院町地域婦人会連絡協議会	里村婦人会連絡協議会	上甌村地域婦人会連絡協議会	下甌村地域女性団体連絡協議会	鹿島村地域女性連絡協議会
	川内市女性団体連絡協議会	樋脇町女性団体連絡協議会	入来町女性団体連絡協議会	東郷町各種婦人団体連絡協議会	祁答院町女性団体連絡協議会				
		樋脇町地区女性部	入来町地域女性連絡協議会		祁答院町地区婦人会	地区婦人会	上甌村地区婦人会		
	川内市自衛隊協力会	樋脇町自衛隊協力会	入来町自衛隊協力会	東郷町自衛隊協力会	祁答院町自衛隊協力会				
		樋脇町自衛隊父兄会	入来町自衛隊父兄会	東郷町自衛隊父兄会	祁答院町自衛隊父兄会				
川内市日本中国友好協会		入来町国際交流協会	東郷町国際交流を進める会						
25 消防関係	日本水難救済会川内救難所					日本水難救済会里救難所	日本水難救済会上甌救難所	日本水難救済会下甌救難所	日本水難救済会鹿島救難所
		樋脇町防犯組合連合会			祁答院町防犯組合	里村防犯組合	上甌村防犯組合連合会		
税務関係	川内市法人会								
					祁答院町たばこ小売販売協議会				
農業関係	川内市農林水産業技術連絡協議会	樋脇町農林業技術者総合連絡協議会	入来町農林業技術者連絡協議会	東郷町技術員連絡協議会	祁答院町技術員連絡協議会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会
	川内市生活研究グループ	樋脇町生活改善グループ連絡協議会	入来町生活研究グループ		祁答院町生活研究グループ	里村生活改善グループ	上甌村生活研究グループ	下甌村生活研究グループ	鹿島村生活研究グループ
				東郷町農産加工グループ			上甌村特産品生産グループ		
	機能集団	農業振興連絡協議会	野菜振興会	JA野菜部会	園芸振興会			園芸振興会	
	川内市葉たばこ指導班会	葉たばこ生産振興会	葉たばこ生産振興会	たばこ振興会	祁答院町煙草耕作組合				
	生緑会	農業創造クラブ	入来町自営者クラブ	東郷町農業後継者クラブ					
	川内市農業経営者協議会	樋脇町認定農業者会	担い手農家連絡協議会		祁答院町認定農業者の会	甌島地区認定農業者会	甌島地区認定農業者会	甌島地区認定農業者会	
	市民祭農林専門委員会	樋脇町産業祭実行委員会	入来町産業祭実行委員会						
			東郷町航空防除協議会						

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
農業関係	むらづくり推進連絡会								
				農産物販売所 藤川特産品販売管理組合 東郷町物産品販売所利用協議会 鳥丸野菜販売グループ 南瀬ふれあい販売所					
	川内市土地改良区	小野土地改良区 元村新田土地改良区	入来町土地改良区	南瀬土地改良区 山田土地改良区 東郷土地改良区 藤川土地改良区	祁答院町土地改良区				
		倉野・藤本農村公園管理							
	川内市水田農業推進協議会	樋脇町水田農業経営確立 対策推進協議会	水田農業経営確立対策推 進協議会	東郷町水田農業推進協議 会	祁答院町水田農業推進協 議会	里村水田農業推進協議会	上甌村水田農業推進協議 会	下甌村水田農業推進協議 会	
		藤本地区農作業受託組合 倉野地区農作業受託組合 樋脇町農業創造クラブ	山下・鹿子田機械利用組合 朝陽上農作業受託組合 副田農作業受託組合	山田農作業受委託管理組合 藤川農作業受委託管理組合	仁八営農組合 中福良機械利用組合				
			入来町果樹振興会(きん かん)	東郷町果樹振興会(みか ん,ぶどう,きんかん,な し)	祁答院町観光果樹振興会 (ぶどう,なし)		小島パッションフルーツ生 産グループ		
			入来町花卉振興会	東郷町花卉部会					
			入来町茶業振興会	東郷町茶業振興会					
	川内市農業者年金受給者 会	樋脇町農業者年金受給者 会	入来町農業者年金受給者 会	東郷町農業者年金受給者 会	祁答院町農業者年金受給 者会				
	下牛鼻地区営農飲雑用水 施設管理組合								
畜産業関 係			入来町畜産女性部会						
			プロイラー生産者連絡協 議会						
	北薩地区酪農ヘルパー利 用組合								
			地鶏振興会						
			肉用牛中核経営志向会						
	川内市肥育牛部会		肉用牛肥育牛部会						
			ET活用研究会		町受精卵移植技術研究会				
	川内市和牛生産部会	樋脇町和牛振興会	入来町和牛畜産振興会	東郷町和牛振興会	祁答院町畜産振興会			下甌村肉用牛生産組合	

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
畜産業関係				山田堆肥生産組合					
	薩摩和牛育種部会川内支部	薩摩和牛育種部会樋脇町支部	薩摩和牛育種部会入来町支部	薩摩和牛育種部会東郷町支部	薩摩和牛育種部会祁答院町支部				
	川内地区酪農連絡協議会								
	JAさつま川内養鶏部会								
	JAさつま川内養豚部会								
	川内市家畜商組合	樋脇町家畜商組合	入来町家畜商組合	東郷町家畜商組合	祁答院町家畜商組合				
					町和牛多頭飼育者会				
			入来町肉用牛ヘルパー組合	東郷町肉用牛ヘルパー組合					
川内市家畜自衛防疫協議会	樋脇町家畜自衛防疫協議会	入来町家畜自衛防疫協議会	東郷町家畜自衛防疫協議会	祁答院町家畜自衛防疫協議会	里村家畜自衛防疫協議会	上甌村家畜自衛防疫協議会	下甌村家畜自衛防疫協議会		
林業関係	川内市猟友会	樋脇町猟友会	入来町猟友会	東郷町猟友会	祁答院町猟友会			下甌村猟友会	
	川内市みどり推進協議会	樋脇町みどり推進協議会	入来町みどり推進協議会		祁答院町みどり推進協議会	里村みどり推進協議会	上甌村みどり推進協議会	下甌村みどり推進協議会	鹿島村みどり推進協議会
	陽成みどりの少年団	丸山みどりの少年団	大馬越緑の少年団		緑の少年団	みどりの少年団			みどりの少年団
	川内市有害鳥獣駆除対策協議会	樋脇町有害鳥獣駆除対策協議会	入来町有害鳥獣駆除対策協議会	東郷町有害鳥獣駆除対策協議会	祁答院町有害鳥獣駆除対策協議会				
	川内市生産森林組合連絡協議会								
	川内市たけのこ生産組合	樋脇たけのこ生産組合	入来たけのこ生産組合	東郷たけのこ生産組合	祁答院町たけのこ生産組合				
	宮里生産森林組合外3組合								
	川内市間伐推進協議会	樋脇町除間伐推進協議会			祁答院町間伐推進協議会				
	川内市鳥獣害防止対策協議会								
	川内市林業振興推進協議会	樋脇町林業振興推進協議会	入来町林業振興推進協議会		祁答院町林業振興推進協議会				
	JAさつま川内川内支部筍部会	JAさつま川内樋脇支所筍部会	JAさつま川内入来支所筍部会	東郷たけのこ部会	祁答院町筍部会				
			入来町青年の山造林組合						
			大馬越青年の山造林組合						
			市野々生産森林組合						
川内市早掘りたけのこ生産組合									

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
水産業関係									鹿島村水産業振興対策協議会
	川内市漁業協同組合					里村漁業協同組合	上甌村漁業協同組合	下甌村漁業協同組合	鹿島村漁業協同組合
	川内市内水面漁業協同組合 川内川漁業協同組合中村支部	川内川漁業協同組合樋脇支部 川内川漁業協同組合倉野支部	川内川漁業協同組合入来支部	川内川漁業協同組合東郷支部 川内川漁業協同組合南瀬支部	川内川漁業協同組合祁答院支部				
	川内地区養鰻業振興協議会								
商工観光関係	高城商工会	樋脇町商工会	入来町商工会	東郷町商工会	祁答院町商工会	里村商工会	上甌村商工会	下甌村商工会	鹿島村商工会
	川薩人材育成センター								
	川内地区雇用開発協会								
			入来町企業誘致推進協議会						
	タウンマネジメント協議会								
	川内商工会議所								
		市比野温泉ふれあい実行委員会		東郷ふれあい市実行委員会					
	川内木市振興会								
									しもこしき「ふるさと」友の会推進協議会
	かごしま川内貿易振興協会								
					祁答院町観光果樹振興会				
			入来町夏祭り実行委員会	東郷町夏まつり納涼大会実行委員会				上こしき夏祭り実行委員会	
	川内市観光協会	樋脇町観光協会	入来町観光協会	東郷町観光協会	祁答院町観光協会	里村観光協会	上甌村観光協会		
			温泉まつり実行委員会						
	川内市旅館組合 川内高城温泉振興会	市比野温泉旅館組合							
	川内市特産品協会	樋脇町特産品協会	入来町特産品協会					上甌村特産品生産グループ	
	川内河童共和国								
							上甌村県民自然レクリエーション村		
川内市民祭商工専門実行委員会									

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
商工観光 関係	がらっばどん祭り実行委員会								
	川内大綱引保存会								
	西方海水浴場振興会								
			いきファミリーハイキング 実行委員会						
			八重山高原星物語実行委 員会						
			入来星空映画館実行委員 会						
			入来パラフェスタ実行委員 会						
			南日本フレンドリーカップin入来 ゴルフ大会実行委員会						
	川内市菓子組合								
	市比野温泉飲食店通り会								
-29- 保健衛生 関係	川内市食生活改善推進員協 議会	樋脇町食生活改善推進員協 議会	入来町食生活改善推進員協 議会	東郷町食生活改善推進員連 絡協議会	祁答院町食生活改善推進 員協議会	里村食生活改善推進員連 絡協議会	上甌村食生活改善推進員協 議会	下甌村食生活改善推進員協 議会	鹿島村食生活改善推進員協 議会
		樋脇町保健推進員協議会							
	川内市医師会								
	川内市歯科医師会								
	川内市健康づくり推進協 議会								
	川内市献血推進連絡協議 会								
清掃関係			大馬越地区農業集落排水 処理施設維持管理組合						
			入来中部地区農業集落排 水処理施設維持管理組合						
	川内市衛生自治団体連合 会	樋脇町衛生自治団体	入来町衛生自治団体連合 会	東郷町衛生自治団体連合 会	祁答院町衛生自治団体連 合会		上甌村環境衛生組合連合 会		鹿島村衛生協力会
社会福祉 関係	川内市社会福祉協議会	樋脇町社会福祉協議会	入来町社会福祉協議会	東郷町社会福祉協議会	祁答院町社会福祉協議会	里村社会福祉協議会	上甌村社会福祉協議会	下甌村社会福祉協議会	鹿島村社会福祉協議会
	川内市民生委員協議会連 合会	樋脇町民生委員協議会	入来町民生委員児童委員 協議会	東郷町民生委員協議会	祁答院町民生委員協議会	里村民生委員協議会	上甌村民生委員協議会	下甌村民生委員協議会	鹿島村民生委員協議会
		樋脇町民生委員互助会		東郷町民生委員互助会					

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
社会福祉関係	川内市更生保護婦人会		入来町更生保護婦人会						
	川内市遺族連合会	樋脇町遺族会	入来町遺族会	東郷町遺族会	祁答院町遺族会	里村遺族会			
	川内市傷痍軍人会	樋脇町傷痍軍人会	入来町傷痍軍人会	傷痍軍人会					
	原爆被害者福祉協議会川内支部								
	川内市身体障害者連絡協議会			東郷町身体障害者協議会					
	川内市身体障害者協会	樋脇町身体障害者協会	入来町身体障害者福祉協会		祁答院町身体障害者協会				
	川内市視力障害者協会								
	川内地区ろうあ協会								
	川内市手をつなぐ育成会	手をつなぐ育成会	入来町手をつなぐ育成会	東郷町手をつなぐ育成会					
	薩摩保護区保護司会					薩摩保護区保護司会			
	川内市つくし園父母の会								
			入来町精神障害者家族会						
	川内市手話サークル でのひら								
	川内市点訳サークル								
川内市三地区連絡協議会									
老人福祉関係	川内市老人クラブ連合会	樋脇町老人クラブ連合会	入来町老人クラブ連合会	東郷町老人クラブ連合会	祁答院町老人クラブ連合会	里村寿クラブ連合会	上甌村老人クラブ連合会	下甌村老人クラブ連合会	
	単位老人クラブ	老人クラブ	単位老人クラブ	東郷町老人クラブ	単位老人クラブ	里村寿クラブ	上甌村老人クラブ	下甌村単位老人クラブ	鹿島村老人クラブ
	シルバー人材センター	シルバー人材センター	入来町シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター	下甌村シルバー人材センター	
児童福祉関係	川内市保育連合会								
	川内市母子寡婦福祉会	樋脇町母子寡婦福祉会	入来町母子寡婦福祉会	東郷町母子寡婦福祉会	祁答院町母子寡婦福祉会	里村母子寡婦福祉会	上甌村母子寡婦福祉会	下甌村母子寡婦福祉会	鹿島村母子寡婦福祉会
都市計画関係	川内市街部改修促進期成会								
教育総務・学校教育関係	私立幼稚園協会								
			入来商業高校振興対策協議会						

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
教育総務・学校教育関係	川内市教科部会	樋脇町教育研究協議会	入来町教育研究協議会	東郷町教科研究会	祁答院町事務職員部会祁答院町養護教諭部会祁答院町パソコン教育研究会	里村教科研究部	上甌村村長教頭会	下甌村村長教頭会 村・小中教科等部会 就学指導委員会 学校給食運営委員会	
	川内市生活指導研究協議会	小中高生活指導研究協議会							
	川内市校外生活指導連絡会	樋脇町校外生活指導研究連絡協議会	入来町校外生活指導連絡協議会	東郷町校外生活指導連絡協議会	祁答院町校外生活指導連絡協議会	里村校外生活指導連絡協議会	上甌村校外生活指導連絡協議会	下甌村校外生活指導連絡協議会	鹿島村校外生活指導連絡協議会
	川内市中学校生徒会連絡会								
	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会	校長会
	川内市学校保健会	樋脇町学校保健会	入来町学校保健会	東郷町学校保健会	祁答院町学校保健会	里村学校保健会	上甌村学校保健会	下甌村学校保健会	鹿島村学校保健会
	川内市小・中学校体育連盟							下甌村学校体育連盟	
		樋脇町同和教育研究会	入来町同和教育研究会	東郷町同和教育研究会	祁答院町同和教育研究会				
-31- 社会教育関係	川内市PTA連絡協議会	樋脇町PTA連絡協議会	入来町PTA連絡協議会	東郷町PTA連絡協議会	祁答院町PTA連絡協議会	里村PTA連絡協議会	上甌村PTA連絡協議会	下甌村PTA連絡協議会	鹿島村PTA連絡協議会
	川内市青少年育成市民会議			東郷町青少年健全育成町民会議	祁答院町青少年育成町民会議			下甌村青少年育成村民会議	
	川内市子ども会育成連絡協議会	樋脇町子ども会育成連絡協議会	入来町子ども会連絡協議会	東郷町子ども会育成連絡協議会	祁答院町子ども会育成連絡協議会	里村子ども会育成連絡協議会	上甌村子ども会育成連絡協議会	下甌村子ども会育成連絡協議会	鹿島村子ども会育成連絡協議会
			高校生クラブ連絡協議会	東郷町高友会育成連絡協議会	祁答院町高校生父母連絡会	里村高校生親の会			
				東郷町青年団連絡協議会	祁答院町青年団連絡協議会			下甌村青年団連絡協議会	
	川内地区視聴覚教育研究協議会								
	川内市生涯学習推進本部			東郷町生涯学習推進会議	生涯学習推進会議				
	川内市校区生涯学習振興会連絡協議会								
	川内市社会教育関係団体連絡協議会								
	川内市中央生活学校	樋脇町生活学校			祁答院町コミュニティづくり推進協議会 祁答院町生活学校	里の風新生活運動推進協議会			
	川内市中央公民館自主学級連絡協議会								
		読書活動推進協議会							
	川内市青少年問題協議会		入来町校区青少年問題協議会	東郷町青少年問題協議会					
川内郷土史研究会	郷土史同好会								

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

種別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
社会教育関係	川内市内各種郷土芸能保存会	樋脇町郷土芸能保存会等 樋脇町菊花同好会		東郷町郷土芸能保存会 東郷町文弥節人形浄瑠璃保存会	祁答院町郷土芸能保存協議会	里村郷土芸能保存会 里八幡宮内侍舞保存会	甌大明神太鼓保存会		鹿島村郷土芸能保存会
	せつべとへ自然と民話に遊ぶ会								
	川内市文化協会	樋脇町文化協会	入来町文化協会	東郷町文化協会	祁答院町文化協会	里村文化協会	上甌村文化協会	下甌村文化協会	鹿島村文化協会
	川内市少年少女合唱団								
			宇宙少年団入来ベラ分団						
保健体育関係	校区体育協会連絡協議会								
	川内市体育協会	樋脇町体育協会	入来町体育協会	東郷町体育協会	祁答院町体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	下甌村体育協会	鹿島村体育協会
		樋脇町スポーツ推進会議			祁答院町スポーツ振興審議会				
	川内市スポーツ少年団	樋脇町スポーツ少年団連絡協議会	入来町スポーツ少年団	東郷町スポーツ少年団本部	祁答院町スポーツ少年団指導者連絡協議会 祁答院町スポーツ少年団本部	里村スポーツ少年団	上甌村スポーツ少年団	下甌村スポーツ少年団	鹿島村スポーツ少年団
	川内市体育指導委員協議会				祁答院町体育指導委員会				
								下甌村ゲートボール協会	
	川内海洋クラブ								
				入来町駅伝強化推進委員会					
川内スポーツクラブ01									

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
議会関係	全国市議会議長会									
	九州市議会議長会									
	鹿児島県市議会議長会									
	広域行政圏市議会協議会									
		全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会	全国町村議会議長会
		鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県町村議会議長会
		郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会	郡町村議会議長会
							甌島議員協議会	甌島議員協議会	甌島議員協議会	甌島議員協議会
							全国離島振興町村議会議長会	全国離島振興町村議会議長会	全国離島振興町村議会議長会	全国離島振興町村議会議長会
							鹿児島県離島振興町村議会議長会	鹿児島県離島振興町村議会議長会	鹿児島県離島振興町村議会議長会	鹿児島県離島振興町村議会議長会
		全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会	全国町村議会議員互助会
			祁答院5か町議員連絡協議会			祁答院5か町議員連絡協議会				
		全国市議会議長会基地協議会								
		全国原子力発電所立地市町村議会議長会		全国原子力発電所立地市町村議会議長会						
	総務関係			森林交付税創設全国議員連盟						
広域行政を考える議員懇談会		広域行政を考える議員懇談会	広域行政を考える議員懇談会	広域行政を考える議員懇談会						
鹿児島県市町村職員研修協会		鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	鹿児島県市町村職員研修協会	
日本経営協会										
鹿児島県社会保険協会		鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	鹿児島県社会保険協会	
川内社会保険委員会										
中央労働災害防止協会										

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	都市職員厚生会連絡協議会 九州地区協議会事務研究会								
	(財)日本電信電話ユー ザ協会川内地区協会								
	日本公衆電話会								
		(財)地方財務協会							
		鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会	鹿児島県町村会
		郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会	郡町村会
		鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会	鹿児島県町村職員互助会
						西郷南州顕彰会	西郷南州顕彰会		西郷南州顕彰会
	全国市長会								
	九州市長会								
	鹿児島県市長会								
	世界連邦宣言自治体全国 協議会								
	(社)三州倶楽部								
	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会	薩摩地区広報連絡協議会
	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会	鹿児島県広報協会
	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会	日本広報協会
	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	自衛隊協力会鹿児島県連 合会	
	東京事務所ビル管理								
	都市東京事務所長会								
		全国自衛隊父兄会鹿児島 県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島 県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島 県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島 県支部連合会	全国自衛隊父兄会鹿児島 県支部連合会			
鹿児島県青年海外協力隊 を支援する会		鹿児島県青年海外協力隊 を支援する会		鹿児島県青年海外協力隊 を支援する会			鹿児島県青年海外協力隊 を支援する会		

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	(財)自治体国際化協会	(財)自治体国際化協会							
	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	宮之城地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会	川内地区安全運転管理者協議会
	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	川内地区交通安全協会	宮之城地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会	甌島地区交通安全協会
	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会		川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会	川内警察署管内交通安全会議連合会
	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会	鹿児島県交通安全母の会連合会
	全国都市収入役会								
	九州都市収入役会								
	鹿児島県都市収入役会								
	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター
	(財)九州経済調査協会								
	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会	南のふるさとづくり推進協議会
	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会	南のふるさとづくりさつまブロック連絡協議会
	鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会		鹿児島県電源地域連絡協議会		鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会	鹿児島県電源地域連絡協議会
	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会	川薩広域市町村圏協議会
	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会	川内川アクアフロント推進協議会				
	川内・空港間幹線道路建設促進期成会	川内・空港間幹線道路建設促進期成会			川内・空港間幹線道路建設促進期成会				
	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会	北薩地域振興懇話会
		西薩地域開発研究協議会				西薩地域開発研究協議会	西薩地域開発研究協議会	西薩地域開発研究協議会	西薩地域開発研究協議会
	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会	かごしま川西薩地域振興協議会
							地域経済対策自治体協議会		
	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	鹿児島県過疎地域自立促進協議会	

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	全国基地協議会								
	防衛施設周辺整備全国協議会								
	社団法人九州テレコム振興センター					社団法人九州テレコム振興センター			
	鹿児島県市町村情報処理研究協議会						鹿児島県市町村情報処理研究協議会		
		鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会	鹿児島県町村情報処理連絡協議会
	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター	(財)地方自治情報センター
	行政システム共同開発協議会		行政システム共同開発協議会						
							鹿児島県離島振興協議会	鹿児島県離島振興協議会	鹿児島県離島振興協議会
							甌島振興協議会	甌島振興協議会	甌島振興協議会
	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会	鹿児島県電子自治体運営委員会
	全国公平委員会連合会								
	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会	鹿児島県公平委員会連合会
	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会	川内人権擁護委員協議会
	川薩地区防犯協会連合会	川薩地区防犯協会連合会	川薩地区防犯協会連合会	川薩地区防犯協会連合会	宮之城地区防犯協会	甌島地区防犯組合連合会	甌島地区防犯組合連合会	甌島地区防犯組合連合会	甌島地区防犯組合連合会
	消費生活相談員連絡協議会								
	川内警察署管内沿岸警戒連絡協力会						甌島地区沿岸警戒連絡協議会	甌島地区沿岸警戒連絡協議会	甌島地区沿岸警戒連絡協議会
	(財)日本関税協会								
	(社)鹿児島県貿易協会								
	川内港検疫衛生管理推進協議会								
	鹿児島県国際航路開設促進協議会								
日本貿易振興会鹿児島貿易情報センター									

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
総務関係	鹿児島県国土調査推進協議会		鹿児島県国土調査推進協議会	鹿児島県国土調査推進協議会	鹿児島県国土調査推進協議会				
	鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部		鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部	鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部	鹿児島県国土調査推進協議会川北薩支部				
	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会	九州地区用地対策連絡会
消防関係	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会	鹿児島県防災行政無線運営協議会
	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運航連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会	鹿児島県消防・防災ヘリコプター・運行連絡協議会
統計関係	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会	鹿児島県農林統計協会
	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会	鹿児島県統計協会
	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	薩摩郡東部統計協会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会	西薩地区統計協議会
監査委員関係	全国都市監査委員会								
	九州各市監査委員会								
	鹿児島県下各市監査委員会								
監査委員関係		全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会	全国町村監査委員協議会
		鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会	鹿児島県町村監査委員協議会
		郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会	郡町村監査委員連絡協議会
	西日本都市監査事務研修会								
戸籍住民関係	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会	法務局川内支局管内戸籍事務協議会
	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会	鹿児島県戸籍事務協議会
税務関係	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会	川薩地区地方税協議会
	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター	(財)資産評価システム研究センター
	川薩中小企業記帳指導協議会								
	川内たばこ税連絡協議会	川内たばこ税連絡協議会		川内たばこ税連絡協議会	祁答院地区たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会	市来管内たばこ売上促進連絡協議会

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
税務関係	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会	川薩地区租税教育推進協議会
	鹿児島県下都市税務協議会								
	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県軽自動車協会
選挙関係	全国市区選挙管理委員会連合会								
	九州都市選挙管理委員会連合会								
	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連絡会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会	鹿児島県選挙管理委員会連合会
	鹿児島県各市選挙管理委員会連合会								
	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会	鹿児島県明るい選挙推進協議会薩摩支会
鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	鹿児島県選挙管理委員会連合会薩摩支会	
社会福祉関係	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会	鹿児島県民生委員児童委員互助会
	全国婦人相談員連絡協議会								
	九州各県婦人相談員連絡協議会								
	鹿児島県下14市福祉事務所長会議								
	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済
	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会	鹿児島県心身障害者雇用促進協会
	鹿児島県隣保館連絡協議会		鹿児島県隣保館連絡協議会						
	全国及び鹿児島県在宅介護支援センター協議会							全国及び鹿児島県在宅介護支援センター協議会	
	鹿児島県・市家庭相談員連絡協議会								
	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会	北薩地区家庭相談員連絡協議会
	鹿児島県下14市家庭相談員連絡協議会								
	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	薩摩地区保護司会	甌島地区保護司会	甌島地区保護司会	甌島地区保護司会

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
社会福祉 関係			人権教育啓発推進センター						
			館内精神障害者小規模作業所運営協議会						
保育関係		北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会	北薩地区身体障害者協会連合会				
		薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会	薩摩郡母子寡婦福祉会
		川内地区精神障害者福祉促進の会	管内精神障害者家族会	川内地区精神障害者福祉促進の会	管内精神障害者家族会				
	保育所児童災害共済			保育所児童災害共済					
	鹿児島県保育連合会			鹿児島県保育連合会					
	川薩保育連絡協議会			川薩保育連絡協議会					
	川薩地区給食施設連絡協議会			川薩地区給食施設連絡協議会					
老人福祉 関係	鹿児島県老人福祉施設協議会			鹿児島県老人福祉施設協議会				鹿児島県老人福祉施設協議会	
	川薩地区老人福祉施設協議会	川薩地区老人福祉施設協議会	川薩地区老人福祉施設協議会					川薩地区老人福祉施設協議会	
		薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会	薩摩郡老人クラブ連合会
	川薩地区集団給食施設連絡協議会			川薩地区集団給食施設連絡協議会					
								鹿児島県デイサービスセンター協議会	鹿児島県デイサービスセンター協議会
環境関係	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会	鹿児島県合併処理浄化槽推進市町村協議会
	全国都市清掃会議								
	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	川内川水系水質汚濁対策連絡協議会				
	九州都市環境行政連絡会議								
	全国原子力発電所所在市町村協議会			全国原子力発電所所在市町村協議会					
	(財)日本原子力産業会議								
	(財)原子力安全研究協会								

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
環境関係	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会		薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会	薩摩地区獣医師会
保健衛生 関係	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会宮之城支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会宮之城支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会川内支部
	鹿児島県地域歯科保健連絡協議会								
	鹿児島県口腔保健協会	鹿児島県口腔保健協会		鹿児島県口腔保健協会		鹿児島県口腔保健協会			
	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会	鹿児島県地域保健活動連絡協議会
	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会	北薩地区地域保健活動連絡協議会
	鹿児島県健康づくり運動指導者協議会								
	鹿児島県消化器集団検診研究会保健婦部会								
		全国保健センター連合会	全国保健センター連合会		全国保健センター連合会				
		鹿児島県保健センター連絡協議会	鹿児島県保健センター連絡協議会				鹿児島県保健センター連絡協議会	鹿児島県保健センター連絡協議会	鹿児島県保健センター連絡協議会
	川内地区栄養士会								
	鹿児島県薬剤師会川薩支部	鹿児島県薬剤師会川薩支部	鹿児島県薬剤師会川薩支部		鹿児島県薬剤師会川薩支部				
		薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会	薩摩郡医師会
		薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会	薩摩郡歯科医師会
	鹿児島県看護協会川薩支部		鹿児島県看護協会川薩支部			鹿児島県看護協会川薩支部	鹿児島県看護協会川薩支部	鹿児島県看護協会川薩支部	鹿児島県看護協会川薩支部
川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	川薩地区食品衛生協会	
農業関係	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内	JAさつま川内
	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合	北薩農業共済組合
	鹿児島県下14市農業委員会連絡協議会								
	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議	鹿児島県農業会議
	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	薩摩地区農業委員会連絡協議会	

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
農業関係	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会	川薩地区農業委員会職員協議会
	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会	川薩地区農業者年金協議会				
	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会	鹿児島県農業委員会職員協議会
	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会	鹿児島県農業経営構造対策協議会
	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会	薩摩地区茶業振興会				
	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会	鹿児島県農業機械連絡協議会				
	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会	川薩地域農政推進協議会
	川薩地域農業改良普及事業協議会	川薩地域農業改良普及事業協議会	川薩地域農業改良普及事業協議会	川薩地域農業改良普及事業協議会	宮之城地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会	甌島地区農業改良普及事業協議会
	さつま川内地域農業振興協議会	さつま川内地域農業振興協議会	さつま川内地域農業振興協議会	さつま川内地域農業振興協議会					
	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会	鹿児島県園芸振興協議会				
	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部	かごしまブランド川薩地域推進本部
	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会	鹿児島県野菜価格安定基金協会				
		鹿児島県桜島防災官農推進協議会	鹿児島県桜島防災官農推進協議会	鹿児島県桜島防災官農推進協議会	鹿児島県桜島防災官農推進協議会				
	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま川内廃プラスチック類適正処理推進協議会	さつま地域廃プラスチック類適正処理推進協議会			
		全国中山間地域振興対策協議会				全国中山間地域振興対策協議会	全国中山間地域振興対策協議会		
		全国中山間地域振興対策協議会九州支部				全国中山間地域振興対策協議会九州支部	全国中山間地域振興対策協議会九州支部		
		全国中山間地域振興対策鹿児島県協議会				全国中山間地域振興対策鹿児島県協議会	全国中山間地域振興対策鹿児島県協議会		
			都市農村交流活性化機構						
			都市農村交流推進協議会						
			鹿児島県コンベンション協会						
鹿児島県草地飼料協会		鹿児島県草地飼料協会				鹿児島県草地飼料協会	鹿児島県草地飼料協会	鹿児島県草地飼料協会	鹿児島県草地飼料協会

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
農業関係	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会	鹿児島県農業者年金協議会
					さつま地域農業管理センター				
	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会	鹿児島県農業信用基金協会
	(財)農村地域工業導入センター		(財)農村地域工業導入センター						
	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会
	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会	川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会				
	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会	鹿児島県農地集団化推進協議会
	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地区農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会	川薩地域農業農村整備事業推進協議会
	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター	鹿児島県農業農村整備情報センター
	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター	(社)農村環境整備センター					
	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会	鹿児島県農業農村整備事業推進協議会
						鹿児島県市町村農村総合整備事業連絡協議会			
	棚田等保全協議会かごしま		棚田等保全協議会かごしま				棚田等保全協議会かごしま		
		鹿児島県ほ場整備構造政策研究会							
	鹿児島県農村振興技術連盟			鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟	鹿児島県農村振興技術連盟
			ダム所在市町村全国協議会						
	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会	鹿児島県畜産会
	川薩地区ホルスタイン共進会連絡協議会								
	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会	モーモーフェスタ川薩実行委員会				
	家畜防疫協議会								
					祁答院地区鶏病対策協議会				

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
農業関係	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会	薩摩畜産農業協同組合連合会
	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会	鹿児島県肉用牛振興協議会
	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合	薩摩西部森林組合				
	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会	鹿児島県市町村林野振興対策協議会
	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会	鹿児島県造林協会
	日本さくらの会								
	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター	北薩流域林業活性化センター
	森林交付税創設促進連盟		森林交付税創設促進連盟						
	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター	鹿児島県林業労働力確保支援センター				
	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会	鹿児島県治山林道協会
	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会	川薩地域林業振興協議会
	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会	薩摩西部地域林業振興協議会			
	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会	川薩地域早掘りたけのこ振興協議会				
	鹿児島県公園造林推進協議会	鹿児島県公園造林推進協議会		鹿児島県公園造林推進協議会					
					鹿児島県林業構造改善推進協議会				
林業関係	広域基幹林道紫尾線維持管理協議会			広域基幹林道紫尾線維持管理協議会					
	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会	鹿児島県林業改良普及協会
					鹿児島県野猿被害市町村協議会				
					さつま農協たけのこ生産振興連絡協議会				
					林道安全協会				
					甌島特用林産振興連絡協議会	甌島特用林産振興連絡協議会	甌島特用林産振興連絡協議会	甌島特用林産振興連絡協議会	甌島特用林産振興連絡協議会

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
林業関係	鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会		鹿児島県国有林野等所在市町村有志協議会		鹿児島県国有林野等所在市町村長有志協議会				
	さつま川内農協旬部会	さつま川内農協旬部会	さつま川内農協旬部会	さつま川内農協旬部会					
	鹿児島県松くい虫被害対策推進連絡協議会								
水産業関係	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会					鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会	鹿児島県沿岸漁業振興開発促進協議会
	海上保安協会串木野支部					海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部	海上保安協会串木野支部
	北薩地区水産改良普及事業推進協議会					甌島地区水産改良普及事業推進協議会	甌島地区水産改良普及事業推進協議会	甌島地区水産改良普及事業推進協議会	甌島地区水産改良普及事業推進協議会
						全国町村水産業振興対策協議会	全国町村水産業振興対策協議会	全国町村水産業振興対策協議会	全国町村水産業振興対策協議会
	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会	鹿児島県水域環境美化推進協議会
	鹿児島県漁港協会					鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会	鹿児島県漁港協会
	財団法人鹿児島県栽培漁業協会					財団法人鹿児島県栽培漁業協会	財団法人鹿児島県栽培漁業協会	財団法人鹿児島県栽培漁業協会	財団法人鹿児島県栽培漁業協会
							鹿児島県藻貝陸産協議会		
	鹿児島県海洋深層水協議会						鹿児島県海洋深層水協議会	鹿児島県海洋深層水協議会	
	鹿児島県漁業信用基金協会					鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会	鹿児島県漁業信用基金協会
						甌島地区漁協合併協議会	甌島地区漁協合併協議会	甌島地区漁協合併協議会	甌島地区漁協合併協議会
	北薩地区沿岸漁業改善資金運営協議会					鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会	鹿児島地区沿岸漁業改善資金運営協議会
	労働関係	川薩人材育成センター運営連絡協議会	川薩人材育成センター運営連絡協議会	川薩人材育成センター運営連絡協議会	川薩人材育成センター運営連絡協議会	川薩人材育成センター運営連絡協議会	川薩人材育成センター運営連絡協議会	川薩人材育成センター運営連絡協議会	川薩人材育成センター運営連絡協議会
全国シルバ-人材センター事業協会									
全国勤労青少年ホーム連絡協議会									
九州地区勤労青少年ホーム連絡協議会									
鹿児島県勤労青少年ホーム連絡協議会									
財かごしま産業支援センター					財かごしま産業支援センター		財かごしま産業支援センター		

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
労働関係	(財)21世紀職業財団鹿児島事務所								
	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	(社)鹿児島県障害者雇用促進協会
	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議	北薩地域雇用促進会議
	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	宮之城公共職業安定所雇用対策推進協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	宮之城公共職業安定所雇用対策推進協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会	ハローワーク川内産業雇用連絡協議会
	九州地区雇用労働福祉会議								
	鹿児島県地下資源開発促進協議会	鹿児島県地下資源開発促進協議会	鹿児島県地下資源開発促進協議会						
	九州地区工業再配置促進連絡協議会		九州地区工業再配置促進連絡協議会	九州地区工業再配置促進連絡協議会					
商工観光関係	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会	鹿児島県企業誘致推進協議会				
	九州西海岸観光協議会					九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会	九州西海岸観光協議会
	鹿児島県鉄道整備促進協議会								
	鹿児島県並行在来線鉄道対策協議会								
	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟	鹿児島県観光連盟
	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会	川内川流域温泉郷観光協議会				
	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会				
	鹿児島県特産品協会			鹿児島県特産品協会		鹿児島県特産品協会	鹿児島県特産品協会	鹿児島県特産品協会	
	鹿児島県料飲業生活衛生同業組合川薩支部								
	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	観光かごしま大キャンペーン推進協議会
	帝国データバンク調査会								
	九州観光都市連盟								
						(財)九州運輸振興センター	(財)九州運輸振興センター	(財)九州運輸振興センター	(財)九州運輸振興センター
全国ふるさと大使連絡会議									

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
商工観光 関係		鹿児島県観光地所在町村協議会	鹿児島県観光地所在町村協議会		鹿児島県観光地所在町村協議会				
		九州沖縄道の駅連絡会							
		鹿児島県中小企業団体中央会							
		鹿児島県美容生活衛生同業組合川内支部			鹿児島県美容生活衛生同業組合宮之城支部				
						甌島観光協会	甌島観光協会	甌島観光協会	甌島観光協会
						かごしまアイランドフェア開催実行委員会	かごしまアイランドフェア開催実行委員会	かごしまアイランドフェア開催実行委員会	かごしまアイランドフェア開催実行委員会
						鹿児島県旅客船協会	鹿児島県旅客船協会	鹿児島県旅客船協会	
						九州旅客船協会連合会	九州旅客船協会連合会 九州旅客船協会連合会合同役員会	九州旅客船協会連合会 九州旅客船協会連合会合同役員会	
						日本旅客船協会	日本旅客船協会	日本旅客船協会	
土木関係	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会	鹿児島県土木協会
	川内地区土木協会	川内地区土木協会	祁答院地区土木協会	川内地区土木協会	祁答院地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会	甌島地区土木協会
	九州国道協会		九州国道協会	九州国道協会					
	薩摩北薩連絡幹線道路建設促進期成会	薩摩北薩連絡幹線道路建設促進期成会		薩摩北薩連絡幹線道路建設促進期成会					
	国道267号改良促進期成会			国道267号改良促進期成会					
			国道328号整備促進期成会						
				日本道路協会	日本道路協会		日本道路協会	日本道路協会	
								全国海岸協会	全国海岸協会
		鹿児島県ダンブカー協会	鹿児島県ダンブカー協会		鹿児島県ダンブカー協会				
				横座峠交流ふれあい活性化推進協議会					
						全国建設技術者協会	全国建設技術者協会		

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
土木関係					鹿児島県建設技術協会	鹿児島県建設技術協会		鹿児島県建設技術協会	鹿児島県建設技術協会
					北薩空港幹線道路整備促進期成会				
					鹿児島・大口幹線道路整備促進期成会				
		県道山田入来線整備促進協議会	県道山田入来線整備促進協議会	県道山田入来線整備促進協議会	県道山田入来線整備促進協議会				
河川関係	川内川下流改修促進期成会	川内川下流改修促進期成会		川内川下流改修促進期成会					
	川内川改修促進期成会	川内川改修促進期成会	川内川改修促進期成会	川内川改修促進期成会	川内川改修促進期成会				
港湾関係	日本港湾協会					日本港湾協会			
	鹿児島県港湾協会					鹿児島県港湾協会	鹿児島県港湾協会	鹿児島県港湾協会	
	港湾都市協議会								
都市計画関係	全国都市計画協会		全国都市計画協会						
	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会	南九州西回り自動車道建設促進期成会
	南九州西回り自動車道川内道路建設促進協力会								
	鹿児島県市町村街路事業促進協議会		鹿児島県市町村街路事業促進協議会						
	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会	鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会
	西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会		西薩地区九州新幹線建設協力会		西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会	西薩地区九州新幹線建設協力会
	(社)日本公園緑地協会								
	全国都市公園整備促進協議会								
	日本下水道協会						日本下水道協会		
	日本下水道協会九州地方支部						日本下水道協会九州地方支部		
	日本下水道協会鹿児島県支部					日本下水道協会鹿児島県支部	日本下水道協会鹿児島県支部		
							水産土木建設技術センター	水産土木建設技術センター	

公共の団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
都市計画関係			全国町村下水道推進協議会			全国町村下水道推進協議会	全国町村下水道推進協議会		
	日本土地区画整理協会								
住宅関係	鹿児島県市町村区画整理事業促進連絡協議会		鹿児島県市町村区画整理事業促進連絡協議会						
	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会	鹿児島県住宅行政連絡協議会
教育総務・学校教育関係	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会	鹿児島県公立学校施設整備期成会
	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会
	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会	川薩地区市町村教育委員会連絡協議会
						甌島地区教育委員会連絡協議会	甌島地区教育委員会連絡協議会	甌島地区教育委員会連絡協議会	甌島地区教育委員会連絡協議会
	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会	鹿児島県市町村教育長会
						甌島地区教育長会	甌島地区教育長会	甌島地区教育長会	甌島地区教育長会
					宮之城農業高等学校振興対策協議会				
	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会	川薩地区教育振興連絡協議会
	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会	鹿児島県及び川薩地区生活指導研究協議会
	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会	川薩地区特殊教育研究会				
	全国都市教育長協議会								
	九州都市教育長協議会								
	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟	鹿児島県へき地・小規模校教育研究連盟
	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会	川薩地区中学校進路指導研究協議会
	全国適応指導教室連絡協議会								
	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター	日本体育学校健康保健センター

公共の団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
教育総務・学校教育関係	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会	北薩地区養護教諭会
			鹿児島県特殊学級設置校協議会						
	勵自治体国際化協会	勵自治体国際化協会	勵自治体国際化協会	勵自治体国際化協会	勵自治体国際化協会				
	川薩地区中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	郡中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟	甌島地区中学校体育連盟
	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会	鹿児島県学校保健会
	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会	川薩地区学校保健会
	川内市小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	郡小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟	甌島地区小学校体育連盟
		郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会	郡音楽教育研究会				
	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会	鹿児島県学校図書館協議会
	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会	全国公立幼稚園協会
	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会	九州国立幼稚園会
	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会	鹿児島県国立幼稚園協会
	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会	川薩地区公立幼稚園協会
社会教育関係	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会	川薩地区社会教育振興会
	鹿児島県視聴覚教育連盟	鹿児島県視聴覚教育連盟		鹿児島県視聴覚教育連盟			鹿児島県視聴覚教育連盟	鹿児島県視聴覚教育連盟	
	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会	鹿児島県社会教育委員連絡協議会
	全国青少年補導センター連絡協議会								
	鹿児島県少年補導センター連絡協議会								
	鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会		鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会		鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会	鹿児島県社会教育研究会
	地区社会教育研究会	地区社会教育研究会		地区社会教育研究会			地区社会教育研究会	地区社会教育研究会	
	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会	鹿児島県公民館連絡協議会

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
社会教育 関係	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
	日本図書館協会								
	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会	鹿児島県図書館協会
	(財)日本博物館協会								
	九州博物館協会								
	鹿児島県博物館協会	鹿児島県博物館協会	鹿児島県博物館協会		鹿児島県博物館協会		鹿児島県博物館協会	鹿児島県博物館協会	
			日本ナショナルトラスト						
	全国生涯学習市町村協議会								
	全国史跡整備市町村協議会		全国伝統的建造物群保存地区協議会						
	九州地区市町村文化財保存整備協議会								
			全国公立文化施設協議会						
			九州公立文化施設協議会						
	全国少年自然の家連絡協議会九州地区協議会								
	鹿児島県国公立青少年社会教育施設研究協議会								
	全国少年自然の家連絡協議会								
	鹿児島県キャンプ協会			鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会	鹿児島県キャンプ協会
	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会	鹿児島県子ども会育成連絡協議会
	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会	川薩地区子ども会育成連絡協議会
		薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会	薩摩郡PTA連絡協議会
			日本宇宙少年団						
			小さな親切運動						

公共の団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
保健体育関係	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会	川薩地区体育指導委員協議会
	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会	鹿児島県体育指導委員会
	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会	鹿児島県体育施設協会
	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会	川薩地区学校給食研究協議会
	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会		鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	鹿児島県学校給食センター連絡協議会	
		鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会	鹿児島県学校栄養士協議会
	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	北薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会	川薩地区学校栄養士協議会
	全国ボート場所在市町村協議会								
	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会	川薩地区体育協会連絡協議会
		鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会					鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会	鹿児島県B & G地域海洋センター連絡協議会	
鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	鹿児島県下一周駅伝川薩地区運営委員会	
水道関係	㈱日本水道協会	㈱日本水道協会	㈱日本水道協会	㈱日本水道協会	㈱日本水道協会				
	㈱日本水道協会九州地方支部	㈱日本水道協会九州地方支部	㈱日本水道協会九州地方支部	㈱日本水道協会九州地方支部	㈱日本水道協会九州地方支部				
	㈱日本水道協会鹿児島県支部	㈱日本水道協会鹿児島県支部	㈱日本水道協会鹿児島県支部	㈱日本水道協会鹿児島県支部	㈱日本水道協会鹿児島県支部				
	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会	㈱鹿児島県水道協会
	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会	北薩水道協議会
	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会	暴力追放公共事業体等川薩地区協議会				
国民健康保険関係	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会	川薩地区国保団体協議会
	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会	鹿児島県国民健康保険団体連合会
	九州都市国保研究協議会								
	広報共同事業								

公共の団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
国民健康 保険関係	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金
農業集落 排水関係	日本農業集落排水協会		日本農業集落排水協会		日本農業集落排水協会	日本農業集落排水協会			
	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会		鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会		鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会			
工業用水 道関係			日本工業用水協会						
介護保険 関係	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金	鹿児島県介護保険財政安定化基金
へき地診 療所関係						甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会	甌島地区医学研究会
						日本医師会	日本医師会	日本医師会	日本医師会
						鹿児島県医師会	鹿児島県医師会	鹿児島県医師会	鹿児島県医師会
						九州医師会医学会	九州医師会医学会	九州医師会医学会	
						薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟	薩摩郡医師連盟
						鹿児島県歯科医師会	鹿児島県歯科医師会	鹿児島県歯科医師会	
							歯科衛生士協会	歯科衛生士協会	
							鹿児島県保険医協会		
						全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会	全国国民健康保険診療施設協議会
					鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	鹿児島県国民健康保険診療施設協議会	

議案第21号

上・下水道事業の取扱いについて

合併協定項目23-18号「上・下水道事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年 9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

上・下水道事業の取扱いについて

1 水道事業

(1) 上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金及び検針

上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。

検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。

メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 加入負担金及び手数料

新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。

給水装置工事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たな制度等を制定する。

給水装置工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整する。

開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。

(4) 事業及び財政計画（上水・簡水）については、新市に移行後1年以内を目途に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画（設計計画）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- (5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) サービスセンター事務(管理)については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 水道事業運営審査会については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 工業用水道については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

- (1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。
- (2) 負担金等事務
 - 負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。
 - 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一する方向で調整する。
 - 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。
 - 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。
- (3) 下水道整備計画と認可及び財政計画
 - 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

3 温泉事業

- (1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。
- (2) 検針及び料金
 - 検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
 - 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
 - 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に調整する。
 - 賦課徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (3) 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
- (4) 工事負担金及び検査
 - 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 工事検査については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (5) 公衆浴場維持管理については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 温泉審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。

平成 年 月 日 確認

上・下水道事業の取扱いについて

1. 協定項目の要旨・留意点

上水道及び下水道、温泉に関する事業・制度について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

事務事業調整の基本的視点及び方針に沿った内容の調整案とする。

3. 協定（協議）先進事例

<p>兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。水道給水区域については、現行のとおりとする。水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。 <p>下水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">下水道使用料については、篠山市の例による。生活排水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。生活排水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。農業集落排水事業新規加入分担金については、現行のとおりとする。農業集落排水管理については、西紀町及び今田町の例による。生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。合併処理浄化槽設置整備補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。下水道事業基金については、合併時の合計額をもって基金を設置する。
<p>香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）</p> <p>上水道関係</p> <ul style="list-style-type: none">水道給水区域については、現行のとおりとする。水道使用料、新規加入金等及びメーター使用料については、合併時に次に掲げる表

第1、表第2及び表第3のとおり統一し、検針及び徴収については、毎月実施する。
表省略

- ・ 施設等申込検査手数料は、次の表第4のとおり合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおりとする。表省略

下水道関係

- ・ 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。
- ・ 下水道使用料については、合併時に上下水道家庭用の使用料を基準に調整する。
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業については大内町の例により調整する。

広島県高田郡六町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

水道関係の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 上水道事業については、吉田町及び甲田町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- ・ 簡易水道事業等については、統合し、新市において新たな特別会計を設ける。
- ・ 加入者分担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整する。
- ・ 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において経営分析を行い調整する。
- ・ 新市における加入者分担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体制とする。
- ・ 飲料水供給施設補助事業については、新市において制度化を図る。

下水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ・ 受益者負担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 使用料については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。
- ・ 新市における受益者負担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体系とする。

山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）

上水道事業

- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

簡易水道事業

- ・ 2市2町には、平成14年度現在20箇所簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名			上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
上水道事業会計	川内市水道事業	樋脇町水道事業	入来町水道事業	東郷町水道事業						
(公営企業)			(下記は公営企業適用)							
			市野々簡易水道							
			山之口簡易水道							
			中山簡易水道							
			内之尾簡易水道							
			草渡簡易水道							
			神岡簡易水道事業							
			赤仁田簡易水道							
			八重簡易水道							
簡易水道特別会計	土川簡易水道	野下地区簡易水道	長野地区簡易水道	鳥丸地区簡易水道	蘭牟田地区簡易水道	里村簡易水道	中甌地区簡易水道	青瀬地区簡易水道	鹿島村簡易水道	
	西方簡易水道	倉野地区簡易水道			砂石地区簡易水道		江石地区簡易水道	瀬々野浦地区簡易水道		
	湯之元簡易水道	田代沢牟田地区簡易水道			下手地区簡易水道		桑之裏地区簡易水道	長浜地区簡易水道		
	港簡易水道	藤本地区簡易水道			黒木地区簡易水道			手打地区簡易水道		
	小倉簡易水道	武田地区簡易水道			上手地区簡易水道			片野浦地区簡易水道		
	高江簡易水道	上手地区簡易水道			中武地区簡易水道			内川内地区飲料水供給施設		
	水引簡易水道	鍋原地区飲料施設			牟田地区簡易水道					
	木場茶屋簡易水道				枯木野地区簡易水道					
	湯田簡易水道									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)					専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	会計方式については、新市に移行後も当の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
予算・決算 (上水道・ 簡易水道)	水道事業収益	14年度予算	1,036,301,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000				
		13年度決算	1,076,177,663	115,817,367	115,640,695	121,559,872				
営業収益		14年度予算	1,019,172,000	112,566,000	107,687,000	92,087,000				
		13年度決算	1,049,675,124	114,484,288	105,977,290	88,222,796				
営業外収益		14年度予算	17,129,000	2,434,000	10,929,000	40,742,000				
		13年度決算	26,502,539	1,333,079	9,663,405	33,337,076				
小計		14年度予算	1,036,301,000	115,000,000	118,616,000	132,829,000				
		13年度決算	1,076,177,663	115,817,367	115,640,695	121,559,872				
水道事業費用		14年度予算	1,000,817,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000				
		13年度決算	968,911,054	108,857,929	105,334,180	114,051,683				
営業費用		14年度予算	749,826,000	92,316,000	89,072,000	107,403,000				
		13年度決算	717,923,166	86,194,104	80,357,536	96,586,646				
営業外費用		14年度予算	249,991,000	22,036,000	27,084,000	17,490,000				
		13年度決算	250,987,888	22,663,825	24,976,644	17,485,037				
予備費		14年度予算	1,000,000	648,000	50,000	200,000				
		13年度決算	0	0	0	0				
小計		14年度予算	1,000,817,000	115,000,000	116,206,000	125,093,000				
		13年度決算	968,911,054	108,857,929	105,334,180	114,051,683				
水道事業収入	事業収入	公営企業収入・使用料手数料	使用料手数料	水道使用料	事業収入	水道事業収入(水道使用料・手数)	使用料及び手数料	水道事業収入(水道使用料・手数)	水道事業収入(水道使用料・手数)	
		14年度予算	138,042,000	13,222,000	1,880,000	1,012,000	51,269,000	25,344,000	34,720,000	44,346,000
		13年度決算	145,286,280	13,381,820	2,729,720	1,087,000	55,248,470	25,469,000	33,908,000	44,124,000
国庫(県)支出金	国				国	国		県		
		14年度予算	25,000,000	108,000,000			5,304,000	82,900,000		20,800,000
繰入金		13年度決算	0	45,200,000			48,000,000	52,970,000		29,040,000
		14年度予算	16,896,000	38,128,000	4,178,000	7,820,000	13,000,000		34,147,000	23,908,000
諸収入		13年度決算	7,210,400	28,274,000	5,465,780	9,374,000	16,219,000		63,618,000	22,131,000
		14年度予算	4,506,000	2,346,000	123,000	28,000	10,677,000	56,000	13,000	2,092,000
繰越金		13年度決算	11,235,042	114,168	831,600	765,000	18,762,306	88,000	4,916,000	6,803,000
		14年度予算	10,326,000	1,603,000	0	1,000	5,000,000	100,000	800,000	0
市町村債		13年度決算	23,419,635	4,535,406	1,659,221	345,000	4,974,514	849,000	2,603,000	3,984,000
		14年度予算	67,500,000	153,800,000	0	0	18,200,000	52,000,000	0	6,400,000
収入合計		13年度決算	0	70,500,711	0	0	66,300,000	38,400,000	0	22,100,000
		14年度予算	262,270,000	317,099,000	6,181,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,680,000	97,546,000
簡易水道事業費		13年度決算	187,151,357	162,006,105	10,686,321	11,571,000	209,504,290	117,776,000	105,045,000	128,182,000
		14年度予算	220,506,000	292,690,000	2,403,000	7,809,000	87,182,000	154,933,000	31,486,000	34,660,000
公債費		13年度決算	129,507,475	139,111,837	2,956,821	8,655,000	188,123,445	112,489,000	38,572,000	36,584,000
		14年度予算	40,764,000	24,264,000	4,180,000	952,000	16,267,000	5,367,000	38,104,000	34,801,000
予備費		13年度決算	41,171,586	18,353,190	4,757,030	952,000	12,205,324	4,532,000	65,686,000	35,413,000
		14年度予算	1,000,000	146,000	1,000	100,000	0	100,000	100,000	700,000
その他		13年度決算	0	0	0	0	0	0	0	0
		14年度予算					基金積立費		建設事業費	災害復旧費
支出合計		13年度決算					1,000		27,385,000	28,000
		14年度予算	262,270,000	317,100,000	6,584,000	8,861,000	103,450,000	160,400,000	69,690,000	97,546,000
	13年度決算	170,679,061	157,465,027	7,713,851	9,607,000	200,328,769	117,021,000	104,258,000	123,320,000	60,048,000

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
企業債の状況(上水・簡水)	(上水道事業) 平成12年度末残高 4,610,953千円 平成13年度借入額 320,100千円 平成13年度償還金 143,072千円 平成13年度償還高累計 1,170,120千円 平成13年度末残高 4,787,980千円 (簡易水道事業) 平成12年度末残高 342,923千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 19,897千円 平成13年度償還高累計 175,774千円 平成13年度末残高 323,026千円	(上水道) 平成12年度末残高 537,343千円 平成13年度借入額 0千円 平成13年度償還金 9,983千円 平成13年度償還高累計 61,840千円 平成13年度末残高 537,360千円 (簡易水道) 平成12年度末残高 490,114千円 平成13年度借入額 70,500千円 平成13年度償還金 5,536千円 平成13年度償還高累計 11,522千円 平成13年度末残高 555,078千円	(上水道) 平成12年度末残高 829,171,005円 平成13年度借入額 127,000,000円 平成13年度償還金 19,533,859円 平成13年度償還高累計 152,362,854円 平成13年度末残高 936,637,146円 長野地区簡易水道 平成13年度末償還残高 39,162,746円	(上水道事業) 平成12年度末残高 740,800,000円 平成13年度借入額 26,000,000円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 766,800,000円 (簡易道事業) 平成12年度末残高 47,600,000円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 0円 平成13年度償還高累計 0円 平成13年度末残高 47,600,000円	簡易水道事業 平成12年度末償還残高 153,879千円 平成13年度借入額 66,300千円 平成13年度償還金 7,402千円 平成13年度末償還残高 212,777千円
		里村 平成12年度末残高 30,467千円 平成13年度借入額 38,400千円 平成13年度償還額 2,811千円 【借入事業】 簡易水道事業	上甌村 【簡易水道】 平成12年度末残高 431,818千円 平成13年度借入額 0円 平成13年度償還金 47,316千円 平成13年度償還高累計 47,316千円 平成13年度末残高 479,134千円	下甌村 平成12年度末残高 466,857千円 平成13年度借入額 22,100千円 平成13年度償還金 19,171千円 平成13年度償還高累計 19,171千円 平成13年度末残高 469,786千円	鹿島村 平成12年度末残高 226,622千円 平成13年度借入額 4,200千円 平成13年度償還金 23,387千円 平成13年度償還高累計 90,785千円 平成13年度末残高 207,435千円 【借入事業】 簡易水道事業

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会	
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。						
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
	上水・簡水同一	上水用	上水・簡水同一	上水・簡水同一	簡水のみ		
検針	時期	上水2ヶ月ごと簡水 毎月	毎月	毎月	毎月	時期 毎月	
	検針員	10 人	2 人	13 業者	2 人	検針員 2 人	
	委託料	71 円/個	60 円/件	65 円/件	55 円/件	委託料 60 円/件	
料金種別	口径別	月額	用途別	月額	口径別	用途	
一般用 基本料金	13	600	一般用 ・基本料金(10m3含む)	1,550	家庭用 ・基本料金	一般用 ・基本料金(5m3含む)	720
	20	1,100	・超過料金		5m3まで	13	
	25	1,400	11m3 ~	150	10m3まで	20	1,160
	40	4,000			・従量料金	25	1,160
	50	8,100	公共用		11 ~ 30m3	30	1,370
	75	16,900	・基本料金(10m3含む)	1,550	31 ~ 40m3	40	1,640
	100	31,600	・超過料金	150	41 ~ 50m3	50	2,190
			11m3 ~	150	51 ~ 60m3	75	4,100
					61 ~ 70m3	100	6,830
					71 ~ 80m3		
従量料金	1 ~ 10m3	60	営業用		81 ~ 90m3	195	140
	11 ~ 20m3	100	・基本料金(10m3含む)	1,770	91 ~ 100m3	210	150
	21 ~ 30m3	150	・超過料金	170	101m3 ~	220	
	31m3 ~	190	11m3 ~	170			
臨時用 ・基本料金	一般用と同じ		浴場用	9,900	・基本料金(100m3含む)		
	1m3当り	380	・超過料金	160	101m3 ~		
私設消火栓	演習用1個1回(5分)について	1,190	臨時用	1,870	・基本料金(10m3含む)	臨時用	
			・超過料金	220	11m3 ~	・基本料金	一般用と同じ
船舶用 ・基本料金	免除		使用していないメーター使用料			・従量料金	210
	一般用と同じ		13	100		5 ~ 10m3	230
	1m3当り	200	20	200		11m3 ~	
			25	200			
			30	400			
			40	400			
			50	1,000			
			75 ~	1,200			
			消費税別				

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		一般用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 100 公共用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 90 営農用 基本料金(10m3含む) 2,000 超過料金 11m3 ~ 50			

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	上水道・簡易水道料金については、新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整する。 料金体系については、合併時「口径別」に統一する。 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に調整する。					
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ	簡水のみ		
検針	時期 毎月	毎月	毎月	毎月		
	検針員 2人	4人	6人	2人		
料金種別	用途別 月額	用途別 月額	用途別 月額	用途別 月額		
一般用 ・基本料金(3m3含む) ・超過料金 4m3 ~ 営業用 ・基本料金(7m3含む) ・超過料金 8m3 ~ 臨時用 ・基本料金(7m3含む) ・超過料金 8m3 ~	600	500	930	600		
	120	120	100	120	130	
		1,100	1,150	140	150	
	1,400	1,100	1,150	1,200	1,200	
	140	120	130	210	220	
		1,500	1,250	240	260	
	180	170	160	1,500	1,500	
				280	300	
				320	320	
				3,200	320	
				80	80	
				100	100	
			120	120		
			170	170		
			200	200		
			250	250		
			300	300		

料金試算での比較

条件：一般家庭で、メーター器の口径は 13m/mとした場合

		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	最高	最低	平均
一般家庭で 月30m3使用 したとき	基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600	1,550	500	844
	従量(超過) 料金	3,100	3,000	2,200	3,700	2,150	3,240	3,240	2,500	3,420	3,700	2,150	2,950
	メーター 使用料							80	100	80			
	合計(消費 税込み)	3,700	4,770	3,480	4,680	3,010	4,030	4,007	3,530	4,300	4,770	3,010	3,945
平均値との差 (平均 - 合計)		245	825	465	735	935	85	62	415	355	(最高 - 最低) 1,760		
一般家庭で 月20m3使用 したとき	基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600	1,550	500	844
	従量(超過) 料金	1,600	1,500	1,100	2,200	1,200	2,040	2,040	1,500	2,020	2,200	1,100	1,689
	メーター 使用料							80	100	80			
	合計(消費 税込み)	2,200	3,200	2,330	3,180	2,015	2,770	2,747	2,530	2,830	3,200	2,015	2,645
平均値との差 (平均 - 合計)		445	555	315	535	630	125	102	115	185	(最高 - 最低) 1,185		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																																						
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。																																									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町																																					
<p>量水器(量水器出庫)</p>	<p>【メーターの設置】 1.給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。 2.メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 1.メーターは、市が、水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理人に貸与し、保管させる。 2.水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3.水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの設置位置等】 1.メーターの設置位置は、次のとおりとする。 (1)敷地の正面入口又は建物の玄関付近 (2)点検及び取替作業が容易に行うことができる場所 (3)乾燥していて、汚水が入りにくい場所 (4)衛生的で損傷のおそれがない場所 2.メーターは、水平に設置しなければならない。</p>	<p>量水器の設置】 給水量は、町の量水器(メーター)により計量する。 量水器は、給水装置に設置し、その位置(検針に便利な場所)は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを使用者に貸与する。 保管者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 町が貸与する量水器の使用料は1ヶ月について次のとおりとし水道料金とともに使用者から徴収する。ただし、休止の場合は量水器使用料だけ徴収する。</p> <p>【料金の減免】 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金及び使用料の徴収を猶予又は減免することができる。</p> <p>【使用料・手数料】 量水器使用料</p> <table border="1" data-bbox="636 909 994 1085"> <tr><td>量水器</td><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>25mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>30mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>量水器</td><td>75mm</td><td>1,200円</td></tr> </table> <p>(消費税別途必要)</p>	量水器	13mm	100円	量水器	20mm	200円	量水器	25mm	200円	量水器	30mm	400円	量水器	40mm	400円	量水器	50mm	1,000円	量水器	75mm	1,200円	<p>【量水器の貸与】 量水器は町が設置して、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。 保管者は、善良な注意をもって量水器を保管しなければならない。 保管者が管理義務を行ったため量水器を亡失又は毀損した場合は、その定額を弁償しなければならない。</p> <p>【量水器使用料】 なし</p> <p>【料金等の減免】 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>月の途中において量水器の使用を開始、中止又は廃止したときの使用料は、使用日数が16日以上の場合には、1ヶ月分 使用日数が15日未満の場合には、半月分</p>	<p>(水道メーターの設置) 第21条 給水量は、管理者のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要が無いと認めるときは、この限りでない。 2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。 3 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。 (メーターの貸与) 第22条 メーターは管理者が設置して、水道の使用者又は管理者若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>水道メーターの出庫については、メーター出入庫簿で管理している。</p> <p>メーター器の出庫個数(貸与数)</p> <table border="1" data-bbox="1359 973 1718 1165"> <tr><td colspan="2">平成14年3月末日現在</td></tr> <tr><td>13mm</td><td>2,373個</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>75個</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>13個</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>14個</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>9個</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,493個</td></tr> </table> <p>メーターは無償貸与。</p>	平成14年3月末日現在		13mm	2,373個	20mm	75個	25mm	13個	30mm	9個	40mm	14個	50mm	9個	合計	2,493個	<p>【量水器の設置】 給水量は量水器(メーター)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときはこの限りではない。量水器は給水装置に設置し、その位置(検針に便利な場所)は町長が定める。</p> <p>【量水器の貸与】 量水器は、使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者に保管させる。ただし、下記のいずれかに該当する場合、これを水道使用者等に設置させることができる。 1 使用予定数量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき 2 使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき 保管者は善良な注意を持って量水器を管理しなければならない。 保管者が管理業務を怠ったため量水器を亡失又は棄損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p>
量水器	13mm	100円																																								
量水器	20mm	200円																																								
量水器	25mm	200円																																								
量水器	30mm	400円																																								
量水器	40mm	400円																																								
量水器	50mm	1,000円																																								
量水器	75mm	1,200円																																								
平成14年3月末日現在																																										
13mm	2,373個																																									
20mm	75個																																									
25mm	13個																																									
30mm	9個																																									
40mm	14個																																									
50mm	9個																																									
合計	2,493個																																									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会																					
調整方針	メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容については、現行のまま新市に引き継ぐ。																								
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																					
量水器 (量水器 出庫)	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、村長が必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用者又は、管理人若しくは、給水装置の所有者に保管させる。メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 なし</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、水道メーターにより計量する。ただし、村長が必要がないと認めるときは、この限りでない。 メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して水道の使用者又は、管理人若しくは、給水装置の所有者に保管させる。メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 メーターの貸与を受けた場合には、貸与メーター1箇月につき月額100円のメーター使用料を徴収する。</p> <p>【料金、手数料等の軽減又は免除】 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>	<p>【水道メーターの設置】 給水量は、村の水道メーターにより計量する。ただし、村長が必要がないと認めるときは、この限りではない。メーターは給水装置に設置し、その位置は、村長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、村長が設置して、水道の使用者又は管理者若しくは給水装置の所有者に保管させる。保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 保管者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーターの使用料】 メーターの貸与を受けた場合には、貸与メーター1箇月につき月額100円のメーター使用料を徴収する。</p> <p>【料金、手数料等の軽減又は免除】 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>	<p>【量水器の設置】 給水量は、村の水道メーターにより計量する。ただし、村長が必要がないと認めるときは、この限りでない。 ・メーターは、給水装置に設置し、その位置は村長が定める。 ・メーターの位置が管理上不適当となつたときは、村長は所有者の負担において、これを変更改善させる。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、有料で使用者又は管理人若しくは所有者に貸与保管させる。保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 管理者が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【メーター使用料】 村が貸与するメーターの使用料は1ヶ月について次のとおりとし、水道料金とともに使用者又は管理人もしくは所有者から徴収する。</p> <p>【料金等の減免】 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減、免除分納、または延納することができる。</p> <p>[使用料・手数料] メーター使用料</p> <table border="1" data-bbox="1366 1037 1702 1197"> <tr> <td>13mm</td> <td>一個1カ月につき</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>16mm</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>"</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>"</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>"</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>"</td> <td>300円</td> </tr> </table>	13mm	一個1カ月につき	80円	16mm	"	100円	20mm	"	120円	25mm	"	170円	30mm	"	200円	40mm	"	250円	50mm以上	"	300円
13mm	一個1カ月につき	80円																							
16mm	"	100円																							
20mm	"	120円																							
25mm	"	170円																							
30mm	"	200円																							
40mm	"	250円																							
50mm以上	"	300円																							

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会					
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整し、開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
新規加入負担金	e60	負担金 下段は簡易水道 13mm 80,000円 130,000円 20mm 200,000円 299,000円 25mm 330,000円 481,000円 40mm 1,100,000円 1,430,000円 50mm 2,200,000円 2,470,000円 75mm 5,000,000円 6,500,000円 100mm 9,600,000円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 下段は簡易水道 13mm 30,000円 20mm 60,000円 25mm 90,000円 30mm 110,000円 40mm 120,000円 50mm 200,000円 75mm 300,000円 100mm 500,000円	負担金 13mm 30,000円 20mm以上 40,000円	負担金 無し	負担金 無し	負担金 無し	負担金 無し
給水装置工事事業者指定手数料	e70	1 件 11,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円	1 件 10,000円
設計審査手数料	e70	20mm以下 2,800円 25mm以上40mm以下 3,600円 50mm以上 4,300円 撤去 700円	20mm以下 2,300円 25mm以上 3,000円 新設・改修・修繕 1,000円		13mm～20mm 2,800円 25mm～40mm 3,500円 50mm以上 4,200円 撤去 700円	一律 5,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円
給水装置工事検査手数料	e70	20mm以下 4,300円 25mm以上40mm以下 5,000円 50mm以上 5,700円 撤去 700円	竣工検査手数料 20mm以下 4,600円 25mm以上 5,400円 新設・改修・修繕 1,000円	竣工検査手数料 13mm～20mm 4,200円 25mm～40mm 4,900円 50mm以上 5,600円	13mm～20mm 4,200円 25mm～40mm 4,900円 50mm以上 5,600円 撤去 700円	設計審査及び工事検査含む	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円	一律 2,000円
給水装置工事設計・無許可給水装置工事検査手数料	e70						給水装置工事設計 2,000円	無許可給水装置工事検査 2,000円 給水装置工事設計 2,000円	無許可給水装置工事検査 2,000円	無し

川薩地区法定合併協議事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会					
調整方針	新規加入負担金の事務処理については、現行のまま新市に引き継ぎ、負担金の金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たに制度等を制定し、工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整し、開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料は、廃止の方向で調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
各種証明手数料	e70	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
(開栓・休栓)手数料	e70			200円	200円		200円	200円		200円
督促手数料	e70		100円							100円
量水器機能試験手数料	e70			13mm 150円 20mm 200円 25mm～30mm 250円 40mm 300円 50mm 350円 75mm 500円			20mm以下 200円 25mm以下 300円	20mm以下 200円 25mm以下 300円		
消防演習手数料	e70								2,000円	
工事設計手数料	e70			工事設計手数料 工事費 5,000円未満 100円 10,000円未満 150円 50,000円未満 300円 50,000円以上 600円						
メーター取り付け及び撤去手数料	e70				撤去に係るもの 700円 (設計審査及び工事検査) メーター取り付け及び撤去 手数料 1,000円					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び財政計画 (上水道)	<p>【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定</p> <p>【期間】 中～長期</p> <p>【策定期間】 基本的には予算・決算時</p> <p>【事業計画】 H15 浄水場集中監視システム H16～ 各水源池遠方監視システム整備</p>	<p>・水道事業は、公営企業会計により経営している。</p> <p>・水道の安定供給に資するため、第3次樋脇町総合振興計画を策定している。(平成15年度～平成25年度)</p> <p>・健全な経営をする為に、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p>	<p>水道事業は、特別会計により経営する。</p>	<p>水道事業は、企業会計により経営している。</p> <p>健全な経営をするために、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画の必要がある。</p> <p>(事業名) 第一次拡張整備事業 (事業期間) 平成10年～23年</p>	<p>該当なし</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23-18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び財政計画(簡易水道)	<p>【内容】 建設改良等の事業計画に基づく財政計画の策定</p> <p>【期間】 中～長期</p> <p>【策定期間】 基本的には予算・決算時</p> <p>【事業計画】 H14～16 西方簡水生活基盤近代化事業 H15 高江簡水生活基盤近代化事業</p>	<p>水道の安定供給及び維持管理等の経営財政分析を行い、振興計画を策定して、上水道との統合を図る必要がある。</p>	<p>長野地区簡易水道事業のみ特別会計の簡易水道である。 事業開始年月日 平成5年4月1日</p>	<p>簡易水道事業は鳥丸地区簡易水道事業のみで特別会計で経営している。</p> <p>健全な運営をするためには、経営・財政分析が不可欠であるが町合併による新たな経営・財政計画が必要である。</p>	<p>事業計画 平成13年度から平成14年度にかけて、下手地区簡易水道事業・下手地区の未普及地域解消事業を実施中であり、続いて蘭牟田地区簡易水道事業・蘭牟田地区の水道未普及地域解消事業を実施予定である。また、当事業の実施にあわせ中央監視システムを導入していく。今後の事業計画については、老朽管および機械設備の更新があげられる。</p> <p>蘭牟田地区概要 事業期間 平成15年度～平成16年度 事業名 水道未普及地域解消事業 地区名 蘭牟田地区 事業費 120,000千円 補助率 40% 拡張地域給水人口 50名</p>
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	<p>・水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>・健全な経営をする為に、経営、財政分析が不可欠であるが市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。</p> <p>・平成13年度から平成17年度までの5カ年で老朽管等の更新を基幹改良事業(国庫)及び特定離島ふるさとおこし推進事業(県単)により実施中である。</p> <p>・集中管理システムの整備を平成18年度以降に計画している。</p>	<p>・簡易水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>【事業計画】 平成15年度 中甑地区簡易水道変更認可 平成16年度 中甑地区簡易水道 浄水場整備 平成17年度 中甑地区簡易水道 浄水場整備 平成18年度 桑之浦地区簡易水道 浄水場整備 随時 各簡易水道のポンプ類は、年2から3台交換</p>	<p>簡易水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>平成13年度の一般会計からの繰入金は22,132千円で、依然として一般会計からの繰入金に依存する財政状況である。</p> <p>合併による新たな経営体系、財政計画が必要である。</p> <p>【事業計画】 平成17年度 青瀬地区簡易水道 前処理機整備 平成18年度 長浜(芦浜)地区簡易水道 前処理機整備 平成19年度 内川内地区飲用水施設 前処理機整備</p> <p>各簡易水道のポンプ類は、毎年1台～2台交換</p> <p>平成16～21年度 手打地区導水管布設(トンネル内占用) 150mm L=1,500m 平成17年度～ 下水事業に伴う送配水管の布設替有</p>	<p>簡易水道事業は、特別会計により経営している。</p> <p>平成13年度一般会計からの繰入金は27,018千円で、依然として繰入金に依存する財政状況である。</p> <p>健全な経営をするために、生産コストの削減、及び料金改定等、財政分析が不可欠であるが市町村合併による新たな経営、財政計画が必要である。</p> <p>【事業計画】 事業実施期間及び事業名 平成15年度 ポンプ設備・制御盤改修 平成16年度 送水管敷設替 150mm L=140mm 平成17年度 配水管敷設替 150mm L=200mm 平成18年度 ウォータースクリーン取水設備 平成19年度 殺菌水生成装置取付 平成20～21年度 中継槽移設工事 平成20～21年度 導水管敷設替 150mm L=1,100mm</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会、水道工務管理分科会	
調整方針	事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整する。 拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
拡張・整備計画(設計関係)	<p>【事務内容】</p> <p>水道未普及地域解消のための区域拡張等により整備する。</p> <p>既区域内での特定の給水区域について、需要増大に伴い水源確保や配水池等の施設整備等をする。</p> <p>耐用年数が経過した施設について、計画的に更新整備を図る。</p> <p>(上水道普及率：成13年度末95.2%)</p>	<p>拡張については、平成11年度に事業完了し、整備計画については町総合振興計画によって実施する。</p>	<p>【整備計画について】</p> <p>毎年、石綿管更新事業を行う。</p>	<p>上水道</p> <p>【事業名】</p> <p>第一次拡張整備事業</p> <p>【事業期間】</p> <p>平成10年～23年 1,011,087千円</p>	<p>【概要】</p> <p>簡易水道、飲料水供給施設の現況(平成14年3月末)</p> <p>黒木地区簡易水道 計画給水人口 1,350人 現在給水人口 920人 上手地区簡易水道 計画給水人口 1,300人 現在給水人口 915人 下手地区簡易水道 計画給水人口 1,420人 現在給水人口 1,320人 蘭牟田地区簡易水道 計画給水人口 1,650人 現在給水人口 830人 砂石地区簡易水道 計画給水人口 570人 現在給水人口 411人 中武地区飲料水供給施設 計画給水人口 95人 現在給水人口 61人 牟田地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 28人 枯木野地区飲料水供給施設 計画給水人口 65人 現在給水人口 51人</p> <p>【整備計画】</p> <p>平成15～16年度にかけて、蘭牟田地区簡易水道の千貫地区の水道未普及地域解消事業(区域拡張)を計画</p> <p>概要</p> <p>区域拡張人口 50人 事業費 全体事業費 120,000千円 平成15年度 90,000千円 平成16年度 30,000千円 国庫補助率 4/10 事業変更認可申請 上記区域拡張に伴う事業変更認可の申請は、平成14年度手続中</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>現在、基幹改良事業を実施中、設計はすべて業者発注</p>	<p>【整備計画】</p> <p>平成15年度 漁業集落環境整備事業 浄水場整備及び配水管路整備 平成16年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成17年度 中甌浄水場 浄水施設整備 平成18年度 桑之浦浄水場 浄水場整備及び配水管路整備</p>	<p>【整備計画】</p> <p>平成15年度 内川内地区飲用水施設集中管理システム整備 平成17年度 青瀬浄水場前処理機整備 平成18年度 長浜(芦浜)浄水場前処理機整備 平成19年度 内川内浄水場前処理機整備 平成17年度～平成21年度 手打地区導水管布設整備</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道工務管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業認可の内容、調整	<p>(上水道) 水道法第10条の規程に基づき、平成10年10月16日付けで川内市上水道第4次拡張事業変更認可を受け事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 68,600 人 現在給水人口 59,834 人 (H13年度末現在)</p> <p>計画給水量 一人一日最大給水量 407 ㍓/人・日 一日最大給水量 27,890 m³/日 一人一日平均給水量 325 ㍓/人・日 一日平均給水量 22,310 m³/日 実施期間 平成10年度～平成14年度 (ただし管路施設は成13年度終了)</p> <p>(簡易水道) 計画給水人口 現在給水人口 土川 200人 114人 西方 870人 565人 湯之元 200人 86人 小倉 400人 325人 高江 1,900人 1,755人 久見崎・寄田 3,150人 1,633人 水引 2,800人 1,770人 木場茶屋 600人 434人 湯田 1,100人 588人 計 11,220人 7,270人</p>	<p>(上水道) 水道法第10条の規定に基づき、昭和44年3月31日付けで樋脇町上水道事業認可を受け、事業完了。</p> <p>計画給水人口 7,060人 計画給水量 一人一日最大給水量 522L/人・日 一日最大給水量 3,686m³/日 一人一日平均給水量 365L/人・日 一日平均給水量 2,580m³/日 実施期間 平成11年度～平成13年度</p> <p>(簡易水道) 水道法第10条の規定に基づき、平成13年1月26日付けで事業認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 2,147人 計画給水量 一人一日最大給水量 352L/人・日 一日最大給水量 316m³/日 一人一日平均給水量 144L/人・日 一日平均給水量 166m³/日 実施期間 平成13年度～平成15年度</p>	<p>(上水道) 昭和62年7月14日付けで入来町上水道第4次拡張事業認可を受け、事業完了。 計画給水人口 6,900人 計画給水量 一人一日最大給水量 493㍓/人・日 一日最大給水量 3,400m³/日 一人一日平均給水量 400㍓/人・日 一日平均給水量 2,760m³/日</p>	<p>水道法第10条の規程に基づき、平成10年2月24日付けで東郷町上水道事業第1次拡張事業変更認可を受け、事業を実施中。</p> <p>計画給水人口 5,880人 現在給水人口 5,639人 (H14,3未現在)</p> <p>計画給水量 一人一日最大給水量 510㍓/人・日 一日最大給水量 3,000立法㍓/日 一人一日平均給水量 343㍓/人・日 一日平均給水量 2,016立法㍓/日</p> <p>未給水人口 92人(本管なし) (H14,3未現在) 90人(水圧不足)</p> <p>実施期間 平成10年度から平成23年度 事業認可の内容、調整(予算関係)については、事業進捗状況を把握しながら、工事の実施年度等について財源的な面から随時、見直し検討していく。</p>	該当なし
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>水道法第10条第1項の規定に基づき平成12年2月23日付けで里村簡易水道事業における変更認可を受け事業を実施中。 里村簡易水道事業 ・計画給水人口 1,570人(現在1,483人) ・一日最大給水量 923m³ ・村内全体普及率 100%</p>	該当なし	該当なし	該当なし	

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
上水道事業合計			3,563,110	0	182,890	1,027,700	2,352,520	491,120	475,420	628,610	714,224	559,500	348,980	185,089	49,300	50,400	47,367	13,100
川内市	上水道老朽管布設替	配水管布設替	978,300				978,300	178,300	200,000	200,000	200,000	200,000						
川内市	上水道一般改良事業	配水管布設	82,000				82,000	30,000	13,000	13,000	13,000	13,000						
川内市	上水道負担金工事	配水管布設替	332,000		182,890		149,110	103,000	64,000	69,000	45,000	51,000						
川内市	上水道浄水場整備事業	集中監視設備	95,500				95,500	95,500										
川内市	"	遠方監視設備	239,500				239,500		80,000	80,000	79,500							
川内市	"	汚泥処理施設	300,000				300,000			100,000	200,000							
川内市上水道事業計			2,027,300	0	182,890	0	1,844,410	406,800	357,000	462,000	537,500	264,000	0	0	0	0	0	0
樋脇町	上水道一般改良事業	配水管布設	226,900				226,900	29,800	29,700	31,300	23,300	18,300	16,500	14,000	16,300	15,800	18,800	13,100
入来町	老朽管更新事業	配水管布設	348,167				348,167	12,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	33,000	34,600	28,567		
東郷町	石綿セメント管布設替	ACP 200,250 DCIP 250ほか L=5,973m	209,424				209,424	30,200	38,700	25,900	89,924	24,700						
東郷町	減圧弁設置工事		4,400				4,400	4,400										
東郷町	山田配水池場内整備工事	フェンス, 廻り配管	4,500				4,500	4,500										
東郷町	山田配水管布設替工事	SGP 125 DCIP 75 L=80m	3,420				3,420	3,420										
東郷町	山田配水池整備工事	配水池増設V=96m3	12,400				12,400				12,400							
東郷町	配水管布設替工事	VP 150 DCIP 200ほか L=4,349m	192,415				192,415	10,020	69,410	11,100	58,985	42,900						
東郷町	山田中継ポンプ場及び送水管布設工事	VP 75 DCIP 100 L=1,400m	32,739				32,739							32,739				
東郷町	石堂中継ポンプ場整備工事	送水施設, 送水連絡管布設 L=2,067m	153,515				153,515					153,515						
東郷町	石堂配水池及び配水管・廻り配管工事	V=270m3×2, DCIP 200 L=200m, RRV 150 L=1,730m, RRV 75 L=130m	199,580				199,580					199,580						
東郷町	石堂配水管布設替工事	DCIP 200 L=1,850m	75,850				75,850							75,850				
東郷町	中津俣浄水場急速ろ過機設置工事	処理能力Q=1,100m3/日	50,000				50,000					50,000						
東郷町	笹野水源地発電機設置工事		22,500				22,500							22,500				
東郷町上水道事業計			960,743	0	0	926,000	34,743	42,520	48,720	95,310	113,424	237,200	292,480	131,089	0	0	0	0

区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
				国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
簡易水道事業合計			2,102,667	496,415	411,525	606,700	588,027	548,724	350,950	328,233	270,400	411,860	27,500	12,000	50,000	0	0	0
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(基幹改良)	送配水管布設替	235,000	66,665		152,100	16,235	66,000	66,000	103,000								
川内市	簡易水道生活基盤近代化事業(増補改良)	水源地等の整備	48,100	11,500		32,800	3,800	48,100										
川内市	簡易水道老朽管布設替	配水管布設替	101,710				101,710	18,000	20,250	20,700	20,400	22,360						
川内市	簡易水道補償工事	配水管布設替	51,600		22,920		28,680	11,600	10,000	10,000	10,000	10,000						
川内市	簡易水道遠方監視設備工事	遠方監視設備	310,000				310,000				160,000	150,000						
川内市簡易水道計			746,410	78,165	22,920	184,900	460,425	143,700	96,250	30,700	190,400	182,360						
樋脇町	簡易水道事業	配水管布設	158,400	60,000	7,200	91,200		158,400										
祁答院	未普及解消	区域拡張	120,000	48,000	0	72,000	0	90,000	30,000									
里村	基幹改良事業	老朽管布設替	310,300	155,150		155,100	50	100,000	104,900	105,400								
里村	特定離島	老朽管布設替	139,757		111,805	27,900	52	48,624	43,800	47,333								
里村	特定離島	集中管理システム	100,000		80,000	20,000					100,000							
里村簡易水道計			550,057	155,150	191,805	203,000	102	148,624	148,700	152,733	0	100,000	0	0	0	0	0	0
上甌村	中甌浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	119,000	59,500			59,500		70,000	49,000								
上甌村	桑之浦浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000					50,000						
上甌村	江石浄水場 簡水施設整備	前処理施設1基	50,000	25,000			25,000								50,000			
上甌村簡易水道計			219,000	109,500	0	0	109,500	0	70,000	49,000	0	50,000	0	0	50,000	0	0	0
下甌村	簡易水道施設整備事業	前処理機	173,000		132,000	36,000	5,000			73,000	50,000	50,000						
下甌村	簡易水道施設整備事業	導入施設	78,800		57,600	19,600	1,600			14,800	20,000	17,000	15,000	12,000				
下甌村簡易水道計			251,800		189,600	55,600	6,600			87,800	70,000	67,000	15,000	12,000				
鹿島村	一般改良事業	送水ポンプ設備	8,000	6,400			1,600	8,000										
"	"	送水管敷設替	6,000	4,800			1,200		6,000									
"	"	配水管敷設替	8,000	6,400			1,600			8,000								
"	"	水源地改修	10,000	8,000			2,000				10,000							
"	"	導水管敷設替	25,000	20,000			5,000					12,500	12,500					
鹿島村簡易水道計			57,000	45,600	0	0	11,400	8,000	6,000	8,000	10,000	12,500	12,500	0	0	0	0	0

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会															
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。																		
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町														
船舶給水	<p>【概要】 船舶に対し給水する場合において、当該水道の利用者のうち、船舶給水を業として行おうとする者は、市長に申請し、船舶給水のその許可を受けなければならない。 (有効期間) 5年。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (保証金) 許可日から15日以内に、保証金として15万円を納入しなければならない。 (料金) 基本料金</p> <table border="0"> <tr><td>13mm</td><td>600円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>16,900円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>31,600円</td></tr> </table> <p>(ただし基本料金は免除している) 従量料金 1立法メートルについて200円</p> <p>【業務の実施】 九州流通株式会社が業務をしている。 給水を受けようとする者は九州流通株式会社に申込み。九州流通株式会社が給水を行い申込者に請求する。水道局は、定例の計量を行い1立法メートルについて200円を九州流通株式会社に請求する。</p> <p>【船舶給水用メーター設置数】 川内港周辺に8箇所 (口径75mm-7件, 50mm-1件)</p>	13mm	600円	20mm	1,100円	25mm	1,400円	40mm	4,000円	50mm	8,100円	75mm	16,900円	100mm	31,600円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
13mm	600円																		
20mm	1,100円																		
25mm	1,400円																		
40mm	4,000円																		
50mm	8,100円																		
75mm	16,900円																		
100mm	31,600円																		
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村															
	<p>【事務内容】 ・申請受付については、電話等で随時受付している。 ・料金の賦課徴収については、給水終了後、計算して徴収する。 【給水場所】 里港1箇所、西港1箇所 【給水料金】 一般給水の基本料金(3m³)600円に超過分(3m³を超える1m³につき)120円とする。</p>	<p>【船舶給水】 船舶給水だけを対象とした条例の設置はないため、一般の水道料金を使用する。 【給水場所】 中甌漁港 13mm1箇所 20mm1箇所 平良漁港 40mm1箇所</p>	該当なし	該当なし															

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
水道事業運営審査会	<p>水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する事務</p> <p>【正式名称】 川内市水道事業運営審議会</p> <p>【設置目的】 水道事業及び簡易水道事業の運営に関し、必要な事項を調査し、及び審議する。</p> <p>【活動内容】 年1～2回 開催</p> <p>【組織の状況】 委員10人(会長1・副会長1)</p> <p>【委員構成】 (1) 市内の公共的団体又は民主的団体を代表する者 市公民会連絡協議会・市商工会議所・労働組合評議会 市女性団体連絡協議会(4人) (2) 知識経験者その他市長が必要と認めた者 市民代表・上水道区域代表・簡易水道区域代表 経済界代表・消費者代表(5人) (3) 市の職員 総務部長(1人)</p> <p>【報酬】日額4,700円 【任期】2年</p>	該当なし	該当なし	<p>(名称) 東郷町水道運営審議会</p> <p>(設置目的) 町長の諮問に応じ、水道事業の管理運営及び施設の改善等に関する事項について調査審議し、答申又は建議する。</p> <p>(活動内容) 年1～2回開催</p> <p>(組織の状況) 委員8名(会長1、副会長1)</p> <p>(委員の構成) 議会議員 2名 学識経験者 2名 受益者代表 4名</p> <p>(報酬) 日額 6,200円 (任期) 2年</p>	該当なし
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
サービスセンター事務 (管理)	<p>年度当初, 2業者とサービスセンター業務の契約を締結し, 毎月の報告により契約書に基づいた委託料を支払っている。</p> <p>【業務内容】 (1) 川内市水道事業給水条例(昭和44年川内市条例第19号)第2条に規定する給水装置及び配水管等の緊急を要する補修等 (2) 水道メーターの開栓 (3) 水道メーターの取替 (4) 天日乾燥床の清掃 (5) 前各号に掲げるもののほか管理者が別に定める業務(サービスセンター指定の要件)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工業用水道 に関する事	<p>[目的] 港地区の工業団地において今後予想される使用水量の増加等に対応し企業立地を推進する。</p> <p>[内容] ・県管かんがい排水事業と同時に事業実施 ・工事期間：平成14年度完了 ・工業用水許可取水量：0.300立方メートル/秒</p> <p>今後の課題 ・管理協定の締結</p>	該当なし	<p>(設置目的) 地方公営企業法や工業用水道法等に基づき工業用水道事業を設置している。</p> <p>(事業目的) 工業の用に供する水を供給するため。</p> <p>(事務内容) 維持管理や経理、工事施工に至る上水道で必要な事務等とほぼ同様の事を工業用水道事業でも独自で行っている。</p> <p>(施設維持管理) 施設の維持管理について供給先が1年24時間工業用水を使用しているため、こまめに修繕等をして施設を管理し、断水することの無いよう運行を維持すること。</p> <p>(経理方法) 地方公営企業法適用により、複式簿記を用いて経理している。</p> <p>(工事施工) 修繕等でもいえる事だ</p> <p>工業用水法の規定に基づき製造業等に工業用水を供給するための事業。</p> <p>入来町工業用水道事業負担金内容 平成14年度末 支出済額 99,300円 支出先 日本工業用水協会負担金 通常会費(正会員費) 75,300円 特別会費 24,000円 合計 99,300円 (内訳) 通常会費(均等割額+加算負担額) 72,000円 + 3,312円 75,300円 特別会費 24,000円 通常会費と特別会費は社団法人日本工業用水協会会費等に関する規定に基づいて算出されるもので、通常会費の内容は正会員年額である72,000円と給水能力の契約水量に係る分(1,680円×1.5)と未契約水量に係る分(1,320円×0.6)より算出された3,312円を合算し、端数切捨てした額とする。特別会費は同4条の規定により理事会で決定されるものである。</p>	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23-18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会			
調整方針	使用料については、当分の間現行料金体系を維持し新市において料金統一の基本方針を定め従量制による料金体系の構築を図る。 使用料の算定の水道水以外については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。 検針・納付書・納期限・口座振替等については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。 納税組合への取扱いについては、合併後(平成17年4月)廃止の方向で調整する。								
分野別	川内市			入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
会計	特別会計	特別会計	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	一般会計
種別	公共下水道	農業集落排水	コミュニティプラント	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	特定環境保全公共下水道 ・漁業集落環境整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	農業集落排水施設	コミュニティプラント
基本料金	15年度 共用開始予定	城上地区農業集落排水 1,600円	永利地域下水処理施設 1,540円	一般家庭 一世帯 1,500円 一人 700円 公共施設及び事業所等	区分 一般家庭 1,400円 400円 事業所等 100円 2,000円 その他 100円 1,000円	17年度一部共用開始	3トﾝまで 480円	15年度一部共用開始予定	4トﾝまで 300円
従量料金		10m3まで 65円/m3 10m3以上20m3未満 75円/m3 20m3以上30m3未満 85円/m3 30m3以上40m3未満 95円/m3 40m3以上50m3未満 105円/m3 50m3以上 115円/m3	10m3まで 50円/m3 10m3以上20m3未満 60円/m3 20m3以上30m3未満 70円/m3 30m3以上40m3未満 80円/m3 40m3以上50m3未満 90円/m3 50m3以上 100円/m3	区分 基本料金/月額 人員数/月額 一般家庭 一世帯当り1,500円 1人当り 700円 公共施設及び事業所等 10人以下 1箇所当り 3,500円 10人を超え20人まで 1箇所当り 5,500円 20人を超え30人まで 1箇所当り 7,500円 30人を超え40人まで 1箇所当り 9,500円 40人を超え50人まで 1箇所当り11,500円 50人以上 1箇所当り13,500円	公衆便所・集会所は無料		1m3 120円		10m3まで 60円/m3 10m3以上20m3未満 65円/m3 20m3以上30m3未満 70円/m3 30m3以上
使用料の算定		水道のみ 水道検針メーター 水道水以外 毎月1日現在の世帯人員で算定 1人世帯 10m3 / 月 2人世帯 15m3 / 月(1人増す毎に5m3加算6人以上の世帯35m3 / 月) 事業所 10m3 / 月	水道のみ使用 水道検針データ 井戸水使用の場合 使用実態確認のうえ決定	加算人数 店舗面積等により区分算定					
検針		水道検針が偶数月 月初め10日以内	水道検針が奇数月 月初めの10日以内	毎月賦課	毎月賦課		毎月初めの水道メーター検針		水道検針が毎月5日から10日に実施
納付書		毎月15～20前後	毎月15～20前後	毎月15日	毎月10日		毎月15日頃まで		毎月15日
納期限		月末	月末	月末	月末		月末		毎月25日
督促状		随時実施	随時実施				随時実施		随時発行
口座振替		未実施	収納にかかる預金口座振替に関する覚書	フロッピー・ディスク交換等による預金口座振込み事務の委託に関する契約書 K- NET利用に関する事務委託契約書	窓口納付のみ		収納にかかる預金口座振替に関する覚書 フロッピー・ディスクの交換による預金口座振替に関する契約書		公金収納事務の預金口座振替に関する契約書
納税組合		無し	無し	無し	取扱報奨金		無し		無し

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名			上下水道専門部会・下水道管理分科会				
調整方針	負担金については、負担金額及び取扱いが格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しており合併までに統一する方向で調整する。 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。 猶予基準・減免基準については、合併時までに統一する。										
分野別	川内市			入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	樋脇町	東郷町
種別	公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設 (コミュニティプラント)	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	・特定環境保全公共下水道 ・漁業集落環境整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	無	無
分担金 (負担金)	17年度共用開始予定 (口径別の予定)	1建築物当り 40,000円	負担金無し	負担金無し	加入者負担金 30,000円	平成17年度共 用開始予定 (負担金無し)	受益者負担金 一世帯当り 30,000円	平成15年度一部共用 開始予定	負担金無し		
納付方法		1括及び8回 の分割	_____	_____	1括及び3年 の分割		1括及び2年以内分割		_____		
納付書			_____	_____					_____		
口座振替		無し	_____	_____	口座振替 実施予定 15 年度		口座振替実施		_____		
督促			_____	_____					_____		
前納報奨金		無し	_____	_____	無し		無し		_____		
猶予基準		無し	_____	_____	無し		制度有り		_____		
減免基準		有り	_____	_____	無し		制度有り		_____		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道整備事業	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・計画人口 7,500人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m³/日最大 ・中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) ・供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始) <p>【事業の負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費 11,550,700千円 財源内訳 国庫補助金 補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) 補助対象事業費 - 国庫補助金)×90% 起債(単独) 起債対象単独事業費×95% 市費 総事業費 - 国庫補助金 - 起債 <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度 平成8年度～平成16年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m³/日最大 ・中継ポンプ場 1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所(宮里処理場) 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) ・供用開始予定 平成16年3月末 <p>平成13年度決算額 2,356,010,605円 平成14年度当初予算額 2,403,490,000円</p>	該当なし	<p>〔整備計画〕</p> <p>平成14年度 中継ポンプ場 35,967千円 管路施設工路(橋梁添架) 20,992千円 処理機能調整工事 520千円 管路施設工路 28,350千円</p> <p>平成15年度 処理機能調整工事・管路施設工路 事業費10,000千円</p> <p>平成16・17年度 小規模集排排水処理施設整備 朝陽地区 事業費30,000千円</p> <p>以降の計画は未定</p>	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
下水道整備事業	<p>農業集落排水事業</p> <p>【事業の目的】 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、もって、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成すること。</p> <p>【概要】 里村は大字が1つ、1集落1地区で平成13年度から工事中、供用開始は18年4月1日の予定である。 里処理区 : 平成18年4月1日の予定 集落 : 大字里 会計の種類 : 下水道事業特別会計 施設概要 里処理施設 : 平成15年度・16年度で最終処理場の建設予定である。</p> <p>14年度 管路施設 159,000千円 測量試験費 29,700千円 工事雑費 5,400千円 合計 194,100千円 15年度</p>	<p>(事業の目的) 下水道施設を適正処理するための施設維持管理を行なう。 (維持管理) 処理場 (委託) マンホールポンプ (委託) 管渠 (直営) (内容) 処理場(運転操作・維持管理・汚泥処分) マンホールポンプ(維持管理 2ヶ月に1回点検) 管渠 特になし (修繕) 施設、設備が比較的新しいため修繕等は特になし。今後は徐々に費用がかかる見込み。 (浄化槽市町村整備推進事業) 計画年度 平成15年度～平成24年度 計画基数 360基(年40基) 事業費 333,432千円</p>	<p>【事業の目的】 健全な農山漁村の生活環境の整備による住民生活の向上安定と公共用水域の保全を目的とする。</p> <p>【概要】 全体及び認可計画 漁業集落排水施設 計画処理面積: 20ha 計画処理人口: 510人 計画汚水量 : 138m³/日 (最大24.9m³/時) 排除方式 : 自然流下方式 処理方式 : 接触ばっ気方式 (片野浦地区) 事業期間 : 平成9年度～平成15年度</p> <p>【事務手順】 年間通しての事務事業 電算システム: (社)水産土木技術センター 工事積算システム 漁港漁村環境版積算システム</p> <p>【事業の負担割合】 総事業費 1,067,527,000円 補助管路 単独管路 国 50% 村 50% 100%</p> <p>【供用開始】 平成15年8月</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 鹿島村は、地域し尿処理施設がすでに供用開始しているため、毎年の施設管理費が必要となる。</p> <p>(管理費) 毎年12,000千円</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道事業の計画と認可	<p>【目的】 下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 (全体計画) ・事業年度 平成7年度～平成25年度 ・計画面積 1,434ha ・計画人口 51,900人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 30,970m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 2箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(30,970m³/日)</p> <p>(認可) ・事業年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画) ・事業認可区域 171ha(向田・宮里・駅東地区) ・計画人口 7,500人 ・排除方式 分流式 ・計画汚水量 3,800m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所(向田中継ポンプ場) ・終末処理場 1箇所 処理方式(標準活性汚泥法) 処理能力(6,500m³/日) ・供用開始予定 平成16年3月末(一部供用開始)</p> <p>【事業の負担割合】 認可分 総事業費 11,550,700千円 財源内訳 国庫補助金補助対象事業費×50%～55% 起債(補助) (補助対象事業費 - 国庫補助金) ×90% 起債(単独) 単独事業費×95% 市費 総事業費 - 国庫補助金 - 起債</p>	該当なし	<p>【目的】 下水道(農業集落排水)の整備を図り、農村の健全な発達、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて農業用排水、河川の水質保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 大馬越地区 ・計画人口 450人 ・排除方式 自然流下 ・計画汚水量 135m³/日最大 ・中継ポンプ場1箇所 ・終末処理場 1箇所(処理方式:接触ばっ気方式) ・供用開始 平成9年4月</p> <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】 (目的)この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。 (業務)この組合は次に掲げる業務を行う。 (1)処理施設の維持管理に関すること。 (2)地区内の加入促進に関すること。 (3)加入金、使用料の徴収協力に関すること。 (4)資金の借入及び返済に関すること。 (5)その他目的達成に必要な事項に関すること。 (総会)総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が招集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。 (会計)この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。 補助金額 一金200,000円</p>	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
下水道事業の計画と認可			<p>入来中部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画人口 740人 ・排除方式 自然流下 ・計画汚水量 281m³/日最大 ・中継ポンプ場 8箇所 ・終末処理場 1箇所(処理方式:回分式活性汚泥方式) ・供用開始 平成15年4月予定 <p>【入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合】</p> <p>(目的)この組合は、地域の農業用排水施設の維持管理と農村生活環境の改善を図るため整備された農業集落排水処理施設の適正な維持管理を図り、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(業務)この組合は次に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)処理施設の維持管理に関する事。 (2)地区内の加入促進に関する事。 (3)加入金、使用料の徴収協力に関する事。 (4)資金の借入及び返済に関する事。 (5)その他目的達成に必要な事項に関する事。 <p>(総会)総会は組合員で組織し、毎年度1回組合長が招集する。その後、処理場の草払い、清掃を行う。</p> <p>(会計)この組合の経費は会費(一戸当たり1200円)及びその他の収入をもって当てる。その他の収入は入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理事業補助金である。</p> <p>補助金額 一金200,000円</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。			
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
下水道事業の計画と認可	<p>農業集落排水事業</p> <p>目的 生活雑排水及びし尿の処理施設を整備し、農業用排水路の機能維持と生産性の高い農業の実現と衛生的で快適な生活環境の整備を目指し、地域住民の生活安定を図るとともに併せて公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>当初計画事業 事業実施採択通知書 平成13年4月11日 受益面積 64ha 受益者数 1,950人 受益戸数 569戸 総事業費 1,425,000千円 工期 平成13年度から平成17年度 管路延長 11,000m 中継ポンプ 14基 発電機 7基 エンジンポンプ 7基 コンポスト施設 0式</p> <p>計画変更 計画変更通知書 平成 年 月 日 受益面積 64ha 受益者数 2,150人 受益戸数 612戸 総事業費 1,761,000千円 工期 平成13年度から平成18年度 管路延長 12,393m 中継ポンプ 16基 発電機 5基 エンジンポンプ 0基 コンポスト施設 1式</p>	<p>(目的) 下水道整備により、快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。 (特定環境保全公共下水道) 事業年度 平成8年度～平成15年度 全体区域計画 26ha(中甌・中野処理区) 計画人口 1,020人 排除方法 分流式 計画汚水量 510m³/日最大 終末処理場 中甌・中野浄化センター 処理方式 プレハブ式オキシデーションディッチ 処理能力 600m³/日 供用開始年月日 平成13年3月31日 (その他) 既認可が14年度までであるため14年度末までに認可変更を行なう予定である。 (漁業集落環境整備事業) 事業年度 平成13年度～平成15年度 全体区域計画 9.2ha(平良処理区) 計画人口 660人 排除方法 分流式 計画汚水量 182m³/日最大 終末処理場 平良地区排水処理施設 処理方式 流量調整槽前置型接触ばっ気方式 処理能力 149m³/日 供用開始年月日 平成15年度末予定</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 片野浦地区排水処理施設 処理区域 下甌村片野浦地区 計画処理人口 510人 処理能力 473m³ 処理方法 接触ばっ気方式 敷地面積 1,629m² 流入汚水量 300m³(日最大汚水量) 183m³(日平均汚水量) 供用開始 平成16年4月1日</p>	<p>【目的】 下水道の整備を図り、村民の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 名称 鹿島村地域し尿処理施設 処理区域 鹿島村いむた地区・小牟田地区 計画処理人口 1,100人 処理能力 473m³ 処理方法 回転円板接触方式 敷地面積 1,320m² 流入汚水量 473m³(日最大汚水量) 330m³(日平均汚水量) 供用開始 昭和62年4月1日</p>

下水道施設の現状及び計画

	公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティプラント	
川内市	全体計画	(認可 16年3月末共用開始)	地区名 城上地区	
	事業年度	平成7年度～平成25年度 平成7年度～平成19年度(第1期計画)	事業年度	平成9年度～平成13年度
	計画面積	1434ha 171ha(向田・宮里・駅東地区)	計画面積	102ha
	計画人口	51,900人 7,500人	計画人口	1,110人
	日最大汚水量	30,970m ³ 3,800m ³	日最大汚水量	300m ³
			共用開始	平成14年2月1日
樋脇町	実施地区・計画地区現在無し			
入来町	農業集落排水事業			
	地区名	大馬越地区 入来中部地区		
	事業年度	平成5年～平成9年 平成10年～平成15年		
	計画面積			
	計画人口	450人 740人		
	日最大汚水量	135m ³ 281m ³		
共用開始	平成9年4月 平成15年4月			
東郷町	実施地区・計画地区現在無し			
祁答院町	実施地区・計画地区現在無し			

下水道施設の現状及び計画

里村	農業集落排水事業		
	地区名	里地区	
	事業年度	平成13年度～18年度	
	計画面積	64ha	
	計画人口	2,150人	
	日最大汚水量	645m ³	
	共用開始	17年度一部共用開始	
上甌村	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落環境整備事業	浄化槽市町村整備推進事業
	地区名	中甌・中野処理区	平良処理区
	事業年度	平成8年度～平成15年度	平成13年度～平成15年度
	計画面積	26ha	9.2ha
	計画人口	760人	660人
	日最大汚水量	390m ³	182m ³
	共用開始	平成13年3月31日	平成15年度末
下甌村	漁業集落排水事業		
	地区名	片野浦地区	
	事業年度	平成9年度～平成15年度	
	計画面積	20ha	
	計画人口	510人	
	日最大汚水量	300m ³	
	共用開始	平成16年4月1日	
鹿島村	コミュニティプラント		
	地区名	いむた地区・小牟田地区	
	事業年度	昭和58年9月1日～昭和63年2月28日	
	計画面積	19164m ²	
	計画人口	1,100人	
	日最大汚水量	473m ³	
	共用開始	昭和62年4月1日	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会	
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業及び 財政計画	《事業計画》 (平佐川都市下水路整備事業) 平成14年度 ポンプ1台増設 平成15年度 管渠布設工事実施予定 L=100m 平成16年度 管渠布設工事実施予定 L=110m 平成16年度で完了予定 (公共下水道) 第1期認可区域(向田・宮里地区160ha) 平成16年3月末供用開始予定 第2期認可区域(駅東地区 11ha) 平成20年3月末供用開始予定 平成14年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設 平成15年度 向田・宮里地区管渠整備 処理場・ポンプ場建設等 H16, 3月末供用開始 向田・宮里地区 平成16年度 駅東地区管渠整備等 平成17年度 駅東地区管渠整備等 平成18年度 駅東地区管渠整備等 平成19年度 駅東地区管渠整備等 H20, 3月末供用開始 駅東地区 平成20年度以降平佐地区整備予定 (農業集落排水事業) 今後実施箇所については未定 《財政計画》 (平佐川都市下水路事業) 平成14年度 203,307千円 平成15年度 98,439千円 平成16年度 78,700千円 《公共下水道事業》 建設費のみで管理費・公債費含まず 平成14年度 2,309,945千円 平成15年度 1,550,282千円 平成16年度 496,623千円 平成17年度 128,223千円 平成18年度 128,223千円 平成19年度 157,923千円 平成20年度 664,000千円 平成21年度 851,000千円 平成22年度 196,000千円 平成23年度 196,000千円 平成24年度 196,000千円 平成25年度 665,000千円 平成26年度 664,000千円	該当なし	[事業計画] ・農業集落排水事業 平成15年度 処理機能調整工事 実施予定 10,000千円 以降実施箇所については未定 ・平成16・17年度小規模集排 廃水処理施設整備朝陽地区 事業費30,000千円	該当なし	【事業計画】 農業集落排水事業は祁答院中央 地区を実施しているが、今後他の 地区の計画はない。しかし、供用 開始後10年を経過し中継ポンプ や、処理場のポンプ類の更新等維 持管理費が増大している。 【財政計画】 平成13年度 使用料収入は8,396千円維持管理費 支出は9,847千円約1,400千円の不 足となる。 一般会計から25,721千円繰り入れ ほとんどが償元利金23,446千円の 償還に当てられる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・下水道管理分科会		
調整方針	事務事業は、新市へ引き継ぐ。 入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。					
分野別	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
事業及び 財政計画	事業計画 農業集落排水事業 現在里地区を平成13年度から平成17年度まで実施中であるが、平成14年度に計画変更をし、18年度までに延長する予定である。事業費も1425千円から1761千円に変更増とする。地区はこの地区だけで今後はない。 建設費 県支出金（国庫補助金・県交付金を含む） 繰入金（一般会計から） 繰越金 諸収入（消費税還付金等） 村債 維持管理費 供用開始が行われていないので現在は該当なし。 年度別事業費配分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成17年度まで 全体事業費 1425,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 455,900千円 17年度予定額 299,000千円 計画変更分（国庫対象分のみ） 平成13年度から平成18年度まで 全体事業費 1761,000千円 13年度実施額 100,000千円 (13年度実施分73,660千円 14年度へ繰越26,384千円) 14年度予定額 194,100千円 15年度予定額 376,000千円 16年度予定額 700,000千円 17年度予定額 356,900千円 18年度予定額 34,000千円	(特定環境保全公共下水道事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 0.4ha 平成15年度 管渠整備 1.3ha 水処理施設増設300t整備で事業完了 財政計画 建設費 14年度 44,000千円 15年度 189,600千円 (漁業集落環境整備事業) 事業計画 平成14年度 管渠整備 1031m 終末処理施設 1棟 平成15年度 管渠整備 1070m 終末処理施設 一式 財政計画 建設費 14年度 174,000千円 15年度 209,000千円 15年度で完了予定 (浄化槽市町村整備推進事業) 平成15年度～平成24年度まで 全体事業費 333,432千円 15年度 37,048千円 16年度 37,048千円 ~ 22年度 37,048千円 23年度 18,524千円 24年度 18,524千円	【借入事業】 漁業集落排水事業 平成13年度償還高 2,612千円 平成13年度償還残高 313,500千円	【事業計画】 鹿島村の下水道は地域し尿処理施設を設置整備しており、年間の管理費用がかかる。		

各市町村施設建設計画

事務事業名 事業及び財政計画(下水道・集落排水等・その他)

(単位:百万)

市町村名	区分	計画事業名	事業内容	総事業費	財 源				年 度 別 事 業 費										
					国庫補助金	その他	企業債	一般財源	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
川内市	公共	公共下水道整備事業	第1期・ 第2期計画	5,344	2,227	39	2,565	513	1,657	499	130	130	160	664	851	196	196	196	665
	都市下水路	平佐川都市下水路整備 事業		178	62		46	70	98	80									
	農集	農業集落排水整備 事業		1,576	789		711	76					91	285	542	590	68		
里村	里地区	農業集落排水	管路・処理場	1,466	733		660	73	376	700	356	34							
上甌村		公共下水道	管渠布設・処理場整備	190	99	3	78	10	190										
		漁業集落環境整備事業	管渠布設・処理場整備	269	135	33	93	8	269										
		合併浄化槽	合併浄化槽設置	334	167	11	141	15	37	37	37	37	37	37	37	37	19	19	
下甌村	集落排水	漁業集落排水事業	7,098 (H26以降3,727)	3,903		2,715	480		360	360	131	360	360	360	360	360	360	360	
鹿島村		地域し尿処理	維持管理	132				132	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

名 称	設立年月日	会員数	根拠法令等	事務所の位置	主な活動等	組織(役員等)	平成13年度補助金額	算出根拠	その他
大馬越地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H9.4.1	計画 129戸 現在 78戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円
入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合	H15.4.1	計画 238戸 現在 113戸	入来町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例	組合長宅	・処理施設の維持管理に関すること ・地区内の加入促進に関すること ・加入金、使用料の徴収協力 ・資金の借入及び返済	組合長 1 副組合長 1 書記 1 理事 10	200,000円	収支計画により	会費一戸 1,200円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会		
調整方針	温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。							
分野別	区分	項目	樋脇町		入来町		祁答院町	
			平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算	平成14年度予算	平成13年度決算
会計			特別会計		特別会計		特別会計	
温泉 予算・決算	歳入	事業収入	0	0	0	0	13,281,000	13,856,257
		使用料及び手数料	20,295,000	20,709,150	24,355,000	24,213,100	121,000	105,100
		財産収入	1,000	3,609	0	0	150,000	150,000
		繰入金	1,000	56,400,000	11,648,000	24,213,100	8,649,000	14,710,000
		繰越金	537,000	2,438,922	0	1,115,860	10,000	386,938
		諸収入	66,000	100,293	447,000	416,680	1,349,000	66,074
		歳入合計	20,900,000	79,651,974	36,450,000	49,958,740	23,560,000	29,274,369
	歳出	総務費	4,778,000	8,115,143	10,962,000	11,464,270	23,440,000	28,054,970
		事業費	13,162,000	65,433,539	17,442,000	18,584,214	0	0
		公債費	2,717,000	2,716,665	7,946,000	7,945,288	10,000	0
		予備費	243,000	0	100,000	0	100,000	0
歳出合計		20,900,000	76,265,347	36,450,000	37,993,772	23,550,000	28,054,970	

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。 公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
項目	川内市	樋脇町	入来町		東郷町	祁答院町
検針	該当なし	毎月	毎月		該当なし	無
検針員	該当なし	1人	1人		該当なし	該当なし
委託料	該当なし	1件 60円	1日 6,300円		該当なし	該当なし
料金体系	該当なし	月額	月額		該当なし	大村温泉 入浴料 大人 1回 150円 回数券 13枚 1,500円 回数券 27枚 3,000円 小人(中学生以下) 1回 80円 回数券 13枚 800円 回数券 27枚 1,600円 温泉スタンド給湯料 300ℓごとに 100円 黒木温泉 入浴料(一般浴室) 大人 1回 150円 回数券 13枚 1,500円 回数券 27枚 3,000円 小人(中学生以下) 1回 80円 回数券 13枚 800円 回数券 27枚 1,600円 入浴料(特別浴室) 家族用 500円 1回の利用は、1時間以内を原則とする。 身障者用 500円 1回の利用は、1時間30分以内を原則とする。 ただし、一般客が利用した場合は、1時間以内を原則とする。 休憩室 100円 2時間以内を原則とする。 蘭牟田温泉給湯場 蘭牟田温泉の給湯契約は、旅館4軒・公衆浴場2軒・一般家庭1軒・特別養護老人ホーム・別荘地(管理組合)と契約し、料金は1分間の給湯量に900円を乗じた金額を月額としている。
		普通供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3につき旅館 50円 1m3につき温泉宿 35円 浴場供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,000円 101～200m3 1,800円 201～300m3 1,500円 301～400m3 14,400円 400m3を超える分 1m3 30円 特殊供給 ・基本料金 20m3 6,900円 ・超過料金 21～100m3 2,500円 101～200m3 2,500円 201～300m3 2,300円 301～400m3 2,000円 400m3を超える分 1m3 60円	口数分湯方式給湯量基準及び使用料 ・区分 分湯量 使用料 1口(基本量) 毎分10ℓ 18,428円 2口 毎分15ℓ 31,933円 3口 毎分20ℓ 45,185円 4口 毎分25ℓ 57,729円 5口 毎分30ℓ 71,816円 亀の湯 毎分40ℓ 44,336円 入来町高齢者福祉センター 毎分50ℓ 30,292円 入来荘(旧肝付湯) 毎分30ℓ 無料 鹿児島県職業能力開発校 アゼ口湯 毎分60ℓ 動力料は分湯量で徴収する 柴垣湯 毎分60ℓ 計量器供給方式使用料 浴場供給 ・基本料金 1,000m3 46,700円 ・超過料金 1m3～ 26円 特殊供給 ・基本料金 200m3 22,000円 ・超過料金 21～200m3 - 201～300m3 4,500円 301～400m3 4,000円 401～500m3 3,500円 501～600m3 3,000円 601～700m3 2,500円 701～800m3 2,000円 800m3を超える分 1m3 30円			

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会	
調整方針	<p>検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。</p> <p>公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。</p> <p>分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 20m3を超える分 1m3 120 円</p> <p>特定供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 21 ~ 100m3 2,000 円 101 ~ 200m3 1,800 円 201 ~ 300m3 1,500 円 301 ~ 400m3 1,500 円 400m3を超える分 1m3 30 円</p>	<p>特別供給 ・基本料金 20m3 6,900 円</p> <p>・超過料金 1 m3 120 円</p> <p>その他 メーター方式による1ヶ月の温泉使用量が0.1の時は基本量の料金の2分の1とする。</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会 水道・温泉管理分科会
調整方針	検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。 公衆浴場料金については、新市に移行後、統一した料金とする。 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
検針	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
検針員	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
委託料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
料金体系	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
賦課徴収	該当なし	<p>【温泉給湯】</p> <p>1.対象者 温泉受給者から徴収する。対象者162件、H14.10現在(温泉管理使用条例第13条)</p> <p>2.賦課基準 温泉料金は、1箇月につき、下記により算定した基本料金と超過料金の合計額に、100分の105を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。(温泉管理使用条例第14条)</p> <p>毎月賦課(月末納期) 計量器指針値確認後、給湯量に応じて温泉料金を賦課する。 月の途中において、供給の使用を開始したときは、その月から、供給を廃止したときは、廃止した日において料金を算定する。(温泉管理使用条例第16条)</p> <p>3.収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4.賦課徴収手順 量水器指針確認 料金算定 調定 出納業務 ・納付書発行 月の15日 ・納期限 月の月末 ・滞納整理 実施時期は、基本的に2ヶ月に1回実施するが、個別対応としては随時実施 ・収納消込み OCRにて処理</p>	<p>1.対象者(温泉給湯管理条例:第16条) 温泉の受給許可を受けた者「温泉受給者」から徴収する。対象者口数分湯方式7件、メーター方式56件(平成14年11月現在)</p> <p>2.賦課基準 口数分湯方式による区域の月額使用料の区分は、別表第1のとおりとする。メーター方式による区域の月額使用料は、1箇月の給湯量に応じ基本量の料金及び超過量の料金の合算額とし、使用料の区分は別表第2のとおりとする。使用料は各用途別に応じ、それぞれの合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。 消費税及び地方消費税は、口数分湯方式による場合はそれぞれの口数等の区分による月額使用料にメーター方式による場合は基本料金と超過料金の合計額に5%を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てるものとする。(温泉給湯管理条例第17条第2項)</p> <p>口数分湯方式の場合、月の途中において供給の廃止をした時は、日割計算により算出。日割計算における日額使用料は、その月の現日数で除して得た額とし、円以下の端数は切り捨てる。(温泉給湯管理条例施行規則第6条)</p> <p>3.収納基準 出納取扱金融機関又は指定金融機関に納付。</p> <p>4.賦課徴収手順 口数分湯方式 年度始めに1年分を調定、1年分の納付書を4月に発行。 メーター方式 (ア)メーター指針確認 (イ)料金算定 (ウ)調定 (エ)納付書発行(各月の第1回目の公文発送日) (オ)納期限(各月の月末) (カ)収納消込み</p>	該当なし	<p>1.温泉給湯対象者 11件</p> <p>2.賦課基準 温泉料金はメーターを設置してないため、湯量による計算はしていない。計算方法としては、1分間の分湯量(検量を実施しているが、当初契約時の湯量で固定)に900円を乗じた額を月額として徴収している。 参考 昭和45年 180円 昭和49年 360円 昭和50年 600円 昭和56年 900円現在に至る</p> <p>有田旅館 13^{リットル} 11,700円 小島旅館 27^{リットル} 24,300円 福地旅館 20^{リットル} 18,000円 古川旅館 25^{リットル} 22,500円 下ノ湯温泉 40^{リットル} 22,500円(15^{リットル}減免) 砂石会館 80^{リットル} 45,000円(30^{リットル}減免) のぞみ園 100^{リットル} 23,000円(維持経費のぞみ園負担) 別荘地(管理組合との契約) 60^{リットル} 72,000円 別荘地のみ1,200円 相良 修 7^{リットル} 4,725円(1/4減免) 湯之上 誉 13^{リットル} (町源泉掘削により自家用源泉がでなくなったため無償) 広田孝夫(町源泉掘削により自家用源泉がでなくなったため、専用源泉のポンプ設置・更新、電気料は町費負担)</p> <p>3.収納基準 指定金融機関に納付</p> <p>4.賦課徴収手順 納付書発行 年度初めに1年分を調定、1年分の納付書(1.2枚)を4月に発行 納期限 各月の月末</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
賦課徴収		<p>5. その他の事項 過誤納について 条例はないが翌月精算か、返金している。 水道料金の軽減又は免除 ・1箇月の温泉使用量が零トンのときは、基本料金の2分の1とする。 ・天災又は避けることのできない事故その他特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。罰則詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする)以下の過料を科することができる。(温泉管理使用条例 23条)</p> <p>罰則 詐欺その他不正行為によって第14条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする)以下の過料を科することができる。(温泉管理使用条例 23条)</p> <p>口座引落日について 基本的には25日だが、土、日、祝により前後する。 上水道料金システムを使用</p>	<p>5. その他事項 使用料の減免 天災又は避けることのできない事故、その他、特別の特別の理由があると町長が認めた時、使用料を減免することができる。(温泉給湯管理条例第21条第2項)</p>		
	里村 該当なし	上郷村 該当なし	下郷村 該当なし	鹿島村 該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	合併時に、樋脇町の例により調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
量水器 (温泉)	該当なし	<p>【計量器の設置】 給湯量は、町の計量器（メーター）により計量する。 計量器は、受給装置に設置し、その位置（検針に便利な場所）は町長が定める。</p> <p>【メーターの貸与】 メーターは、町が設置してこれを受給者に貸与する。 温泉受給者は、メーターについて善良な管理しなければならない。 受給者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損したときは、町長の定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>【料金の減免】 町長は、天災又は避けることのできない事故、その他特別の理由があると認めたときは料金を減免することができる。</p>	<p>【量水器の設置】 メーター方式による給湯量は、メーターにより計算する。 【量水器の貸与】 メーターは、温泉受給者に貸与する。 メーター20mmについては貸与しているが20mmを超えるメーターについては温泉受給者自らの負担で設置してもらっている。 貸与を受けた者は善良な注意をもって管理しなければならない。貸与を受けた者が管理義務を怠ったため、メーターを亡失又は毀損した場合、町長の定める損害額を弁償しなければならない。 【量水器使用料】 メーターの使用料は無料</p>	該当なし	メーター管理をしていないため 該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工事負担金(温泉)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	給湯装置の新設等に要する費用は、新設する者の負担とする。 道路工事に伴う温泉管の移転に要する費用負担 県道 県50% 占用者50% 町道 発注者100%
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
工事検査	該当なし	<p>工事の完了検査は、請負業者より工事の完成の通知を受けた日から14日以内に、検査職員が監督職員立会いの上で設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行う。</p> <p>【検査職員】 材料検査・中間検査・出来高検査は監督職員 部分払い出来高検査・竣工検査は、契約規則第45条の検査職員</p>	一般会計に準ずる。	該当なし	一般会計に準ずる。
	里村 該当なし	上甑村 該当なし	下甑村 該当なし	鹿島村 該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名		上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
公衆浴場維持管理	<p>該当なし</p>	<p>【公衆浴場設置】 樋脇町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉街振興のため樋脇町営公衆浴場を設置する。 樋脇町市比野2561番地9 上之湯公衆浴場 樋脇町市比野2576番地1 下之湯公衆浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は、温泉管理室が管理する。ただし、町長は、特に必要がある場合は、管理を委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託期間は、4月1日から3月31日までの1年間。年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午前6時から午後10時 ・定休日は毎週定めた曜日</p> <p>【管理委託料】 ・未定</p> <p>【入浴料】 区分 大人(12歳以上) 1人1回 100円(回数券10回分850円) 小人(12歳未満) 1人1回 70円(回数券10回分550円)</p>	<p>【公衆浴場設置】 入来町民の健康と福祉の増進を図るとともに、町外利用者の誘致による温泉街振興のため公衆浴場を設置する。 入来町副田6179 共同公衆浴場(アゼ口湯) 入来町副田6208 柴垣浴場</p> <p>【管理】 公衆浴場は水道課が管理する。ただし、町長は特に必要がある場合は委託することができる。</p> <p>【委託期間】 公衆浴場の管理の委託は、4月1日から3月31日までの1年間。年度途中の管理委託開始の場合は、当該開始日より3月31日までとする。</p> <p>【管理人の条件】 ・原則として夫婦であること。 ・家族構成上、2人交代できる家族であること。</p> <p>【営業時間】 ・営業時間は午後6時から午後10時。 時間内は番台に居ること。 ・定休日は毎月2回。</p> <p>【管理委託料】 ・アゼ口湯 月額217,500円。 柴垣湯 月額204,600円。 ・特別手当として9月と3月に月額の2分の1の額を支給。</p> <p>【入浴料】 区分 1回券 回数券 月極券 大人(中学生以上の者) 100円 850円に10枚 2,000円 小人(小学生以下の者) 60円 500円に10枚 1,000円</p> <p>【その他】 ・各浴場の定休日(月4日間)には、入夫2人に賃金(6,900円/日)により浴場内の清掃を依頼している。 ・それぞれ浴場には入浴券販売用の券売機を1台ずつ設置している。券売機2台分の保守料は年375,900円。5年間のリース期間が満了し、所有権は町に帰属する。 ・券売機のトラブルについてはまず、職員が対応し、職員で対応できない場合は業者へ連絡して対応してもらう。</p>	<p>該当なし</p>	<p>【利用時間及び定休日】 利用時間及び休日は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは変更することができる。 利用時間 午前6時から午後9時まで 定休日 大村温泉 毎月2日及び17日 黒木温泉 毎月1日及び16日</p> <p>【管理人】 管理に必要な管理人を置き、町長が任命するが、夫婦又は二人交代できる家族とする。 規則に定めはないが管理人の年齢は満70歳までとする。</p> <p>【管理人の賃金】 温泉管理人は現在各施設とも夫婦で管理しているが、契約は各人で行っている。賃金は5,600円(夫婦では11,200円)/日とする。又夏期冬季一時金として夏期10日分、冬季20日分を6月と12月に支給する。</p> <p>【入浴料金】 大村温泉 入浴料 大人150円 回数券13枚綴り1,500円 27枚綴り3,000円 小人 80円(中学生以下) 回数券13枚綴り 800円 27枚綴り1,600円 温泉スタンド給湯料300円まで 100円</p> <p>黒木温泉 入浴料 大人150円 回数券13枚綴り1,500円 27枚綴り3,000円 小人 80円(中学生以下) 回数券13枚綴り 800円 27枚綴り1,600円 家族用浴室 1回 500円(1時間以内) 身障者浴室 1回 500円(1時間30分以内) 休憩室 1回 100円(2時間以内)</p>	
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)			専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
温泉施設 開 発	該当なし	温泉施設開発は必要に応じその都度整備している。	温泉場地区の土地区画整理事業に伴う配湯管の布設替及び現在の2つの町営浴場を1つにまとめた温泉センター建設の構想あり。	該当なし	該当なし
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)				専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。					
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
給湯開始・休止	<p>該当なし</p>	<p>【供給の申込】 温泉の供給を受けようとする者は、町長に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。 【届出及び承認】 温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出なければならない。 ・供給装置の使用を開始しようとするとき。 ・供給装置を撤去しようとするとき。 ・温泉供給を中止又は廃止しようとするとき。 温泉受給者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届出でてその承認を得なければならない。 ・供給装置を変更、改造または増設しようとするとき。 ・供給量の変更しようとするとき。 ・供給を受けている場所を変更しようとするとき。 【供給停止処分】 町長は次の各号の一に該当するときは、温泉の供給を停止することができる。 ・第7条第2項の許可の交付を受けなかったもの。 ・第8条の届出及び承認を得なかったもの。 ・第17条の規定による納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、料金を滞納したとき。 ・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続きを経ないで使用したとき。 ・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど不正の行為をしたとき。 ・前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 現在、特別供給については、新規加入の申込は受けていない。ただし、定住促進団地については、このかぎりでない。 【事務手順】 温泉供給許可申請書 書類審査 温泉供給許可書 温泉メーターの貸与 供給装置工事施工 温泉供給装置使用開始届 【供給の許可】 温泉の供給許可を受けた者は、町長の許可を受けなければ温泉受給者の名義を変更してはならない。</p>	<p>【供給の許可及び期間】(温泉給湯管理条例第7条) 温泉の供給を受けようとする者はあらかじめ町長に許可を受けなければならない。 町長は5年を超えない期間の範囲内で許可証を交付する。温泉の供給許可を受けた者を温泉受給者といい、町長の許可がなければその名義を変更できない。引き続き温泉の供給を受けようとする者は期間満了1ヶ月前までに期間更新の許可を受けなければならない。 【申込金】(温泉給湯管理条例第8条) 供給の許可を受けた者は10,000円の申込金を納入しなければならない。口数分湯方式による温泉受給者が、分湯量を増加する場合は、1口について20,000円の申込金を納入しなければならない。 【届出及び承認】(温泉給湯管理条例第12条) (1)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出なければならない。 ・供給装置(設備及び本管から引湯に必要な設備)の使用を開始しようとするとき。 ・供給装置を撤去しようとするとき。 ・温泉供給を中止又は廃止しようとするとき。 (2)温泉受給者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出でてその承認を得なければならない。 ・供給装置を変更、改造又は増設しようとするとき。 ・供給量を変更しようとするとき。 ・供給を受けている場所を変更しようとするとき。 【供給停止処分】(温泉給湯管理条例第24条) 町長は次の一に該当する時は、温泉の供給を停止することができる。 ・供給の期間を超えて供給を受けているとき。 ・届出を怠り又は、虚偽の届出をしたとき。 ・納入通知書の指定する期限後1箇月を経過しても、なお料金を滞納したとき。 ・温泉を目的以外に使用し又は所定の手続きを経ないで使用したとき。 ・料金その他の費用の徴収を免れようとするなど、不正の行為をしたとき。 ・この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 【罰則】(温泉給湯管理条例第25条) ・この条例の規程に違反した者は50,000円以下の過料に処する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>給湯契約は、旅館、ホテル、医療福祉施設、公衆浴場、別荘地のみ行っており、新規の契約はない。現在1軒の旅館が廃業しているが、入湯税を納めているため引き続き給湯している。</p>	
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整内容

協定項目	23 - 18 各種事務事業の取扱い(上・下水道事業)		専門部会・分科会名	上下水道専門部会・水道・温泉管理分科会	
調整方針	新市に移行後1年以内を目途に調整する。				
分野別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
温泉審議会	該当なし	該当なし	<p>審議会の設置 町営温泉の適切な管理と将来の発展計画に関し、必要な事項について調査・審議し、温泉開発に関する計画を樹立することを目的として、入来町温泉対策に関する審議会を設置する。</p> <p>附属機関 「審議会の組織」 審議会は委員15人以内を持って組織する。委員は次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。 ・識見を有する者 ・公共的団体の役員 現在委員：鹿大産学官携推進室長、保健所次長、町商工会長、町観光協会長、町議会総務委員長、町社会福祉協議会長、JAさつま川内入来支所長、町公民会連絡協議会長、温泉担当職員OB、婦人会役員の計10名 「委員の任期」 委員の任期は2年。ただし、補欠委員の任期は残任期間とする。 「会議等」 審議会の会議は必要に応じて町長が招集する。</p> <p>平成14年10月12日で任期切れ</p>	該当なし	<p>【審議会の設置】 蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉を開発し、町の産業発展を図るため温泉開発審議会を置く。</p> <p>【審議会の任務】 審議会は次の事項を調査審議する。 温泉掘削の位置の選定及び掘削の計画に関する事項 温泉利用の総合的計画に関する事項 その他蘭牟田温泉及び町内に設置する温泉の開発に必要な事項</p> <p>【審議会の組織】 審議会は10人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。 町議会議員 学識経験者</p> <p>現在の委員は 町議会議長 町議会副議長 町議会総務委員長 町議会経済委員長 学識経験者 黒木公民館長 " 大村公民館長 " 蘭牟田公民館長 " 祁答院町観光協会会長</p> <p>【委員の任期】 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>【会議】 審議会は町長が必要な都度招集する。 平成13年度は2回実施</p>
	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	鹿島村
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

議案第 2 2 号

地方税の取扱いについて

合併協定項目 8 号「地方税の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、合併年度は 1 市 4 町 4 村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

1. 個人市民税の均等割については、標準税率（2,500 円）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
減免については、川内市の例による。
2. 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率（14.7%）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。
3. 固定資産税の税率については、現行のとおり（1.4%）とする。
減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

- 4．特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。
- 5．鉱産税は、入来町の例により調整する。
- 6．軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。
減免、課税免除については、川内市の例により調整する。
非課税の範囲については、地方税法第 443 条によるものとする。
- 7．市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
- 8．入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町（100 円）の例により調整する。
課税免除については、合併までに調整する。
入湯税の充当については、新市において平成 17 年度分から調整する。
- 9．納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。
納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。
- 10．個人町（村）民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。
- 11．口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。
- 12．納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

平成 年 月 日 確認

地方税の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

地方税上、市町村が課税できる税として構成市町内には「市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」「たばこ税」「鉱産税」「特別土地保有税」の普通税と、「入湯税」「国民健康保険税」の目的税があり、これら地方税の取扱いについて協議する。

各市町村で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要がある。

ただし、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一課税することで、著しく衡平を欠くと認められる場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年間に限り、不均一課税を行うことができるようになっている。

国民健康保険税、介護保険料については、給付事業との関連があることから別途協議する。

関連資料については、別紙のとおりである。

2. 提案の理由

新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である百分の14.7を基本とする。
ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。
 - (ア) 資本金等が1億円以下の法人等
百分の12.3
 - (イ) 資本金等が1億円を超え10億円以下の法人等
百分の13.5
- (2) 都市計画税の税率は、百分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

- (1) 個人市民税については、現行のとおりとする。
ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。
- (2) 法人市民税については、現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税については、現行のとおりとする。
ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。
- (4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 事業所税については、現行のとおりとする。
ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。
- (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。
ただし、納期については、固定資産税と同様とする。
- (9) 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日新設合併）

4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

納税関係の取扱い

- (1) 納税奨励金及び徴税取扱い報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- (2) 納税貯蓄組合協議会については、現行のとおりとする。
- (3) 督促手数料については、篠山町の例による。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

2 市 2 町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- (2) 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第 1 期の納期は 5 月 1 日から 5 月 31 日とする。
- (4) 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- (5) 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- (6) 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (7) 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

地方税法（抜粋）

(1) 市町村の配置分合があった場合の課税権の承継（第 8 条の 2）

市町村の廃置分合があった場合、消滅した市町村に係る地方団体の徴収を目的とする権利は、承継市町村が承継する。この場合、消滅市町村がした賦課徴収等の手続は、承継市町村がした賦課徴収等の手続とみなす。

(2) 個人の均等割の税率（第 310 条）

・・・均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	(1)人口 50 万以上の市	(2)人口 5 万以上 50 万未満の市	(3)(1) 及び(2) の市以外の市並びに町村
税 率	年額 3,000 円	年額 2,500 円	年額 2,000 円

(3) 個人市民税の納期（第 320 条）

普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6 月、8 月、10 月及び 1 月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6 月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(4) 個人市民税の減免（第 323 条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

(5) 法人市民税の制限税率（第 314 条の 6）

法人税割の標準税率は、100 分の 12.3 とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100 分の 14.7 を超えることができない。

(6) 固定資産税の減免（第 367 条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

(7) 固定資産税の納期（第 362 条）

固定資産税の納期は、4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(8) 特別土地保有税の免税点（第 595 条）

市町村は、同一の者について、当該市町村の区域内において・・・
それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

- ・政令指定都市 2,000 平方メートル
- ・都市計画区域を有する市町村の区域 5,000 平方メートル
- ・その他の市町村の区域 10,000 平方メートル

(9) 軽自動車税の納期（第 445 条）

軽自動車税の納期は、4 月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(10) 課税免除（第6条）

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

合併特例法（抜粋）

(1) 不均一課税（第10条）

合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い		【個人市町村民税】		総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割については、標準税率(2,500円)を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。 納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。 減免については、川内市の例による。 				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
納税義務者	市内に住所を有する個人…均等割+所得割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者…均等割	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。
賦課期日	1月1日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
課税標準及び税率	均等割 2500円(標準税率) 所得割(標準税率)	均等割 2000円(標準税率) 所得割(標準税率)	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
減免	<p>1 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 学生及び生徒</p> <p>(4) 民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人</p> <p>(5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないもの</p> <p>(6) 天災その他特別の事情があると認める者</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額</p> <p>(2) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(川内市税減免の基準に関する規則)</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>	<p>川内市に同じ。</p> <p>ただし、市を町に置き変える。</p> <p>1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する条例で定めている。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【個人市町村民税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
賦課期日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税標準及び税率	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	標準税率 2,500円とする。 ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に 続3年度間は現行の税率を適用する。 【課税標準】 人口50万人以上 3,000円 人口50万人以上50万人未満 2,500円 これ以外の市町村 2,000円	
減免	川内市に同じ。 ただし、市を町に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。	川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。	川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する町税等の減免に関する 条例で定めている。	川内市に同じ。 ただし、市を村に置き変える。 1.(5)(6)なし。 1.(6)については災害被害者に対する村税等の減免に関する 条例で定めている。	減免については、川内市の例による。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い		【個人市町村民税】		総務部会 税務分科会
調整方針(案)					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
非課税範囲	<p>1 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万2千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>3 市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で市内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし市を町に置きかえる。</p>
申告期限	3月15日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
納期	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月28日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月28日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月28日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月26日まで</p> <p>2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。</p>	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>2 川内市に同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p>	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>2 川内市に同じ</p>	<p>樋脇町に同じ</p>	<p>1 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月15日から6月30日まで</p> <p>第2期 8月15日から8月31日まで</p> <p>第3期 10月15日から10月31日まで</p> <p>第4期 12月15日から12月25日まで</p> <p>2 川内市と同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p>
納付書発送方法	<p>・個人市民税、納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収市県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬</p>	<p>納税嘱託書へ内容については、川内市に同じ</p>	<p>・個人町民税、納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書、納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月中旬</p>	<p>・自治公民館加入者は納税通知書納付書とも自治公民館長へ</p> <p>・自治公民館未加入者は納税通知書納付書は直接郵送</p> <p>・特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬</p>	<p>個人町民税、納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長に公民館文書で送付。</p> <p>・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送で送付。</p> <p>特別徴収町県民税、特別徴収義務者による個人配布</p> <p>実施時期 特別徴収 6月 普通徴収 6月上旬</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【個人市町村民税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整方針案	
非課税範囲	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
申告期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納期	入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。	1 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで 2 川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。	入来町に同じ ただし、町を村に置きかえる。	川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を職員使送便 ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・特別徴収村民税、特別徴収義務者による個人配布 ・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬	・普通徴収・・・納付書及び納税通知書は直接郵送。 ・特別徴収・・・納付書及び納税通知書は特別徴収義務者へ送付。個人へは特別徴収義務者による配布。 ・実施時期・・・普通徴収 5月上旬、特別徴収 6月上旬	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	・個人村民税、納税通知書と納付書は区長 ・特別徴収村民税、特別徴収義務者による個人配布 ・実施時期 特別徴収 5月 普通徴収 6月上旬	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い		【法人市町村民税】		総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<p>・法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。 ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。</p>				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
納税義務者	<p>市内に事務所又は事業所を有する法人…均等割+所得割 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しない者…均等割 市内に事務所、事業所、又は寮を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある者</p>	<p>川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。</p>	<p>川内市に同じ ただし市を町に置きかえる。</p>
課税標準及び税率 均等割	均等割(標準税率)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ。	川内市に同じ
法人税割	法人税割14.7%(制限税率)	法人税割12.3%(標準税率)	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
申告期限	各事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内 ただし、監査延長法人は3ヶ月以内	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ。	川内市に同じ
納期	各事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内 ただし、監査延長法人は3ヶ月以内	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ。	川内市に同じ
納付書発送方法	申告書と同時発送	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ。	川内市に同じ

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【法人市町村民税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税標準及び税率 均等割	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
法人税割	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。 ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度に 続く3年度間は現行の税率を適用する。	
申告期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納期	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納付書発送方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い			[固定資産税]	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の税率については、現行のとおり(1.4%)とする。 減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する条例については、合併までに調整する。 納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。 				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
課税客体	土地、家屋、償却資産	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
納税義務者	固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
賦課期日	1月1日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
税率	1.4%(標準税率)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
免税点	同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
減免	<p>1 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか特別の事情があると認める固定資産</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格</p> <p>(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格</p> <p>(4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格</p> <p>(5) 減免を受けようとする理由及び第1項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>低開発地域工業促進法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、川内市企業立地促進条例、農村地域工業等促進法による課税免除</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(4)なし</p> <p>災害被害者に対する町税等の減免に関する条例 過疎地域産業開発促進条例による減免</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【固定資産税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。
納税義務者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。
賦課期日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。
税率	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。
免税点	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。
減免	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 1(4)はなし。 里村工業開発促進条例による減免	川内市に同じ ただし、市を町に置きかえる。 1(4)なし 災害被害者に対する町税の減免に関する条例	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 3 なし 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例による減免	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。 3 なし 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例による減免	川内市に同じ	川内市の例により調整する。 ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【固定資産税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
非課税の範囲	地方税法第348条のとおり	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
償却資産申告期限	1月31日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
納期	第1期 5月1日から同月28日まで 第2期 7月1日から同月28日まで 第3期 9月1日から同月28日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 2 固定資産税額が4,000円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月28日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月15日から5月31日まで 第2期 7月15日から7月31日まで 第3期 9月15日から9月30日まで 第4期 11月15日から11月30日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	
納付書発送方法	<ul style="list-style-type: none"> ・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬 	納税嘱託員へ内容については、川内市に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・納税組合加入者は納税通知書、納付書を納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治公民館加入者は納税通知書納付書とも自治公民館長へ ・自治公民館未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収5月上旬 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税組合加入者は納税通知書及び納付書を納税組合長へ公民館文書により送付。 ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書を直接郵送する。 ・実施時期 普通徴収 5月上旬 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【固定資産税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	調整方針案	
非課税の範囲	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
償却資産申告期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納期	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から6月2日まで(15年度に限り) 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 5月1日から6月2日まで(15年度に限り) 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	第1期 4月1日から同月30日まで(評価替年時 5月1日から同月31日まで) 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 翌年2月1日から同月末日まで 2 川内市に同じ ただし、3,900円以下	川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。	
納付書発送方法	・納税組合加入者は納税通知書を職員便 ・納税組合未加入者は納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収4月上旬	納税義務者へ直接郵送	・納税組合加入者は納税通知書を直接郵送、納付書は納税組合長へ ・納税組合未加入者は納税通知書及び納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収4月上旬、評価替年時 5月上旬	・村内納税者分納税通知書納付書は区長へ ・村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送 ・実施時期 普通徴収4月上旬、評価替年時 5月上旬	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い			【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
課税客体	5000㎡以上の土地	川内市に同じ	川内市に同じ	10,000㎡以上の土地	東郷町に同じ
納税義務者	1月1日現在、取得後10年未満に基づき5000㎡以上土地を保有している所有者、又は1年以内に、5000㎡以上取得した土地の所有者	川内市に同じ	川内市に同じ	1月1日現在、取得後10年未満に基づき10,000㎡以上土地を保有している所有者、又は1年以内に、10,000㎡以上取得した土地の所有者	東郷町に同じ
課税標準額	購入の場合は購入の代価、手数料、その購入のために要した費用の合計額 購入以外の場合はその土地の取得に通常要する価格	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
税率	土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ
減免	市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1) 公益のために直接専用する土地 (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地 (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 (3) 減免を受けようとする理由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	川内市に同じ ただし市を町に置き換える	川内市に同じ ただし市を町に置き換える	川内市に同じ ただし市を町に置き換える	川内市に同じ ただし市を町に置き換える

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。	
納税義務者	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。	
課税標準額	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
税率	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
減免	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	川内市に同じ ただし、市を村に置きかえる。	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	桶脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
免税点	同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地(法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ ただし5,000平方メートルを10,000平方メートルに置き換える	東郷町に同じ	
徴収方法	申告納付	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
申告納付期限	保有分は5月末、取得分は2月末と8月末	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
納付書発送方法	郵送	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【特別土地保有税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
免税点	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	東郷町に同じ	川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。	
徴収方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
申告納付期限	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納付書発送方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【鉱産税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・ 鉱産税については、入来町の例による。					
分野名	川内市	桶脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
課税客体	該当なし	該当なし	鉱業法第3条で規定する鉱物の掘採事業	該当なし	該当なし	
納税義務者			鉱業者			
課税標準額			鉱物の価格			
税率			100分の1 ただし、作業場において期間内に採掘された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合は、100分の0.7とする。			
申告納付期限			前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について毎月15日から同月末日までに申告納付しなければならない			
納付書発送方法			申告書と同時発送			
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	入来町の例による。	
納税義務者					入来町の例による。	
課税標準額					入来町の例による。	
税率					入来町の例による。	
申告納付期限					入来町の例による。	
納付書発送方法					現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。 ・納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限については、月末とする方向で調整する。 ・減免、課税免除については、川内市の例により調整する。 ・非課税の範囲については、地方税法第443条によるものとする。 					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
課税客体	原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車, 2輪の小型自動車	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	
納税義務者	<p>1 軽自動車税は、原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</p>	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	
賦課期日	4月1日	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	
車種別税額	<p>1(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円</p> <p>3輪のもの 年額 3,100円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 5,500円</p> <p>自家用 年額 7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,000円</p> <p>自家用 年額 4,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>その他のもの 年額 4,700円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>川内市と同じ</p> <p>ただし (2)軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア軽自動車中</p> <p>専ら雪上を走行するもの</p> <p>年額2,400円を加える。</p>	樋脇町と同じ	川内市と同じ	樋脇町と同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
課税客体	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納税義務者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
賦課期日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
車種別税額	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	川内市、東郷町の例により調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会	
調整方針(案)							
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
納期	5月1日から5月28日まで	4月11日から4月30日まで	4月11日から4月30日まで	4月11日から4月30日まで	4月15日から4月30日まで	4月15日から4月30日まで	
減免	<p>1 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1) 公益のため直接専用する軽自動車等</p> <p>(2) 前号に掲げるほか特別の事情があると認める軽自動車等</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車の種別</p> <p>(2) 軽自動車の所有者等の住所又は氏名若しくは名称</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の形式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>4 身体障害者等に対する軽自動車税の減免</p> <p>○身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という)が有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む)で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る)○その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>○上記の提出期限は、納期限前7日までに申請</p> <p>○前年度の減免申請者で次年度課税対象となる車両を有するものへ減免申請書を送付し、申請を促す。新規の者へは広報誌により記事掲載して申請を促す。</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1は、町長は、公益のために直接専用するものと認める軽自動車などに対しては、軽自動車税を減免することができる。</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>	<p>川内市と同じ。</p> <p>ただし、市を町に置きかえる。</p> <p>1(2)はなし</p>
課税免除	<p>商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p>	<p>川内市と同じ</p>	<p>次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 商品であって使用しない軽自動車</p> <p>(2) 軽自動車などを製造又は販売する者が車体試験のため所定の表示をして使用するもの(営業者1人について1台に限る。)</p>	<p>川内市と同じ</p>	<p>川内市と同じ</p>	<p>川内市と同じ</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納期	4月11日から同月30日まで	5月1日から5月31日まで	4月11日から同月30日まで	4月11日から同月30日まで	川内市の例により調整する。 ただし、各納期限については、月末とする方向で調整する。	
減免	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市と同じ。 ただし、市を村に置きかえる。 1(2)はなし	川内市の例により調整する。	
課税免除	川内市と同じ ただし、「日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの」を加える。	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市の例により調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い			【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
非課税の範囲	<p>【軽自動車税の非課税の範囲】(地方税法第443条)</p> <p>第443条 市町村は、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、軽自動車税を課することができない。</p> <p>2 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>【樋脇町税条例】 所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。 但し、公用又は公共の用に共するものについては課さない。</p>	<p>川内市に同じ</p> <p>【入来町税条例】 所有者が法第443条第2項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。 但し、公用又は公共の用に共するものについては課さない。</p>	<p>川内市に同じ</p>	<p>川内市に同じ</p>
納付書発送方法	納税組合へは使送便、未加入者は郵送	納税嘱託員へは私送便、未加入者については郵送	納税組合へは使送便、未加入者は郵送	自治公民館加入者へは使送便、未加入者は郵送	納税組合は公民館文書、未加入者は郵送

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【軽自動車税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
非課税の範囲	川内市に同じ	川内市に同じ 【上甌村税条例】 日本赤十字社が所有する軽自動車のうち救急用のものには課さない。	川内市に同じ	川内市に同じ 【鹿島村税条例】 公用又は公共の用に供するものについては課さない。 日本赤十字社が所有する軽自動車のうち救急用のものには課さない。	地方税法第443条による。	
納付書発送方法	納税組合へは職員使送便, 未加入者は郵送	納税義務者へ直接郵送	川内市に同じ	・村内納税者分納税通知書納付書は区長へ ・村外納税者分納税通知書納付書は直接郵送	合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い		【市町村たばこ税】		総務部会 税務分科会
調整方針（案）	・市町村たばこ税については、現行のとおりとする。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
課税標準額	<p>たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</p> <p>区分 重量</p> <p>(1) 喫煙用の製造たばこ</p> <p>ア ハイブたばこ 1グラム</p> <p>イ 葉巻たばこ 1グラム</p> <p>ウ 刻みたばこ 2グラム</p> <p>(2) かみ用の製造たばこ 2グラム</p> <p>(3) かき用の製造たばこ 2グラム</p> <p>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p>	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
課税免除	卸売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。前項の規定は、卸売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。	川内市と同一	川内市と同一	川内市と同一	川内市と同一
税率	<p>旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ</p> <p>1,000本につき2,977円</p> <p>旧3級品の紙巻たばこ</p> <p>1,000本につき1,412円</p>	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
申告期限・納期	毎月末日	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
納付書発送方法	納税義務者が指定の様式を作成	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【市町村たばこ税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税標準額	川内市に同じ ただし、4の後段なし	川内市に同じ	川内市に同じ ただし、4の後段なし	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税免除	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
税率	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
申告期限・納期	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
納付書発送方法	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	現行のとおりとする。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い					【入湯税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(100円)の例により調整する。 課税免除については、合併までに調整する。 入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。 						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ		
課税免除	年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	川内市に同じ	年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 長期療養を必要とする者 入来町老人福祉センターに設置された浴場に入湯する者のうち、町内に住所を有する老年人(年齢65歳以上の者)、障害者(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者及び精神薄弱者)又は寡婦(夫と死別した婚姻届をしていない者又は夫と離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族を有する者)	年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 町が地域住民の福祉の向上を図るため近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯	川内市に同じ		
税率	入湯客 1人1日につき 100円	入湯客 1人1日につき 100円	入湯客 1人1日につき 100円	入湯客 1人1日につき 150円	入湯客 1人1日につき 100円		
徴収方法	特別徴収	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ		
施設名	富士屋、双葉旅館、梅屋旅館、西方屋、旅館泉荘、喜久屋旅館、竹屋旅館、ホテルマル善、温泉平佐城、春日荘、川内ホテル、ホテルおどり荘、ホテル東洋、ホテル太陽パレスの14施設	薩摩の里、きくすい館、市比野荘、みどり屋、紫月荘、サンシャイン和光、丸山温泉、興旅館、松葉荘、喜久屋、まつみ荘、みなと屋、久木田温泉、八重荘、グリーンランド市野野、サンライト市比野、グリーンヒル	入来町社会福祉協議会、ホテルふちさき、旭屋、ちどり屋、城山観光(株)	該当施設なし	いこいの村いむた池、祁答院ゴルフ倶楽部、ホテル祁答院、ふくち旅館、有田屋、秀水園、小島旅館 の7施設		
納付書発送方法	不足時に、1冊(50枚)配布 郵送	4月に各業者に1年分配布 郵送	年度前に15枚送付 郵送	該当なし	年度当初12枚送付する。 郵送		
入湯税充当状況 (平成14年度)	川内市観光協会運営補助金 事業費 4,231千円 (入湯税 881千円、一般財源他 3,350千円) 観光施設整備補助金 事業費 2,661千円 (入湯税 2,661千円、一般財源等 0千円)	消防指令車 事業費 2,040千円(入湯税500千円、他1,540千円) 消火栓維持管理費負担金 事業費1,834千円(入湯税837千円、他997千円) 市比野温泉杯サッカー大会補助金 事業費2,000千円(入湯税 1,600千円、他400千円) 観光協会地域活性化イベント補助金 事業費 1,500千円(入湯税1,000千円、他500千円) JR川内駅電照広告料 事業費347千円(入湯税300千円、他47千円) 観光キャンペーン事業 事業費503千円(入湯税405千円、他98千円)	小型合併処理浄化槽設置事業 事業費16,150千円 (入湯税4,257千円、一般財源他2,663千円)	該当なし	防火水槽設置事業 事業費2,860千円 (入湯税2,800千円、一般財源60千円) 蘭牟田池優勝の森整備他 事業費40,841千円 (入湯税2,831千円、一般財源他38,010千円)		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【入湯税】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
納税義務者	川内市に同じ	該当なし	該当なし	該当なし	地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
課税免除	年齢12歳未満のもの 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 里村交流センターで福祉目的に入湯する村民				、については地方税法の規定により、現行のとおりとする。 入来町、東郷町、里村の 及び については、合併までに調整する。	
税率	入湯客 1人1日につき 150円				川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(100円)の例により調整する。	
徴収方法	川内市に同じ				地方税法の規定により、現行のとおりとする。	
施設名	里村交流センター				現行のとおりとする。	
納付書発送方法	納税義務者が指定の様式を作成				合併までに総合的に調整する。 郵送を基本に調整する。	
入湯税充当状況 (平成14年度)	・泉源取湯ポンプ取替工事 事業費2,310千円 (入湯税1,490千円、一般財源他820千円)				新市において、平成17年度分から調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【納税組合】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。 ・納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助金制度の中で調整する。 					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
規約・規定等	川内市納税組合奨励金交付規則	なし	入来町納税組合報償金交付規程 (ただし、平成14年度は予算を総務課で計上し、公民会活動助成金として交付した。15年度の予算計上額400万円。)	該当なし	納税貯蓄組合補助金交付規則 祁答院町納税表彰規則	
組合数	158組合(平成15年4月1日現在)	納税嘱託員 93人(15年4月1日)	69組合(平成15年4月1日現在)		128組合(平成15年4月1日現在)	
納税組合奨励金	1件40円、納付額の1000分の10 (1納税義務者20万円まで) 平成14年度決算額5,315,160円 10月と3月に支払	委託料 均等割 2,500円 世帯割 1世帯 500円 平成14年度決算額 2,888,000円 12月と4月に支払	納付書1枚につき50円を交付する。納期内完納の場合、納付額に100分の2を乗じて得た額、その他については100分の1.5を乗じて得た額 14年度助成額 5,171,000円 3月に支払		1 戸数割 自治公民館の全世帯で構成した組合 1戸あたり年額60円以内 班内の全世帯で構成した組合 50円以内 その他の構成による組合 40円以内 2 納税額による報償金:納期限内に完納したとき 納税額の4%以内 最終納期限内に完納したとき 3.2%以内 最終納期限日において納税率が 95%以上100%未満のとき 1.5%以内 平成14年度決算額 4,869,000円	
補助金	なし	なし	なし		なし	
役員数	なし	なし	なし		なし	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
規約・規定等	里村納税組合奨励金交付規則	該当なし	下甌村納税組合補助金及び奨励金等交付規則	該当なし		
組合数	19組合(平成15年4月1日現在)		46組合(平成15年4月1日現在)			
納税組合奨励金	組合員1人50円以内、納付額の100分の1以内 平成14年度決算額 668,416円 翌年5月に支払		1 奨励金 件数割 納付書1枚につき10円 納税額割 納税額の100分の3 2 設立助成金 1世帯につき100円を交付する。ただし、解散した組合が再び組合を設立した場合は支給しない。 平成14年度決算額 1,897,384円			・納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。 ・納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助金制度の中で調整する。
補助金	なし		一組合に対し年税額7,000円のほか10人を超える組合に対して、そのを超える組合員数1人につき500円を増す。ただし、この場合における組合員数は1世帯につき1人とする。平成14年度決算額 450,500円			
役員数	なし		なし			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【納期前納報奨金】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付奨励金については、廃止する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
制度の内容	該当なし	該当なし	納税者は納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。	該当なし	第1期納期限内に第2期以後の納付額全額を納税した場合で徴収金に未納がない者に交付する。	
報奨金の額決定			納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(100円未満は交付しない。)		税額×1%×前納月数(1月未満の端数がある場合14日以下切り捨て、15日以上は1月とする)100円未満の端数は切り捨て限度額なし	
対象税目等			個人町民税 固定資産税		個人町民税、固定資産税	
平成14年度報奨金額			個人町民税 355件 708千円 固定資産税 1,489件 3,904千円 計 1,844件 4,612千円		個人町民税 148件 225千円 固定資産税 907件 1,190千円 計 1,055件 1,415千円	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
制度の内容	該当なし	納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、下記の計算で得た額の報奨金を交付する。	祁答院町に同じ	該当なし	・個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付奨励金については、廃止する。	
報奨金の額決定		納付前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(300円以上)。	納付前に納付した税額×1%×前納月数(1月未満の端数がある場合14日以下切り捨て、15日以上は1月とする)その額が200円未満である場合は交付しない、限度額なし			
対象税目等		個人村民税、固定資産税	個人村民税、固定資産税			
平成14年度報奨金額		個人町民税 47件 46千円 固定資産税 253件 2,032千円 計 300件 2,078千円	個人村民税 88件 177千円 固定資産税 387件 1,676千円 計 475件 1,853千円			

-137-

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	8 地方税の取扱い				【口座振替】	総務部会 税務分科会
調整方針(案)	・口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
振替日	毎月25日	川内市に同じ	川内市に同じ	毎月25日(3月以外)	川内市に同じ	
振替手数料	郵便局へは1件10円 その他の金融機関へは1件10円50銭	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市と同じ	川内市に同じ	
取扱い金融機関	鹿児島銀行(指定金融機関) 市内の各金融機関川内支店並びに各郵便局(収納代理金融機関)	川内市に同じ	さつま川内農協(指定金融機関)、鹿児島銀行、県信用組合宮之城支店、川内信用金庫市比野支店、九州労働金庫川内支店 各郵便局(収納代理金融機関)	さつま川内農協(指定金融機関) 鹿児島銀行川内支店東郷代理店 川内信用金庫東郷支店(収納代理金融機関) 町内の各郵便局	さつま農協(指定金融機関)鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信金、鹿児島信組県下各本支店、各郵便局(収納代理金融機関)	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
振替日	各納期末日	納期月25日及び翌月10日	指定金融機関 納期月27日 郵便局 納期月25日	上甌村に同じ	・口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。	
振替手数料	なし	1件10円	1件10円+消費税	川内市に同じ		
取扱い金融機関	指定金融機関(南日本銀行)	郵便局、村内金融機関(農協、漁協、南日本銀行)	南日本銀行(指定金融機関) 郵便局	鹿島村漁業協同組合 さつま川内市農業協同組合 郵便局		

-138-

議案第 23 号

補助金、交付金等の取扱いについて

合併協定項目 16 号「補助金、交付金等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 25 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものとする。

同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。

独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。

整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行う。

平成 年 月 日 確認

補助金、交付金等の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 各団体に共通するもの、類似のもの、固有のものが存在しているので、それぞれの区分に応じた調整を図る必要がある。
- (2) これまでの経緯、実情等を十分把握し、新市の振興にどのように役立てていくかを明確にし、財政状況等にも考慮しながら調整する必要がある。
- (3) 国民健康保険事業及び一部事務組合に関するものは、別に協議する。

2 提案の理由

これまでの経緯・実績等に配慮し、新市の振興や一体性の確保、効率化に努める観点から調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）（補助金の取扱い）

2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。

- (1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
- (2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。
- (3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
- (4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）（補助金・交付金等の取扱い）

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。

なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）（各種団体への補助金、交付金等の取扱い）

各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。

- (1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。
 - (2) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
 - (3) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）（補助金、交付金等の取扱い）

総括調整方針

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

個別調整方針

別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔寄附又は補助〕

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金等個別調整方針案一覧表

協定項目		16 補助金、交付金等の取扱い										
調整方針の分類		1 現行のまま新市に引き継ぐ。				4 新市に移行後、速やかに調整する。						
		2 合併時に、()の例により調整する。				5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。						
		3 合併時に、新たに制度等を制定する。				6 廃止の方向で調整に努める。						
分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
総務関係	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助	職員研修補助		職員研修補助			3	1	
	川内市職員共済会負担金	樋脇町職員互助会補助金	入来町役場職員互助会補助金	東郷町職員互助会補助金	祁答院町職員互助会運営補助金	里村職員会補助金 (甌島衛生管理組合職員厚生会補助金)	上甌村職員互助会補助金	下甌村職員福利厚生補助金	鹿島村職員厚生補助金		2	
					自動車任意共済掛金補助					6	3	
	市民まちづくり公社運営補助金									5	4	
					祁答院町明るい選挙推進協議会補助金					6		
							甌島地区交通安全協会補助金	甌島地区交通安全協会補助金	甌島地区交通安全協会補助金	甌島交通安全協会鹿島支部	4	5
		交通安全町民会議補助金							鹿島村交通安全対策会議活動補助事業	3		
	川内市交通安全母の会補助金	樋脇町交通安全母の会補助金	入来町交通安全母の会補助金	東郷町交通安全母の会補助金	祁答院町交通安全母の会補助金			交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金		3	6
	市防犯灯設置費補助金								街路灯設置補助金	2(川内市)	7	
		定住促進補助金			町ふるさとづくり促進事業補助金	定住奨励金	21世紀定住促資金			出生祝金	4	8
						結婚祝金					6	9
		田代ニュータウン定住促進支援補助金									5	
		樋脇町小規模飲用水施設整備事業補助金									5	10
	市女性団体連絡協議会補助金	町女性団体連絡協議会補助金 町地区女性部育成補助金	町女性団体連絡協議会補助金 地域女性連絡協議会補助金	各種婦人団体協議会補助金 女性の組織育成補助金	町婦人会連絡協議会補助金 各種女性団体連絡協議会補助金 地区婦人会育成補助金	里村婦人会連絡協議会補助金	上甌地域婦人会連絡協議会補助	地域女性連絡協議会補助金	地域女性連絡協議会補助金	5	11	
	市日本中国友好協会運営補助金		国際交流協会補助金	国際交流を進める会運営補助金							4	12
	市外国人留学生奨学金									2(川内市)	13	
		ふるさと創生人づくり事業	ふるさと活性化基金人づくり推進事業補助金						4			
市日本中国友好協会運営補助金(新鑑真分)									2(川内市)	14		
市自衛隊協力会補助金									2(川内市)			
公民会補助金			公民館運営委託金	公民館運営補助	自治公民館振興補助金	自治公民館運営補助金		自治公民館運営事業補助金		5	15	
市公民会連絡協議会補助金	公民館連絡協議会補助金									4	16	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
総務関係	校区公連会補助金	地区公民館(12地区)運営費補助金		校区公民館運営補助	地区公民館活性化支援事業補助金			地区公民館(6地区)運営費補助		5	17	
				地域(校区)活性化事業補助金						6		
	公民館等設置事業補助金									2(川内市)	18	
	市広報用放送施設設置事業補助金									2(川内市)		
消防関係		樋脇町防犯組合連合会補助金			祁答院町防犯組合補助金		上甌村防犯組合連合会補助金			4	19	
		防災行政無線家庭用受信機設置事業補助金								4		
		日本水難救済会川内救難所運営費補助金					里村救難所事業補助金		日本救済会鹿島救難所	4	20	
		川内市特別災害復旧補助金								3		
		川内地区消防組合分団等施設設備整備事業補助金								5	21	
									消火器整備補助	6		
税務関係					祁答院町たばこ小売販売協議会補助金					4	22	
農業関係	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払補助金	中山間直接支払(21協定)	中山間地域等直接支払事業交付金	中山間地域等直接支払交付金補助金					1	23	
	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金	県単村づくり整備事業補助金					4	24	
	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金	野菜価格安定制度負担金					1	25	
		きらめく村の創造事業補助金								4	26	
			むらづくり推進地区							4		
			水田作付体系転換事業							1	27	
		転作作物定着化事業補助金								5		
		市水田農業推進協議会補助金	水田農業経営確立推進対策協議会補助金	水田農業経営確立推進対策協議会補助金	町水田農業推進協議会補助金	町水田農業推進協議会補助金	村水田農業推進協議会負担金	村水田農業推進協議会負担金	村水田農業推進協議会負担金	村水田農業推進協議会負担金	3	28
					水稲航空防除安全対策補助金						4	29
		豊稔まつり事業補助金	樋脇町産業祭補助金	入来町産業祭実行委員会補助金		町観光農園祭り補助金					5	
		川内市農業経営者協議会補助金		担い手農家連絡会補助金 花卉振興対策事業補助金 果樹振興対策事業補助金	園芸振興対策補助金(花卉振興会、果樹振興会補助金)	祁答院町認定農業者の会育成支援補助金 町園芸振興会補助金 園芸振興会花卉部会 町観光果樹振興会育成補助金					4	30
		機能集団補助金(農協作物部会)	農業振興連絡協議会事業補助金 生活研究グループ連絡協議会補助金	野菜振興対策事業補助金 茶業振興対策事業補助金 入来町生活改善グループ補助金	園芸振興対策補助金(茶業振興会、さつま川内農協野菜部会東郷支部育成補助金)		生活研究グループ育成補助金	生活研究グループ負担金			4	31

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
農業関係	川内市農林水産業技術連絡協議会補助金	樋脇町農林業技術者総合連絡協議会補助金	入来町農林業技術者連絡協議会補助金	東郷町技術員連絡協議会運営補助金	祁答院町農林技術員連絡協議会補助金	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金	農林技術協会薩摩支部下甌村特産品生産グループ補助金	農林技術協会薩摩支部甌島指導部会運営補助金	5	32	
	生緑会(若手農業者後継者組織)補助金	農業創造クラブ育成補助金 葉たばこ生産組織育成事業補助金	祁答院地方卸売市場卸売事業負担金 農業青年自営者クラブ補助金	地産商品化補助金 機能集団育成補助金(農業後継者) 園芸振興対策補助金(たばこ振興会補助金)	祁答院地方卸売市場卸売事業補助金 町たばこ振興会補助金							
				特産物生産奨励対策事業(コンニャク種芋・ヒサカキ苗購入補助)	共販作物推進種苗補助金 イチゴパイオ苗育成補助金 花き優良種苗育成補助金					4	34	
	新規就農支援資金補助金	就農奨励事業補助金	入来町高齢者生きがい農業支援補助金		農業後継者等育成就農支援金助成金					4	35	
	農業振興資金利子補給金	農業振興資金利子補給補助金	農業振興資金利子補給補助金	農業振興資金(制度資金利子補給)	農業振興資金利子補給金	農業振興資金利子補給金			農業振興資金利子補給金	3	36	
		奨農措置奨農助成金	認定農業者活力基盤施設等整備支援事業補助金	認定農業者支援対策事業補助金	認定農業者活力基盤施設等整備支援事業補助金					4	37	
			認定農業者研修補助金							4		
				農産物販売所運営補助金						4	38	
		水田農業生産条件整備事業(小規模土地基盤整備事業補助金) 近代化施設整備事業補助金		水田農業生産条件整備事業(小規模土地基盤整備事業補助金) 農業生産近代化施設整備事業補助金						4		
				特産物生産奨励対策事業補助金(共同利用農機具)						4		
		レイシ柵設置事業補助金 イチゴ育苗施設導入事業補助金 トンネルごぼう産地拡大事業補助金	レイシ柵設置事業	特産物生産奨励対策事業補助金(レイシ柵)						4	39	
		かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金	かごしま園芸タウン条件整備事業補助金					4		
			サンライスカごしま茶産地総合整備事業補助金							5	40	
				トンネル栽培施設設置事業補助金 一畝ハウス設置事業補助金	トンネルハウス設置事業補助金 簡易ハウス設置事業・雨除け簡易ハウス設置事業					4		
		小規模土地基盤整備事業補助金		小規模土地基盤整備事業補助金						4	41	
	活力ある中山間地域基盤施設整備事業	活力ある中山間地域基盤施設整備事業	活力ある中山間地域基盤施設整備事業 農産加工施設整備事業補助金 体験交流施設整備事業補助金	体験交流施設整備事業補助金					4			
									4	42		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
農業関係		降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰防止・降灰除去施設等整備事業	降灰防止・降灰除去施設等整備事業					4	43
	市農業近代化資金利子補給金	農業近代化資金利子補給補助金	農業近代化資金利子補給	農業近代化資金(制度資金利子補給)	農業近代化資金利子補給金					3	44
	農業経営基盤強化資金利子助成金	農山漁村経営改善資金利子補給補助金	農業経営基盤強化資金利子助成補助金		農業経営基盤強化資金利子補給金					4	45
		就農支援資金償還金助成補助金		就農支援資金償還金助成補助金	就農支援資金償還金助成補助金					4	
		地域農業経営確立事業補助金								4	46
	農業者年金受給者会補助金	町農業者年金受給者会活動補助金	町農業者年金受給者会運営助成金	町農業者年金受給者会活動推進費						5	
		農地流動化促進事業補助金	農地流動化促進事業補助	農地流動化奨励補助金	農地流動化担い手育成促進事業補助金					2(東郷町)	47
		小規模土地改良事業補助金		町単土地改良補助金	町単独暗渠排水事業補助金					4	
		農道舗装事業補助金								1	48
	市単土地改良区補助金	小野土地改良区年間通水補助金	町土地改良推進補助	町土地改良事務補助金	土地改良区育成補助金 土地改良区施設維持管理補助金					5	
					中原幹線排水路利子補給金 中原暗渠排水利子補給金 宇ヶ石幹線排水路利子補給金 第二中武暗渠排水利子補給金 黒木県ば農道舗装土地改良賦課金 城北地区排水路利子補給金 第二中武線幹線排水路利子補給金					1	49
		倉野農村公園管理運営補助金 藤本農村公園管理運営補助金								5	50
				藤川特産品販売所管理組合補助						1	
		市単独農地農業用施設災害復旧事業	町単独農地農業用施設災害復旧事業	町単独農地農業用施設災害復旧事業						3	51
	特別災害復旧事業								3		
畜産業関係	生産総合対策事業(自給飼料増産総合対策事業)									4	52
			畜産経営活性化事業							1	
	資源循環型畜産確立対策事業	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)	生産総合対策事業(畜産ソフト)				1	53
		肉用牛導入事業資金利子補給補助金								4	54
	限定特別農協有牛導入事業利子補給金	特別農協有牛預託事業利子補給補助金	町和牛畜産振興会(農協牛利子)	特別農協有牛利子補給			特別農協有牛預託事業			5	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
畜産業関係	大家畜経営活性化資金 利子補給金 大家畜経営改善支援資金 利子補給金	大家畜経営活性化資金 利子補給補助金	大家畜経営活性化資金 利子補給							4	55	
		町内産肥育素牛導入助 成事業補助金								4		
	優良家畜保留対策事業 補助金	優良牛保留導入事業補 助金	町和牛畜産振興会(優 良牛保留)	優良家畜保留導入補助 金	町優良牛保留導入補助 金 町育種価牛保留導入補 助金						3	56
		町畜産活性化対策事業 補助金 肥育牛削蹄事業補助金	町和牛畜産振興会(削 蹄推進)	子牛商品化向上対策事 業補助金	町肉用牛削蹄推進対策 補助金						3	57
	北薩地区酪農ヘルパー 利用組合育成対策事業 補助金	肉用牛飼養援助対策事 業補助金	町和牛畜産振興会(ヘル パー)								6	58
	優秀種雄牛造成推進事 業補助金		町和牛畜産振興会(試 験種付)	優秀種雄牛造成推進事 業補助金	種雄牛試験交配補助金					1		
	かごしま黒牛川内ブラン ド推進事業補助金									5		
		肉用牛高齢者いきいき 対策事業補助金		高齢者等肉用牛生き甲 斐対策事業補助金							4	59
		簡易牛舎設置事業補助 金	町和牛畜産振興会(簡 易畜舎建設推進対策・ 簡易堆肥舎設置対策)	簡易畜舎建設補助金	簡易牛舎建設補助金						4	60
			町畜産女性部会 プロイラー生産者連絡 協議会 町地鶏振興会 町肉用牛中核経営志向 会 町肉用牛肥育部会 町ET活用研究会 町和牛畜産振興会(支 部強化、援農輸送、牛 更新、商品性向上)	町和牛振興会補助金 繁殖雌牛淘汰事業補助 金	町畜産振興会補助金 町肉用牛改良更新補助 金						4	61
			町和牛畜産振興会(畜 産リース)								3	63
	水田裏飼料作物進行対 策事業			牧草種子助成金							4	
	子牛育成施設管理運営 基金造成事業補助金	預り子牛価格補償及び 事故補償負担金	子牛育成施設管理運営 基金造成事業補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	山田堆肥生産組合補助 金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金	子牛預り施設事業運営 補助金		1	64
											5	65
					肉用牛繁殖雌牛流産対 策補助金						2(祁答院町)	
			家畜損害防止事業補助	損害防止事業補助金							6	66
	家畜防疫対策事業補助 金	家畜衛生対策事業補助 金	町和牛畜産振興会(家 畜防疫)	牛異常産予防ワクチン 接種補助	家畜衛生対策補助金	予防ワクチン接種補助					4	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
畜産業関係	大家畜経営維持資金利子補給金			大家畜活性化維持資金利子補給						1	67
	市畜産品評会補助金			郡共進会出品補助 県共進会出品補助						3	
			町育種組合		町育種組合 家畜商組合 町多頭飼育者会			肉用牛振興協議会費 肉用牛振興協議会費		3	68
										4	
林業関係	イノシシ等被害防止事業補助金	イノシシ害防止事業補助金	イノシシ等被害防止	イノシシ等被害防止事業補助金	イノシシ等被害電気柵設置事業補助金					4	69
	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金	有害鳥獣駆除事業補助金					4	
	猟友会活動振興補助金	猟友会育成補助金	猟友会活動振興補助金	猟友会事業補助金	猟友会活動振興補助金					4	70
	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)	間伐促進緊急対策事業(間伐調査員活動事業)	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)	間伐促進緊急対策事業(集材路等整備事業)					5	
	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金					1	71
	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)	緊急間伐実施事業(間伐材で山づくり)					1	
	緊急間伐実施事業(地域ぐるみ高齢級間伐)			緊急間伐実施事業(地域ぐるみ高齢級間伐)						1	72
	かごしまの竹の里づくり事業補助金		かごしま竹の里づくり事業補助金	かごしま竹の里づくり事業補助金	かごしま竹の里づくり事業補助金					4	
	特用林産物産地化総合対策事業補助金			特用林産物産地化総合対策事業補助金						4	73
				竹林改良奨励事業補助金(たけのご部会補助)	祁答院たけのご部会育成事業補助金					4	
					森林組合経営改善利子助成金					5	74
	森林施業団地共同化事業補助金	森林施業団地共同化事業補助金	森林施業団地共同化	森林施業団地共同化事業補助金	森林施業団地共同化事業補助金					5	
	森林組作業班就労奨励事業補助金	森林組作業班就労奨励事業補助金	森林組作業班就労奨励事業	森林組作業班活性化対策協議会補助金	森林組作業班活性化事業補助金					5	75
	林業就労改善推進事業補助金	林業就労改善推進事業補助金	林業就労改善推進事業補助金	林業就労改善推進事業補助金						5	
					林業担い手育成基金事業補助金					5	76
	流域公益保全林整備事業	流域公益保全林整備事業	流域公益保全林整備事業	流域公益保全林整備事業					5		
	緑豊かな森林づくり事業補助金	樋脇町みどり推進協議会育成補助金			祁答院町みどり推進協議会育成補助金		上甌村みどり推進協議会	下甌村みどり推進協議会	鹿島村みどり推進協議会	4	77
	陽成みどりの少年団補助金	丸山みどりの少年団補助金	大馬越緑の少年団		緑の少年団育成事業補助金	みどりの少年団補助金				4	78
水産業関係	豊かな海づくりパイロット事業補助金					豊かな海づくりパイロット事業負担金	豊かな海づくりパイロット事業負担金	豊かな海づくりパイロット事業負担金	豊かな海づくりパイロット事業負担金	1	
							魚貝類種苗放流事業			1	79
						魚介類中間育成放流事業	魚介類中間育成放流事業		魚介類中間育成放流事業	5	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
水産業関係	内水面漁業振興事業補助金									1	80	
							藻場食害駆除事業補助金		藻場食害駆除事業補助金	4		
	養鰻振興事業補助金									1	81	
	後継者育成事業補助金					里村漁業青年部事業補助金	漁業者先進地視察研修補助金	漁業者先進地視察研修補助金	漁業者先進地視察研修補助金	4		
								イカ柴投入事業補助金	漁場造成事業(イカシバ投入・ウニ駆除等補助)	イカ柴投入事業補助金	4	82
								アワビ種苗生産事業補助金 アワビ養殖事業補助金			4	
										村水産業振興対策協議会	4	83
							甌島地区漁協合併協議会助成金	甌島地区漁協合併協議会助成金	甌島地区漁協合併協議会助成金	甌島地区漁協合併協議会助成金	6	
							里村漁業信用事業利子補給補助金	上甌村漁協信用事業実施基盤強化対策利子補給金交付規則	漁協組織緊急再編対策事業整備借入金利子補給補助事業	漁協組織緊急再編対策事業利子補給事業	1	84
									信用事業譲渡対価資金利子補給補助事業	信用事業譲渡に伴う損失補償並びに利子補給金		3
									漁船建造資金利子補助			
									漁業近代化施設整備事業補助金 漁礁設置事業補助金		4	85
											1	86
	漁業付加価値向上対策事業補助金						漁業近代化資金漁協自己資金利子補給	漁業近代化資金漁協自己資金利子補給		漁業近代化資金利子補助事業	4	
	川内川漁業協同組合樋脇支部補助金 川内川漁業協同組合倉野支部補助金	川内川漁業協同組合入来支部補助金								4	87	
							水産観光促進奨励金			4		
商工観光関係		地域活性化事業	地域活性化事業補助(まちづくり活性化事業補助金等)			特産品等販路開拓支援事業補助金		ふるさとしもこしき友の会推進協議会補助金		5	88	
			商工会まちづくり活性化研究事業補助			地域振興活性化事業補助金				1		
	市商店街アーケード施設維持管理費補助金									5	89	
	タウンマネージメント協議会運営費等補助金									5		
	商工会議所等指導事業補助金									5	90	
高城商工会補助金	商工会育成補助金	商工会補助金	町商工会運営補助金	町商工会補助金	村商工会補助金	村商工会補助金	村商工会補助金	村商工会補助事業				

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
商工観光関係				商工業地域育成事業補助金						5	91	
		共通商品券発行事業	小売商業販売促進(スタンブ会) 商品券事業	地域振興券発行事業補助金						5		
			中小事業者情報化推進	中小事業者情報化推進						5	92	
				販路拡大						5		
					とうごう朝市運営補助金					5	93	
		県中小企業団体中央会補助金								1		
		市中小企業対策利子補助金								4	94	
		市中小企業者等地震災害復旧資金利子補助金								6		
				公共交通特別対策事業補助							5	95
		市特産品協会補助金		町特産品協会						5		
					鹿児島県特産品協会補助金		鹿児島県特産品協会補助金	鹿児島県特産品協会補助金	鹿児島県特産品協会補助金		4	96
		「電気のふるさとしまん市」出店小間助成金			MBCふるさと秋まつり出店小間助成 各種イベント出展助成					5		
		川内木市振興会補助金									1	97
		肥薩おれんじ鉄道株式会社設立補助金									1	
		川内市緊急経営・災害対策資金利子補助金		入来町中小企業振興災害融資利子補助金							5	98
		均一運賃バス運行事業補助金									5	
		川内市企業立地促進条例に関する補助金	樋脇町企業誘致促進補助金		東郷町企業誘致促進に関する補助金	祁答院町企業誘致促進補助金					4	99
		雇用促進事業補助金									1	
		労働者福祉対策事業補助金									6	100
		川薩人材育成センター運営費補助金									1	
		電源地域交流事業補助金									5	101
		かごしま川内貿易振興協会運営補助金									1	
							アイランドフェア出店助成金	アイランドフェスタ負担金	アイランドフェスタ負担金	アイランドフェスタ負担金	1	102
										6		
	がらっばどん祭補助金	市比野温泉杯サッカー大会補助金	パラグライダー大会	地域振興事業補助(ファミリーハイキング)					うみねこまつり		103	
	市民祭補助金		星空映画祭 八重山高原星物語							5		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
商工観光関係			フレンドリーカップゴルフ 温泉まつり実行委員会							4	103	
	観光行事振興事業補助金(川内大綱引)									1		
	観光行事振興事業補助金(花火大会)	市比野温泉サマーフェスティバル補助金	夏祭り実行委員会	夏まつり事業補助金	いむた池納涼花火大会	小規模指導事業補助金(特別)	上甌夏祭り補助金		鹿島村漁業協同組合(港祭り)	5	105	
	海水浴場運営費補助金									5	106	
						串木野駅・西鹿児島駅 コルトン広告料分担金	西駅・串木野駅コルトン 広告負担金	串木野駅・西鹿児島駅 コルトン広告料分担金	西駅・串木野駅コルトン 広告負担金	4		
	川内市観光協会運営費補助金	町観光協会育成補助金	観光振興対策事業補助	町観光協会補助金	町観光協会補助金	里村観光協会事業補助金	村観光協会補助金	村観光協会費			5	107
						甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	甌島観光協会補助金	5	108
						甌島館観光活性化補助金				1		
	観光行事振興事業補助金(川内ウォーターキーン)									4	109	
				景観づくり啓発事業補助金						5		
	観光施設整備事業補助金										5	110
	市旅館組合運営費補助金									4		
	川内河童共和国補助金					うめんこ村補助金					5	111
川内市スポーツ合宿誘致対策補助金									4			
保健衛生関係		町保健推進員協議会補助金								6	112	
	医師会立市民病院医療機器整備補助金									1		
	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制補助金	共同利用型病院運営事業補助金	病院群輪番制補助金	共同利用型病院運営事業補助金	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制事業補助金	病院群輪番制事業補助金	1	113
		町食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進員連絡協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善員活動事業補助金	上甌村食生活改善推進員活動補助金		村食生活改善推進員活動補助事業	4	114
	川内地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	川薩地区食品衛生協会運営費補助金	1	115
福祉関係					砂石会館入浴補助					4	116	
							介護福祉施設サービス事業運営補助金			5		
	市老人クラブ連合会補助金	町老人クラブ連合会育成補助金	町老人クラブ連合会	老人クラブ運営補助	町老人クラブ連合会補助金	村老人クラブ連合会助成金	村老人クラブ連合会助成金	村老人クラブ連合会補助金	村老人クラブ連合会助成金	5	117	
	単位老人クラブ育成費補助金	老人クラブ育成補助金			老人クラブ保険料補助金					4	118	
	シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター運営費補助金	シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター運営補助	シルバー人材センター運営事業補助金		シルバー人材センター運営事業補助金			3		119

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
福祉関係	ふれあいのまちづくり事業補助金									3	120	
			シルバー住宅電話代							6		
	総合福祉会館建設事業補助金									1	121	
	知的障害者地域生活援助事業補助金									2(川内市)		
	市身体障害者連絡協議会運営費補助金									4	122	
	市身体障害者協会運営費補助金		町身体障害者福祉協会補助金		町身体障害者福祉協会補助金(社協)					4		
	市視力障害者協会運営費補助金									4		
	川内地区ろうあ協会運営費補助金									4	123	
	市手をつなぐ育成会運営費補助金		町手をつなぐ育成会		川薩地区手をつなぐ育成会補助金(社協)					4		
	市障害者福祉作業所運営補助金		福祉作業所補助金							4	124	
	精神障害者小規模作業所運営費補助金									4		
		高齢者等住宅改造費助成事業補助金	高齢者住宅改造事業住宅改修支援	高齢者等住宅改造費助成金	高齢者等住宅改造費助成金						1	125
	市認可外保育施設運営補助金(7施設)									2(川内市)		
	市保育連合会補助金									4	126	
	市各保育園運営費補助金									2(川内市)		
	母子寡婦福祉会運営費補助金		町母子寡婦福祉会			町母子寡婦福祉会(社協)		村母子寡婦福祉助成金	村母子寡婦福祉会補助金		4	
		チャイルドシート一部助成事業補助金		チャイルドシート購入補助金	チャイルドシート補助金	チャイルドシート補助金	チャイルドシート購入補助金	チャイルドシート購入補助金			3	127
	薩摩保護区保護司会運営費補助金	保護司会補助金	保護司会補助金	保護司会補助金	保護司会補助金						4	
	特別保育対策事業補助金		特別保育(延長保育促進)								1	128
	市つくし園父母の会補助金										1	
	児童福祉施設整備費補助金(あさひ、隈之城、高城、平佐保育園)										1	129
	市社会福祉協議会運営補助金	社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会補助金	町社会福祉協議会運営補助	町社会福祉協議会補助金	社会福祉法人里福祉会補助金	村社会福祉協議会補助金	村社会福祉協議会補助金	村社会福祉協議会補助事業		3	130
	地域福祉活動推進事業補助金										4	131
総合福祉会館運営補助金										1		
老人活動事業補助金										4	132	
支え合い活動推進補助金										6		

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
福祉関係	市三地区連絡協議会運営補助金									3	133
	精神障害者地域生活援助事業費補助金									1	
	精神障害者ホームヘルプサービス事業費補助金									3	134
	生活福祉資金利子補助金									2(川内市)	
	市民生委員協議会連合会運営費補助金			民生委員協議会補助	町民生委員協議会運営補助	民生委員協議会運営委託金	里村民生委員協議会助成事業補助金	村民生委員協議会補助金	村民生委員協議会運営委託金	4	135
					民生委員互助会	民生委員互助会	民生委員互助会	民生委員互助会	民生委員互助会	4	136
				災害復旧資金利子補給	地震災害復旧資金利子補助金					1	137
	市更生保護婦人会運営費補助金									4	
	市遺族連合会運営費補助金									4	138
	市傷い軍人会運営費補助金									4	
	県原爆被害者福祉協議会川内市部補助金									4	139
	川内市認可外保育施設衛生・安全対策事業補助金									1	
川内市放課後児童クラブ衛生・安全対策事業補助金									1		
			町精神障害者家族会ひいらぎ会補助金							1	
環境衛生関係	市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置補助金				合併処理浄化槽設置補助金	4	140
	市環境保全対策補助金(廃品回収)	資源ごみ回収活動補助事業補助金	資源ごみ分別回収補助		資源ごみ分別回収補助					2(入来町)	141
	市環境保全対策補助金(コンポスト・生ごみ処理機)		環境施設整備補助金(生ごみ処理機)	電気式生ごみ処理機購入費補助	生ごみ処理機等購入費補助金					2(川内市)	
	市環境保全対策補助金(可燃ごみ・不燃ごみ収集施設)		環境施設整備補助金(ごみステーション)							3	142
	ごみ減量再資源化補助金(資源ごみ回収施設)				資源ごみステーション管理運営補助金					3	143
	市衛生自治団体連合会運営補助金		町衛生自治連合会	町衛生自治団体連合会補助金	町衛生自治団体連合会運営補助金			村環境衛生組合連合会補助金		5	
	特別災害復旧補助金		共同墓地災害復旧事業補助金							3	
	市快適環境づくり補助金									2(川内市)	144
ごみ減量再資源化補助金(リサイクル推進員)									3		
建設関係				生活環境整備事業補助金				集落内里道改良舗装補助金 集落内橋梁改良補助金		6	145
	川内市街部改修促進期成会補助金									1	

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
建設関係	市営住宅駐車場管理事務補助金									5	146	
		がけ地住宅移転事業補助金	がけ地住宅移転事業補助金	がけ地住宅移転事業除去費・建物費補助						1		
	がけ地近接等危険住宅移転補助金	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	がけ地近接等危険住宅移転補助金	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金			がけ地近接等危険住宅移転事業補助金		1	147	
教育総務・学校教育関係	学校図書館運営補助金(中)	中学校図書館司書補設置補助金	中学校図書館運営補助(小)	図書館運営補助(中)	学校図書館運営補助金					4	148	
	学校図書館運営補助金(小)	小学校図書館司書補設置補助金	小学校図書館運営補助(小)	学校図書館運営補助(小)						4	149	
	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金		私立幼稚園就園奨励費補助金						2(川内市)	150	
	幼児教育支援事業補助金			遠足バス借上補助						6		
	私立幼稚園研修費補助金									1		
		高校対策協議会補助金 樋脇町高等学校生徒就学援助費補助金	入来商業高校振興対策補助金								1	151
	私立高等学校教育振興補助金									1		
							牛乳飲用補助金	へき地学校給食費補助(中) へき地学校給食費補助(小) へき地幼稚園給食費補助金	小中学校給食補助事業 幼稚園給食補助事業	幼稚園給食補助事業 小中学校給食補助事業	5	152
	中学校中国修学旅行補助金							へき地学校修学旅行費補助(中) へき地学校修学旅行費補助(小)	へき地学校修学旅行費補助(中) へき地学校修学旅行費補助(小)	児童見学研修補助事業	4	153
	市ふるさと留学補助金	特認校制度通学費補助金							村就学奨励金助成事業	漁村留学制度補助事業	1	
	遠距離通学費補助金	通学費補助金	遠距離通学費補助金(中) 遠距離通学費補助金(小)	遠距離通学補助	遠距離通学補助	通学費補助金 菊地田地区通学バス運営補助金 木場・矢立地区通学費補助		通学費補助			5	154
					遠距離通級費補助						4	155
								園児通園費補助	園児通園費補助		4	
	市小・中学校文化活動出場補助金	対外試合出場補助金 中学校ホッケー補助金	対外競技出場補助金	対外競技出場補助金	対外競技出場補助金	部活動選手強化補助金	県中学校音楽コンクール大会出場補助金 県中学校総合体育大会出場補助金	中学校学校活動事業補助金 県中学校総合体育大会出場補助金、同島内大会出場補助	中学校学校活動事業補助金 県中学校総合体育大会島内大会出場補助	児童校外出場補助事業 生徒校外出場補助事業 県中学校総合体育大会出場補助金	4	156
	学校保健会補助金	町学校保健会補助金	町学校保健会	町学校保健会補助金	町学校保健会補助金	町学校保健会補助金	里村学校保健会補助金	村学校保健会運営補助金	村学校保健会運営補助金	村学校保健会運営補助事業	4	158

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
教育総務・学校教育関係	小・中学校体育連盟補助金							小・中学校体育連盟補助金		4	159	
	市中学校生徒会連絡会補助金									4		
							社会科副読本製作補助金			6		
	市立学校職員研修補助金(中)	町教育研究協議会補助金	町教育研究協議会補助金	町教科研究補助金	町事務職員部会補助金	各教科研究部補助金	全国小中学校校長研究大会補助金	全国小中学校校長研究大会補助金	職員研修補助事業		4	160
	市立学校職員研修補助金(小)	小中高生活指導研究協議会補助金	九州地区小中学校長会修会参加補助金	町教育研究補助金	町養護教諭部会補助金	校長・教頭研修事業補助金	村教育研究大会補助金	教科等研究大会出席補助金				
	市教科部会補助金	町同和教育研究会補助金	町同和教育研究会補助金	町同和教育研究会補助金	町パソコン教育研究会補助金	町人権同和教育研究会補助金	校内研究補助金(小学校)	校内研究補助金(中学校)				
		養護教諭部会補助金					村校長教頭会補助金	村校長教頭会補助金				
			全九州中学校進路指導研究大会補助金					進路指導補助	6	163		
							ふるさと交流学习補助金		5			
							集団宿泊学習大会	自然教室推進事業補助金 総合的な学習補助 高校見学・職場体験学習事業 水泳特別学習事業補助金	校外活動等補助	4	164	
社会教育関係	市PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金		村PTA連絡協議会補助金	村PTA連絡協議会活動補助事業	村PTA連絡協議会活動補助事業	4	165	
	県指定PTA活動研究委嘱公開補助金									1		
			町高校生クラブ連絡協議会	町高友会補助金	町高校生保護者連絡協議会補助金					5	166	
				町青年団連絡協議会補助金	町青年団連絡協議会補助金			村青年団連絡協議会補助金		5		
	市青少年育成市民会議補助金							青少年育成市民会議補助金		3		
	青年会議所社会教育事業推進補助金									4	167	
		町青少年海外派遣事業補助金		町青少年海外派遣事業補助金	町人材育成海外派遣事業補助金					3		
								地域間交流「虹のかけ橋事業」補助金		4		
	市子ども会育成協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会 校区青少年問題協議会	町子連協議会補助金	町子ども会育成連絡協議会補助金	村子ども会育成連絡協議会補助金		村子ども会育成連絡協議会補助金	村子ども会育成連絡協議会補助事業	4		
	市校外生活指導連絡会補助金	町校外生活指導研究連絡協議会補助金	町校外生活指導連絡協議会	町校外生活指導連絡協議会補助金	町校外生活指導連絡協議会	里村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導連絡協議会補助金	村校外生活指導連絡協議会補助事業	4	169	
生活学校運営費補助金	町生活学校運営補助金			町コミュニティづくり推進協議会補助金	里の風・新生活推進事業補助金				5	170		
校区きらめき事業補助金									6			

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁	
社会教育関係							自主学习グループ補助金			6	171	
		読書活動推進協議会補助金								6		
		町菊花同好会補助金								6		
		校区生涯学習活動推進補助金	地区公民館自主講座開講補助金	校区文化祭開催補助	校区公民館活動補助	公民館活性化支援事業補助金					3	172
		市民まちづくり公社文化活動補助金								4		
		市文化協会補助金	町文化協会補助金	町文化協会	町文化協会補助金	町文化協会補助金	里村文化協会補助金	村文化協会補助金	村文化協会補助金	村文化協会活動補助事業	4	173
		市文化祭補助金								4		
		郷土芸能保存奨励補助金	郷土芸能育成補助金	指定文化財補助金	郷土芸能伝承補助	郷土芸能保存協議会補助金	里村郷土芸能保存会補助金 里八幡宮内侍舞保存会補助金	甌大明神太鼓保存会補助金	竜宮伝説フェスタ郷土芸能保存伝承補助金 関西地区出郷者運動会郷土芸能出演補助金	村郷土芸能保存会活動補助事業	4	174
		市少年少女合唱団育成補助金								2(川内市)		
		郷土史研究会補助金	郷土史同好会補助金								4	175
		せつべとべ自然と民話に遊ぶ会補助金									4	
		川内地区視聴覚教育研究協議会補助金								村文化財保護審議会活動補助事業	6	
										3	176	
	市体育協会運営費補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助	町体育協会補助金	町体育協会補助金	里村体育協会育成事業補助金	村体育協会補助金	村体育協会補助金	村体育協会活動補助事業	4		
保健体育関係	校区体育協会運営費補助金	地区社会体育振興補助金								3	177	
	市スポーツ振興補助金	国民体育大会出場補助金		東郷町スポーツ振興基金補助金						4		
	川内スポーツクラブ01運営費補助金(H16~)									2(川内市)	178	
		体験海洋セミナー補助金								6		
			スポーツ保険補助								6	
	スポーツ少年団補助金	町スポーツ少年団連絡協議会補助金			町スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団育成指導者補助金	村スポーツ少年団育成事業補助金	スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団育成補助金	村スポーツ少年団活動補助事業	4	179
	(市体育協会運営費補助金)	県民体育大会出場補助金		県民体育大会出場補助金	県民体育大会出場補助金					2(川内市)		
		樋脇町長距離選手強化事業補助金 樋脇町スポーツ推進会議補助金	入来町駅伝強化推進委員会補助 富士通陸上部補助		薩摩地区駅伝競走大会出場補助金 市町村対抗女子駅伝大会出場補助金	駅伝強化費補助金					6	180

補助金等個別調整方針案一覧表

分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	資料頁
保健体育関係	川内レガッタ大会運営費補助金									5	181
	川内川を生かしたスポーツ推進事業運営費補助金									5	
		高校ホッケー補助金 婦人ホッケー補助金 ホッケー少年団遠征補助金								5	
議会関係	政務調査費補助金									3	182

議案第24号

障害者福祉事業について

合併協定項目23 - 10号「障害者福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

障害者福祉事業について

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
障害児育成会補助
身体障害者・知的障害者相談
成年後見制度利用支援事業
- 2 川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
障害者保健指導
手話奉仕員派遣
手話奉仕員養成事業
身体障害者自動車運転免許取得費助成
身体障害者用自動車改造費助成
点字、声の広報等発行事業
障害児デイサービス事業
朗読奉仕員養成事業
- 3 合併時に、新たに制度等を制定する。
福祉巡回バス運行事業
福祉タクシー助成事業

- 4 新市に移行後、速やかに調整する。
障害者団体の育成

- 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
身体障害者スポーツ大会
心身障害者の集い

平成 年 月 日 確認

障害者福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

障害者福祉に関する事業・制度について検討します。

障害者生活支援事業、障害者手当等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一つの団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

障害者福祉関係について、国・県制度のものはその制度によるものとし、その他のものについては、福祉施策のあり方を検討しながら、新市において調整する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。
障害者の社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

障害者福祉の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日新設合併）

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。

国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

障害者基本法（昭和45年法律84号）

第7条の2

- 3 市町村は、障害者基本法計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
身体障害者スポーツ大会	障害者の自立更生 社会参加を促進 市内在宅の身障者 知的障害者 精神障害者									新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・各団体で実施方法がそれぞれ違い、合併によって実施方法の調整及び組織の再編成が必要である。
障害児育成会補助	心身障害児通園事業 施設つくし園に通園する 父母の会の活動を充実し、 児童の健全育成を図る 会員 105名									現行のまま新市に引き継ぐ。 ・行政区域の再編に併せて 利用できる区域の検討が必要である。
障害者団体の育成	障害者の社会参加を 促進 障害者団体の運営費 等を援助	町身体障害者協会主催 の研修視察・各種 身体障害者等団体の 育成協力	町身体障害者福祉協 議会等が実施する活 動に補助	町身体障害者協議会 主催のスポーツ大 会、研修視察等の育 成・協力	町身体障害者協会等 が実施する活動に補 助 福祉大会・研修会・ スポーツ大会等へ参 加					新市に移行後、速やかに調整する。 ・補助金の額や基準が違 い、各障害者団体の組織再 編の動向を踏まえ調整す る。
身体障害者・知的障害者相談	身体障害者相談員の 設置 知的障害者相談員の 設置 福祉・医療・保健等の 相談に応じる	身体障害者・知的障 害者の相談	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体障害者・知的障 害者の更生援護に関 し、本人・保護者等 から相談に応じる	身体障害者・知的障 害者のあらゆる事項 の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	身体・知的障害者相 談員が心身障害者の 地域活動の中核とな り、活動の推進や家 族の相談に応じる	現行のまま新市へ引き継 ぐ。 ・障害者の相談も年々増加 しており、対応について検 討が必要である。
障害者保健指導	保健所が実施する巡 回診療事業に対する 協力 身体障害者・知的障害 者に対する相談助言・ 斡旋・調整等を行う							療養上の保健指導が 必要であると認めら れる者及びその家族 に対して、必要な保 健指導を行い、これ らの者の機能低下の 防止と保持増進を図 る		合併時に、川内市の例により調整する。 ・身体障害者・知的障害者 等に対し、必要な相談助 言、斡旋、調整等を行う。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
手話奉仕員派遣	聴覚障害者等の社会参加の利便性を高めるため、手話奉仕員の派遣 手話奉仕員謝金 @5,000円 @3,500円 @2,500円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・障害者社会参加促進事業の中のメニューであり、ボランティア活動を推進するためにも必要である。
福祉巡回バス運行事業	障害者の機能回復訓練及び社会参加を促進するために、リフトバスを運行 運行 221回									合併時に、新たに制度等を制定する。 ・事業を実施していない市町村もあり、存続や対象範囲等について検討する。
身体障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する 直接費用 2/3以内 限度額 100,000円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・1市のみの実施であるが、障害者社会参加促進事業のメニューでもあり、存続が望ましい。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障害者が使用しようとする自動車に適應するよう改造するために必要な費用を一部助成する 助成金 1件100,000円以内									合併時に、川内市の例により調整する。 ・県の補助事業であり、身体障害者の社会参加のためにも継続して実施する。
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者の広報誌等の音声訳テープ及び点字作成を行い定期的に配布 視覚障害者のバリアフリーの促進									合併時に、川内市の例により調整する。 ・実施していない町村もあるが、社会参加促進事業のメニューでもあり継続が望ましい。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
手話奉仕員養成事業	<p>聴覚障害者等が社会生活を支障なく送ることができるよう、手話を社会に広める手話奉仕員派遣事業を円滑に進めるため手話奉仕員の養成を行う</p> <p>委託先 川内地区ろうあ協会</p>									<p>合併時に、川内市の例により調整する。 ・県聴覚障害協会との関連もあるため調整が必要である。</p>
心身障害者の集い				<p>町内に居住する身体障害者・知的障害者及びその保護者の福祉の向上を図る。 (対象者)身体障害者手帳所有者・知的障害者療育手帳所有者及びその保護者 (内容)講演・昼食・健康教育 平成13年度参加者86名</p>						<p>新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・1町のみの実施であるが、身体障害者と知的障害者の交流の場として継続が望ましい。</p>
障害児デイサービス事業	<p>心身に障害のある子供を通園させ、必要な教育を行うことにより、障害児福祉に寄与する。 (対象児童) ・在宅の知的障害児 ・肢体不自由児 ・その他障害児 (実施) 社会福祉協議会に委託 平成13年度 利用園児102人</p>	<p>心身障害児の通園の場を設けて障害児に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長する。 (対象児童) ・在宅の知的障害児 ・肢体不自由児 ・その他障害児</p>	<p>障害児に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長する。 (対象児童) ・通園指導になじむ障害のある幼児 (実施) ・川内市へ委託</p>							<p>合併時に、川内市の例により調整する。 ・支援制度での事業となるので基本的に現行のままとする。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-10 障害者福祉事業									
調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見制度の利用に対する支援を行う。 (対象) ・介護サービス利用者、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者 ・老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 ・後見人の報酬等必要になる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 平成14年度予算 3人 1,349千円 国1/2県1/4市1/4		成年後見制度の利用を促進するため、制度の広報・啓発を行うとともに、制度の利用に係る経費を助成する等、成年後見制度の利用に対する支援を行う。 (対象) ・介護サービス利用者、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者 ・老人福祉法第32条の規定に基づき、民法第7条、第11条、第14条第1項等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 ・後見人の報酬等必要になる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 平成14年度予算 110千円 国1/2県1/4町1/4							現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ 今後は増加する見込みである。
福祉タクシー助成事業	身体障害者がタクシーを利用した場合に、タクシー料金の一部を助成する日常生活の利便及び社会福祉の増進を図る 対象 下肢・体幹・視覚障害手帳1～2級所持者及び内部機能障害者1級手帳所持者 500円券 年16枚	重度身体障害者が通院等にタクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成する。日常生活上の負担の軽減を図り、福祉の向上に寄与する 対象 1. 重度身体障害者(手帳の2級以上) 2. 知的障害者(療育手帳所持者) 500円券 年30枚								合併時に、新たに制度等を制定する。 ・ 1市1町だけの実施であり事業の存続について検討が必要である。
朗読奉仕員養成事業	視覚障害者が社会生活を支障なく送ることができるよう、音声訳を社会に広めるため音声訳テープ作成ボランティアを養成する 委託 市視力障害者協会									合併時に、川内市の例により調整する。 ・ 障害者社会参加促進事業のメニューであり、継続する。

議案第25号

高齢者福祉事業について

合併協定項目23-11号「高齢者福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - 老人保護措置事業
 - シルバー人材センター事業
 - 在宅介護訪問指導
 - さざらし会館管理運営事務

- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - 老人クラブ活動補助
 - 地域ケア推進事業

- 3 入来町の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - 移送費助成事業

- 4 合併時に、新たに制度等を制定する。
 - ホームヘルプサービス事業
 - 生きがいデイサービス事業
 - ねたきり老人介護手当支給事業
 - 高齢者生活福祉センター運営委託事業
 - 高齢者福祉施設管理
 - 敬老事業
 - 住宅改造費助成事業
 - 高齢者はり・きゆう・マッサージ等施休料助成事業
 - 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

- 5 新市に移行後、速やかに調整する。
 - 高齢者拠点及びサービス
 - 独居老人声かけ事業
 - 高齢者ふれあいサロン事業

- 6 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - 生きがい活動支援通所事業(事業運営)
 - いきいき 100 歳の店運営事業
 - 配食サービス
 - 老人健康教育事業
 - 緊急通報システム

- 7 廃止の方向で調整する。
 - 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
 - 金婚式
 - 独居老人給食サービス事業
 - 福祉機器・用具の貸し出し

平成 年 月 日 確認

高齢者福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

高齢者福祉に関する事業・制度について検討する。

介護予防生活支援事業、福祉サービス業務等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、保健福祉制度の充実に努める。

独自制度の内容に差異があるものは、高い水準に統一することが多い。一つの団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

3 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

高齢者福祉については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

岐阜県山県市（平成15年4月1日新設合併）

国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。

各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度とし、市全体で実施するよう調整するものとする。

高齢者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施するものとする。

愛媛県南宇和合併協議会（平成16年10月1日目標 新設合併）

高齢者福祉業務については、原則として合併時に統一するものとする。

5町1村同一の事務処理をしているものは、現行のまま引き継ぐものとする。

1 町のみ実施業務は従来の実績を考慮し、その制度の目的が効果的に達成されるよう調整に努めるものとする。

他の制度が活用できるものについては、廃止の方向で検討する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第20条の8

市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
高齢者拠点及びサービス							地域老人の相談に応じ、健康の増進と教養の向上を図り、健康で明るい生活を営ませる活動拠点とする	高齢者の健康づくり、生きがいづくりの活動を行う拠点施設として高齢者多目的ホールを設置し、世代間交流活動や文化・スポーツ活動等の各種事業を展開することにより、健康増進・介護予防を推進する		新市に移行後、速やかに調整する。 ・事業を実施している村と事業内容及び施設の調整が必要である。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業						高齢者がスポーツを通じて、健康の保持と親睦レクリエーションによる生きがいを高め地域住民の理解、協力を深め、高齢者福祉の増進を図る ・いきいきシルバースポーツ大会				廃止の方向で調整する。 ・16年度で事業が完了するので廃止する。
ホームヘルプサービス事業	在宅の一人暮らし高齢者に対し、軽易な生活援助サービスを提供する。 ・外出時の援助 ・食事・食材の確保 ・寝具等大物の洗濯 ・生活上の助言等	在宅の一人暮らし高齢者等の世帯に対し人材を派遣して日常生活上の援助を供与する。 ・食事・食材の確保 ・家の周りの手入れ ・軽微な家具・電気器具の修繕 ・薬の配達	身体上又は精神上の障害のため日常生活を営むのに支障がある高齢者等の属する家庭に対し日常生活の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の障害のため日常生活を営むのに支障がある高齢者等の属する家庭に対し日常生活の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の障害のため日常生活を営むのに支障がある高齢者等の属する家庭に対し日常生活の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の障害のため日常生活を営むのに支障がある高齢者等の属する家庭に対し日常生活の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の障害のため日常生活を営むのに支障がある高齢者等の属する家庭に対し日常生活の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の障害のため日常生活を営むのに支障がある高齢者等の属する家庭に対し日常生活の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗髪 ・通院等の介助等	身体上又は精神上の障害のため日常生活を営むのに支障がある高齢者等の属する家庭に対し日常生活の援助を行う。 ・食事の介護 ・排泄の介護 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護 ・身体の清拭及び洗髪 ・通院等の介助等	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・県の補助事業であり、継続して実施を行いサービス内容や利用料の調整をする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
生きがいデイサービス事業	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちな者に対し、通所により各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練 ・入浴サービス ・給食介護 (負担割合) 国1/2県1/4市1/4	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちな者に対し、通所により各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練 ・入浴サービス ・給食介護 1週間に1回 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	介護保険制度のサービスの対象とならない高齢者及び身体障害者に対し、介護予防や日常生活上の支援を行い、要介護状態への防止し、在宅の自立生活が維持できるよう教養講座や高齢者スポーツ活動、園芸、陶芸等の創作等を行う 対象者 65歳以上 (内容) ・教養講座 ・スポーツ活動 ・園芸・陶芸等 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	在宅の高齢者で、家にとじこもりがちな者に対して、町デイサービスセンターで日常動作訓練や趣味活動等の各種サービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 1回300円 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	要介護認定の結果自立と判定された60歳以上の一人暮らし老人等で、家にとじこもりがちな者(委託先) 社会福祉法人のぞみ園デイサービスセンター(内容) ・教養講座(健康いきがい活動) ・高齢者スポーツ ・手芸、木工、絵画等 ・日常動作訓練 ・給食サービス ・入浴サービス 1回300円 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4	介護の対象とならない高齢者等で家にとじこもりがちな者に対し、通所による各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	介護の対象とならない高齢者等で家にとじこもりがちな者に対し、通所による各種のサービスを提供する (内容) ・教養講座 ・高齢者スポーツ活動 ・園芸等の創作活動 ・各種趣味活動 ・日常動作訓練 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	介護の対象とならない高齢者等で家にとじこもりがちな者に対し、通所による各種のサービスを実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を図る (内容) ・給食サービス ・入浴サービス ・日常動作訓練 ・趣味創作活動等 委託 村社会福祉協議会 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	一人暮らしの高齢者等で家にとじこもりがちな者に対し、通所による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防する(内容) ・給食サービス ・入浴サービス ・日常動作訓練 ・趣味創作活動 1回500円 委託 村社会福祉協議会 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村で委託料や利用料に違いがあり調整する
ねたきり老人介護手当支給事業	在宅の要介護老人の介護者に対し、老人介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、要介護老人の福祉の増進を図る (支給)月額6,000円	町内に居住する在宅ねたきり老人、又は重度痴呆老人を介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額5,000円	65歳以上のねたきり老人・重度痴呆老人を在宅で3ヶ月以上介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額6,000円	町内に居住する在宅ねたきり老人、又は重度痴呆老人を介護している者に対し、介護手当を支給することによりその労をねぎらい敬老思想の普及を図る (支給)月額8,000円	在宅ねたきり老人又は重度痴呆老人を長期にわたり介護している者に対し、老人介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、ねたきり者等の福祉の増進を図る (支給)月額5,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、ねたきり者等の福祉の増進を図る (支給)月額4,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、ねたきり者等の福祉の増進を図る (支給)月額5,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図る (支給)月額3,000円	在宅のねたきり又は、重度痴呆の者に対して介護手当を支給することにより、介護者を激励し労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図る (支給)月額5,000円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村により、支給対象者や支給額が違いため制度等を検討する。
高齢者生活福祉センター運営委託事業						高齢者のため、独立して生活することに不安がある者に対し、居住施設を提供することにより自立の生活の助長と安全衛生上の配慮、さらに社会的孤立感の解消を図る 短期入所 1日3,000円 委託 社会福祉協議会		一人暮らしの高齢者等居宅において生活に不安のある者に対し、日常生活の介護、援助、各種相談、及び援助を行う委託 社会福祉協議会	高齢者の心身の健康を保持しふれあいを深めるとともに、高齢者及びその介護家族に対する介護支援居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者福祉の増進を図る委託 社会福祉協議会	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・団体によって、条例・要綱等が違い整理が必要である。
高齢者福祉施設管理	老人の教育の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供し、もって老人の健康及び福祉の増進を図る	老人に対して各種の相談に応じると共に健康増進、教養の向上及びレクリエーション並びに集會等に供する(資格) 65歳以上の老人身体障害者手帳の交付を受けた者					高齢者に対して、各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する	福祉施設をつねに良好な状態において管理し、地域住民の福祉相談、健康相談、講習会、集會、保育、授産等保健福祉その他生活環境の改善を積極的に増進する	高齢者の心身の健康を保持しふれあいを深めるとともに、高齢者及びその介護家族に対する介護支援居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者福祉の増進を図る	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村によって、施設の規模・実施内容・使用料等に差があり検討が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業										
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
老人保護措置事業 (入所者の措置費請求)	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2市1/2	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4町1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する (本人負担)前年度所得から必要経費を控除した額に基づき費用徴収基準額表の階層により自己負担額を決定 国1/2県1/4村1/4	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・国の基準において実施しており、継続して実施する。
移送費助成事業			通院介助は、身体的に自力で歩行できない者及び家庭的に、自宅又は身近に通院介護のできる親類がいない者に送迎サービスを行う 委託先 入来町社会福祉協議会								合併時に、入来町の例により調整する。 ・1町のみの実施であるが、今後の高齢者福祉施策として必要である。
老人クラブ活動等補助	単位老人クラブに補助金を交付することにより高齢者の生きがい活動に資する ・老人クラブ連合会活動 会員数3960人 単位老人クラブ 73 国1/3県1/3市1/3	単位老人クラブに補助金を交付することにより、高齢者の生きがい活動に資する ・老人クラブ連合会活動 会員数515人 老人クラブ 11 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援する 会員数654人 老人クラブ 12 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動に対して補助金を交付 会員数463人 老人クラブ 10 国1/3県1/3町1/3	単位老人クラブ活動の高齢者相互支援活動に対し補助 会員数1,196人 老人クラブ15 国1/3県1/3町1/3	老人クラブ連合会の活動に対して補助金を交付 会員数575人 老人クラブ5 国1/3県1/3村1/3	老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面から支援する 会員数900人 老人クラブ7 国1/3県1/3村1/3	村老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する 会員数530人 老人クラブ8 国1/3県1/3村1/3	老人クラブの年間行事計画に基づき補助金を交付 会員数314人 老人クラブ2 国1/3県1/3村1/3	合併時に、川内市の例により調整する。 ・各地域の老人クラブ連合会で補助金等が違うので、同一条件の補助で調整する。	
敬老事業	高齢者に対して、その長寿を祝福し敬老金又は特別敬老金を支給する (祝金) 88歳20,000円 99歳30,000円 100歳以上50,000円 (特別敬老金) 100歳の誕生日 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 80歳以上85歳未満 3,000円 85歳以上90歳未満 5,000円 90歳以上 10,000円 100歳到達者 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 80歳～89歳3,000円 90歳以上10,000円 100歳到達者100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (祝金) 居住年(未滿は施設入所者対象) 80歳以上85歳未満 1年以上 5,000円 1年未滿 2,000円 85歳以上90歳未満 1年以上 6,000円 1年未滿 3,000円 90歳以上 1年以上 10,000円 1年未滿 5,000円 100歳到達者 100,000円	長寿を祝福し、敬老の意を表すために、祝金を支給する (敬老年金) 75歳から79歳3,000円 80歳から84歳4,000円 85歳から89歳5,000円 90歳から99歳10,000円 100歳以上20,000円 100歳到達者100,000円 (記念品) 100歳到達時20,000円 91歳以上6,000円 90歳到達10,000円 80歳から89歳2,000円	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝して長寿をお祝いする 式典・昼食 婦人会や幼稚園 保育園児の芸能発表 90歳以上 シーツ・寝巻き・祝菓子	長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を図るために敬老年金を支給 (敬老金) 80歳以上5,000円 90歳以上10,000円 (年金)120,000円 米寿 記念品8,000～9,000円	長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝し、長寿をお祝いするために開催 ・70歳以上 弁当・お菓子 ・90歳以上 弁当・お菓子・記念品・毛布 ・100歳 弁当・お菓子 記念品 15,000～20,000円 祝金100,000円	長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、福祉の増進を図るために敬老年金を支給 (年金) 80歳到達者から 10,000円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・事業内容について、生きがいサービス事業に取り込めないか今後検討する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
生きがい活動支援通所事業 (事業運営)			在宅の虚弱老人及びねたきり老人等に対し通所により各種サービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図る (内容) おおむね65歳以上 ・生活指導 ・日常動作訓練 ・養護 ・健康チェック ・送迎 ・入浴サービス ・給食サービス 1回700円							新市に移行後も当然の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・事業内容について、生きがいディサービス事業に取り込めないか今後検討する。
シルバー人材センター事業	高齢者の能力を生かし活力ある地域づくりに資するため、シルバー人材センターに対して補助する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負、高齢者の生きがいの充実、福祉の推進を図る おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負、高齢者の生きがいの充実、福祉の推進を図る おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者の就業の機会を開拓、就業の場を提供することにより、高齢者に生きがい作りを推進しながら、健康で活力を提供する おおむね60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することによって、社会参加を促進し生活の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	高齢者の就業の機会を開拓、就業の場を提供することにより、高齢者に生きがい作りを推進しながら、健康で活力を提供する 60歳以上 (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することによって、社会参加を促進し生活の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等	長年培ってきた職業的経験や能力を生かしたいと望む健康な高齢者に働く場を確保することにより、社会参加を促進し、生活感の充実、健康保持の発展に寄与する (内容)除草・清掃・守衛・倉庫・駐車場管理・宛名書き・筆耕・一般事務・家事手伝い等		現行のまま新市に引き継ぐ。 ・国の基準により実施しており、今後も継続して行う。
金婚式		結婚50年戦中戦後の困難を克服され、夫婦協力され円満な家庭を築き、さらに社会のために尽くし今日の日本を再建に貢献された方々に対しお祝いをする 委託 町社会福祉協議会			結婚50年目を迎えられた夫婦並びに結婚後配偶者を亡くされ現在1人の方を対象に大正・昭和・平成の激動の時代を強く生き抜かれ、家庭の繁栄と郷土の発展に大きく寄与された功績やご苦労に対し深い敬意と感謝を表するため金婚式を催す料理・記念品・記念写真	長年にわたり二人で社会の発展向上に貢献された夫婦に対し金婚式を祝う記念品	長年にわたり社会の発展に貢献された老人に対して長寿を褒賞し、併せて村民の敬老精神を高める記念品			廃止の方向で調整する ・市町村によって、実施していないところがあり、新市になった場合、広範囲での実施は困難である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
いきいき100歳の店運営事業	高齢者の生きがい対策の一つとして技能等を生かした作品の販売などをおして活躍できる地域社会を目指す ・店借上料・電気代・電話代									新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・今後において、シルバー人材センターの事業として統合できないか検討して行く。
独居老人声かけ事業		独り暮らし老人に対し、乳酸飲料を支給し、声かけを行うことにより、健康管理及び安否の確認に役立てる 75歳以上の独居老人		独り暮らし老人に対し、乳酸飲料を支給し、声かけを行うことにより、健康管理及び安否の確認に役立てる 70歳以上の独居高齢者						新市に移行後、速やかに調整する。 ・市町村によって、ライオンズクラブやとしびグループなどボランティア団体で実施しているところと、在宅福祉アドバイザー事業へ統合しているところがあり調整が必要である。
独居老人給食サービス事業									一人暮らしや虚弱な高齢者に食事を提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者の自立した食生活の維持や安否の確認など在宅福祉の推進を図る	廃止の方向で調整する。 ・給食サービスだけの提供であれば、他のサービス事業で対応する。
配食サービス	在宅の虚弱な高齢者宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う 対象者 ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦とも65歳以上の二人暮らしの虚弱な高齢者 1日1人2食 昼食夕食 国1/2県1/4市1/4	在宅一人暮らしや夫婦暮らしで、虚弱な高齢者及び重度身体障害者等の日常生活に支障のあるものに対して配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者 ・1日1回(昼食・夕食) 1食350円 国1/2県1/4町1/4	一人暮らし、夫婦暮らし及び身体障害者等で、日常生活に支障のある者に対して配食を行い、福祉給食を行うことにより、食生活の改善と健康増進並びに孤独感の解消を図る ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者 ・1日1回(昼食・夕食) 1食400円・365日・1日2食 国1/2県1/4町1/4	在宅の虚弱な高齢者宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・75歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしの虚弱な高齢者世帯 ・毎週水曜日(年末・年始除く) (昼食)200円 単独事業	在宅一人暮らしや夫婦暮らしで、虚弱な高齢者及び重度身体障害者等の日常生活に支障のあるものに対して配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・おおむね65歳以上の高齢者 ・週6日 夕食分1回300円 国県3/4町1/4	在宅の虚弱な高齢者等の居宅を訪問し、食事の配食を行い食生活の改善及び孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者で虚弱な者 ・1日1人(昼食・夕食) ・昼食300円夕食400円 国1/2県1/4村1/4	在宅の一人暮らしの虚弱な高齢者65歳以上の高齢者、身体障害者の家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、毎日配食を行うことにより、食生活の改善、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行う ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者で虚弱な者 ・1日1人(昼食・夕食)2食 ・昼食300円夕食400円 国1/2県1/4村1/4	ひとり暮らしや虚弱な高齢者等に食事を提供することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した食生活の維持や安否の確認など在宅福祉の推進を図る ・70歳以上一人暮らしの虚弱者 ・夫婦とも70歳以上虚弱者 1日1人2食 昼食・及び夕食	在宅の虚弱老人及びねたきり老人に対し通所及び訪問の方法により各種サービスを提供することにより、老人の自立生活の助長、社会的孤独感の解消及び維持向上を図る ・65歳以上の虚弱者 ・65歳未満の初期痴呆者 ・身体障害者 1日1回 400円 単独事業	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・各市町村で実施しており、条例・利用料・委託料がそれぞれ異なり一定期間置いて調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
福祉機器・用具の貸出		入院、施設入所者が居宅に一時的に帰省する際に、車いす等の福祉用具を貸し出し、介護者の介護負担の軽減を図る ・貸し出し期間 2週間以内								廃止の方向で調整する ・1町のみの実施であるが、他のサービス事業で統合する等の検討を行う。
地域ケア推進事業	高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総括的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る	高齢者が、できるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう、効果的なサービス、地域ケアの総括的調整等を行うために、保健・医療・福祉が連携し地域ケアシステムの確立を図る	高齢者のニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、福祉、介護保険事業等に係る各種サービスを総合的に調整、推進する		要介護認定などの情報を活用し、自立や要支援となった者等について「介護予防・生活支援」の観点から、介護保険外のサービスを提供するため、保健福祉に係る各種サービスを総合的に調整、推進する					合併時に、川内市の例により調整する。 ・国の基準においての実施のため問題はないように思われる。 ・各市町村で構成・実施方法が違つう。
在宅介護訪問指導	基幹型在宅支援センター訪問指導嘱託員による高齢者の訪問指導			老人保健法に基づき、在宅看護士2人で高齢者の訪問指導						現行のまま新市に引き継ぐ。 ・在宅介護訪問指導を基幹型(市直営)在宅介護支援センター職員が行っているため地域型へ移管できないか検討する。
住宅改造費助成事業	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援・要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3市1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援・要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援・要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援・要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援・要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援・要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3町1/3本人1/3	在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者に対して、その者の居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成することによって日常生活の向上を図る(事業内容) 廊下、階段、浴槽、洗面所、寝室、居室、玄関外部、台所、便所、脱衣所、その他在宅での日常生活の向上に資する設備 県1/3 村1/3本人1/3	高齢者等の住宅での生活を支援するために、在宅の要介護高齢者及び重度身体障害者が属する世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担の軽減を図る ・生計中心者が年間所得3,300,000円以下 ・介護支援 要支援・要介護 対象 廊下・階段・浴室・洗面所・寝室・居室・玄関外部・台所・便所・脱衣所 ・上限80万円 2/3 県1/3村1/3本人1/3	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・助成対象者の要件等の調整が必要である。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業										
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
高齢者ふれあいサロン事業		介護保険の対象外となるおおむね65歳以上の独居老人等を対象に自立的生活の助長、孤独感の解消を図る 町社会福祉協議会レクリエーション・談話・ゲーム・公民館施設清掃、健康チェック・健康体操・生活相談等		概ね65歳以上の高齢者を対象に自立的生活の援助・孤独感の解消を図る 町社会福祉協議会の事業の支援(経費的な部分と人的支援) 事業内容 レクリエーション・講話・健康体操等							新市に移行後、速やかに調整する。 ・社会福祉協議会で実施しているところと、町から補助金を出しているところがあり調整する。
さざらし会館管理運営事務					さざらし会館の管理運営業務の委託(使用料) ・老人・障害者・寡婦 1 階休養室230円 2 階広間 150円 ・一般人 1 階休養室300円 2 階広間 150円 ・小人 1 階休養室150円 2 階広間 120円 ・入浴料 大人 150円 小人 80円					現行のまま新市に引き継ぐ。 ・現在ある施設なので、現行のとおりとする。	
高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業	高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため高齢者がはり、きゅう、マッサージ、あんま又は指圧の施術を受けた場合に施術料の一部を助成する 65歳以上の者 1日1回以内 1年60回以内 1回700円	高齢者の健康保持のために行う鍼、灸治療費の一部を助成する 65歳以上の者 1枚600円 1月5回まで	高齢者の健康保持のために行う、はり・きゅう治療費の一部を助成する はり患者(未しょう神経疾患及び運動器疾患) 60歳以上 1日1回1年30回以内 1回600円	高齢者の健康の保持増進を図り、もって福祉の向上に資するため、はり、きゅう又はマッサージの施術を受けた場合にその施術料の助成を行う 60歳以上の者 1年間 60枚 1枚 600円	老人に対して、はり、きゅう施術費の助成を行うことにより、老人の健康保持と保健の向上に寄与し、もって老人福祉の増進を図る 1回500円 1月3枚					合併時に、新たに制度等を制定する。 ・継続事業として実施するが、助成金や対象者等が異なり調整が必要である。	
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の要介護老人に対し、その受けた寝具の洗濯、乾燥等の料金の一部を助成する。 (利用券)1枚 1,000円 1人 年7枚限度(費用負担) 国1/2県1/4市1/4		老衰、心身の障害者及び傷病等に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを提供する。 各1枚 年2回(費用負担) 国1/2県1/4町1/4	高齢で寝具の管理が十分できない一人暮らしに対し、寝具類の洗濯、乾燥消毒のサービスを提供する。 年2回(費用負担) 国1/2県1/4町1/4	老衰、心身の障害及び傷病者等に対し、寝具の洗濯、乾燥消毒のサービスを提供する。 1年 2回(費用負担) 国1/2県1/4町1/4					合併時に、新たに制度等を制定する。 ・委託先や利用料など実施方法を調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-11 高齢者福祉事業									
調整方針	老人福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業については引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し保健福祉制度の充実に努めるものとする。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
老人健康教育事業				高齢者ひとり一人 が健康で快適な生活 を営むことができる ように、生きがいづ くりと健康増進につ いての研修と、ふれ あいによる仲間づく りを推進する。 (対象者)65歳以上 高齢者 講演会講師謝金・参 加賞・昼食代・参加 人数 80人 講演会・レクレ ーション(なんこ大会 カラオケ大会 特技 披露など)	高齢者の健康保持及 び増進、交通安全、 防犯を学習し、人生 の中で生きがいを見 いだし、健康づくり の大切さに対する自 覚の高揚を図る。 (対象者)60歳以上 負担金1人700円 (内容) 健康教室・健康教育 ・血圧測定・心配ご と相談・交通安全や 防犯等の講話・昼食					新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。
緊急通報システム	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4市1/4	在宅の一人暮らし高齢 者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4町1/4	在宅のひとり暮らし 高齢者に対し、急病 や災害等の緊急通報 装置を無償で貸付す る。 65歳以上のひとり 暮らし世帯 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者等に対し、急病 や災害時連絡用の緊 急通報装置を貸与す る。 利用者負担金有り (所得税の状況によ る) 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や災害 等の緊急通報装置を 無償で貸与する。 70歳以上 国1/2県1/4町1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や 災害等の緊急通報装 置を無償で貸与す る。 65歳以上 国1/2県1/4村1/4	在宅の一人暮らし高 齢者に対し、急病や災 害等の緊急通報装置 を無償で貸与する。 65歳以上 国1/2県1/4村1/4	在宅のひとり暮らし老人 の健康と安全の確保の ため緊急通報装置を設 置する 70歳以上 国1/2県1/4村1/4		新市に移行後も当分の間現 行のとおりとし、随時調整 する。 ・システムが異なっており 調整が必要である。

(2) 提案事項

提案第 1 4 号

事務組織及び機構の取扱いについて (追加)

合併協定項目 1 2 号「事務組織及び機構の取扱い」について次のとおり資料を追加提出する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日

川薩地区法定合併協議会

会長 森 卓朗

提案第14号 合併協定項目12号「事務組織及び機構の取扱い」について

【平成15年 8月28日 提出分】

参 考 資 料

【新市組織（案）】

新市組織（案）について

平成15年8月28日提案した「事務組織及び機構の取扱い」議案に基づき別紙のとおり新市組織（案）を追加資料とし、これに伴い、「事務組織・機構の基本方針（案）」に変更が生じたため併せて提出する。

なお、組織体系（案）については、今後、職員の定数や職務、職階、事務分掌等の詳細な調整により確定され、最終的には新市の部課設置条例等の整備により、完了するもので、合併時までは案として取り扱うこととする。

事務組織・機構の基本方針（案）

1. 基本的な考え方

- ・新庁舎建設までの間は、現川内市役所を本庁とし、現在の4町4村の役場を支所とする。構成市町村内に現在ある支所・出張所については、出張所とする。
- ・支所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮し、一部の管理部門を除き、概ね現行どおりの総合的な業務を所掌する支所とする。
- ・組織機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備することとする。

2. 組織構築の考え方

- (1) 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
 - ・住民自らが地域づくりの主役となり、地域づくりに参加できるような横断的な自治組織の体制を確立するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入する。
 - ・本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」をおき、地域づくり活動やボランティアの支援等を行うとともに地域の要望に的確に対応する。
- (2) 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
 - ・各支所には、窓口業務をはじめ、地域に密着した「地域振興課」・「市民課」等のほか事業担当課を配置する。
 - ・市民による生涯学習活動の支援と効果的な施策の実施体制を確立するため、「生涯学習課」を設置する。
 - ・関係市町村にある類似施設については、その呼称を統一し、新市の一体感の醸成と広報及び施設利用等の利便性を図る。
 - ・本庁と支所、さらに公共施設間の情報ネットワークを構築し、いつでもどこでもリアルタイムに新市の情報を収集できるような体制の整備を進める。
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
 - ・地区住民自らが、地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、5年間の「地区振興計画」を策定するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入し、その支援を進めるため、本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」を設置する。
なお、「地区振興計画」は、市民の声として新市の総合計画等策定の参考とし、適正に反映させるものとする。
- (4) 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
 - ・行財政の適正な運営を進めるため、「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置するとともに、各部の筆頭課に事業調整を担当する係を設置し、新市総合計画や各種政策の総合的な進行管理を行う。

- (5) 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ・市政の総合企画及び総合調整、行政マネジメント体制の強化を図り、計画の実効性を高めるため、「企画政策部企画政策課」でその総合調整を進めるとともに、合併移行事務調整を行うための「行政改革推進課合併調整係」や各部筆頭課に事務事業調整を行うための係を配置するものとする。
 - ・新市まちづくり計画新市一体化躍動プランの交流活力の創生に向け、新市経済圏の創出や市内外との交流促進のために農林水産・商工観光を所掌する「産業経済部」を配置する。
 - ・企業誘致や港湾振興、ポートセールスなど誘致活動を総合的に行う「企業立地推進室」や各種イベントコンベンション・スポーツ大会の誘致やフィルムコミッションなど新市を広くアピールし来訪者等を増やすための「観光課」を配置する。
- (6) 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- ・各部の部長と支所長を部長級とし、部長・支所長の指揮監督のもと課長の責任と権限を明確にし、成果重視の事務執行を行う。
 - ・職の権限を明確にするとともに各支所、部、課へ権限を移譲し、支所の職務機能の充実を図る。緊急性を伴う事務事業等については、迅速かつ的確に対処できるようにする。
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ・今後の権限移譲に対応できるように、専門職員の資質向上や行政課題、住民ニーズに即応できる体制の整備を行う。
 - ・管理部門の統合・一元化を図り、スケールメリットを活かした住民密着型の体制整備を進める。
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- ・合併により、調整された新市の事務事業がスムーズに移行されるよう企画政策部に合併進行管理の業務を行う係を配置するとともに、各部筆頭課に合併移行事務調整の業務を行う係を配置し、移行事務の適正な進行管理に努める。
 - ・合併効果による、職員の専門性を高めるため、「人材育成基本方針」及び「職員研修計画」の策定を検討する。
- また、合併後速やかに「定員適正化計画」を策定し、おおよそ10年間で職員定数の適正化を目指す。
- ・市民の視点に立った成果重視の行政を進めるため「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置するとともに、公共工事の適正な執行、管理監督を行うため、工事検査を行う助役直属の「工事検査監」を配置する。

<本庁>

市長	助役	総務部	総務課	総務係	人事給与係	研修厚生係	
		秘書室	秘書係				
		東京事務所					
		文書法制課	文書係	法制係			
		防災交通課	防災係	交通安全係			
		財務課	財務1係	財務2係	管財契約係		
		税務課	税制係	市民税係	土地係	家屋係	
		収納課	収納1係	収納2係			
		支所(8)					
		企画政策部	企画政策課	政策係	特定計画係	甌島振興係	男女共同参画係
	企業立地推進室	企業立地係					
	行政改革推進課	行政評価係	合併調整係				
	コミュニティ課	コミュニティ係	広聴広報係				
	情報政策課	地域情報係	行政情報係				
	市民福祉部	市民課	市民生活係	戸籍係	住民係		
	福祉事務所	福祉課	福祉係	援護係	児童福祉係		
		川内保育園	管理係				
		高齢・障害福祉課	高齢者福祉係	身障福祉係	障害福祉係		
		養護老人施設和光園	管理係				
		市民健康課	健康指導係	地域医療係			
		(川内保健センター)					
		環境課	環境保全係	原子力安全対策係	環境衛生係	廃棄物対策係	環境施設整備係
		川内環境センター	管理係	業務係			
		川内外センター	施設管理係				
		国保介護課	国保給付係	老人給付係	介護調査認定係	介護給付係	介護予防係
		産業経済部	農政畜産課	農業振興係	経営指導係	畜産振興係	
		耕地課	基盤整備係	施設維持係			
		林務水産課	林業振興係	水産振興係			
		商工振興課	商工業振興係	交通運輸係			
		観光課	観光振興係	観光施設係			
		建設部	建設計画課	建設企画係	都市計画係		
		建設整備課	道路橋梁係	公園河川係			
		建設維持課	管理係	道路公園維持係	河川港湾維持係		
		区画整理課	区画整理係				
		天辰区画整理事務所	天辰地区係				
		建築住宅課	住宅管理係	建築係			
		用地課	用地登記係	地籍調査係			
		工事検査監	工事検査係				
	消防局	総務課	企画人事係	管理係	施設整備係		
		警防課	第1通信指令係	第2通信指令係	警防係	救急救助係	
		予防課	予防調査係	危険物係			
		消防団課	消防団係				
		中央署	予防係	第1部隊	第2部隊		
		南部分署	第1部隊	第2部隊			
		上甌分駐所					
		下甌分駐所					
		西部署	第1部隊	第2部隊			
		東部署	第1部隊	第2部隊			
		祁答院分署	第1部隊	第2部隊			
	収入役	会計課	出納係	審査係			
	教育長	教育部	教育総務課	総務係	施設管理係		
		学校教育課	指導係	学事係	保健体育係		
		小・中学校、幼稚園					
		学校給食課	管理係	給食係			
		(給食センター)					
		生涯学習課	生涯学習係	管理係			
		(生涯学習センター)					
		図書館・視聴覚メディア	図書館係				
		少年自然の家	管理係	研修指導係			
		文化振興課	文化振興係	文化財係			
		歴史資料館・文学館	歴史資料館係				
		スポーツ振興課	管理係	スポーツ振興係	健康スポーツ係		
	上下水道 企業管理者	水道局	管理課	管理係	業務係		
		上下水道課	給水係	施設係			
		下水道課	排水係	処理係			
	交通事業管理者						
	市議会	事務局長	議事調査課	管理係	議事係	調査係	
		選挙管理委員会	事務局	選挙係			
		公平委員会	事務局				
		監査委員	事務局	第1監査係	第2監査係		
		農業委員会	事務局	農政係	農地係	農業者年金係	
		固定資産評価審査委員会	事務局				

<p style="text-align: center;">< 樋沼支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 市比野出張所</p> <p>市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(樋沼保健センター) 環境係 保険係</p> <p>産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係</p> <p>建設課 建設係 建築住宅係 用地係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係)</p> <p>学校教育課(県教委派遣)</p> <p>生涯学習課 生涯学習係 文化財係 健康スポーツ係</p> <p>水道課 水道係 温泉係</p>	<p style="text-align: center;">< 入来支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p>市民福祉課 市民係(入来会館) 福祉係 健康推進係(入来保健センター) 環境係 保険係</p> <p>産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係</p> <p>建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係 入来区画整理事務所 温泉場地区係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係)</p> <p>学校教育課(県教委派遣)</p> <p>生涯学習課 生涯学習係 文化財係 健康スポーツ係</p> <p>上下水道課 上下水道係 温泉係 工業用水係</p>	<p style="text-align: center;">< 東郷支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p>市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(東郷保健センター) 環境係 保険係</p> <p>産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係</p> <p>建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園 給食センター(学校給食係)</p> <p>学校教育課(県教委派遣)</p> <p>生涯学習課 生涯学習係 健康スポーツ係</p> <p>水道課 水道係</p>	<p style="text-align: center;">< 祁答院支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係 黒木出張所 岡半田出張所 市民福祉課</p> <p>市民係 福祉係 健康推進係(祁答院保健センター) 環境係 保険係</p> <p>産業課 農政畜産係 耕地林務係 商工観光係 (竜仙館・特産品加工センター)</p> <p>建設課 建設係 建築住宅係 用地係 地籍調査係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育総務課 教育総務係 小・中学校、幼稚園</p> <p>学校教育課(県教委派遣)</p> <p>生涯学習課 生涯学習係 健康スポーツ係</p> <p>上下水道課 上下水道係</p>
<p style="text-align: center;">< 里支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p>市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(上甌島クリンセンター) 保険係 里診療所</p> <p>産業課 農林係 水産振興係 商工観光係</p> <p>建設水道課 建設用地係 建築住宅係 水道係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育課 教育総務係 生涯学習係 小・中学校、幼稚園 給食センター</p>	<p style="text-align: center;">< 上甌支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p>市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(上甌保健センター) 環境係 保険係 甌島中央診療所 (介護サービス事業所)</p> <p>産業課 農林係 水産振興係 商工観光係(かのこ)</p> <p>建設水道課 建設用地係 建築住宅係 上下水道係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育課 教育総務係 生涯学習係 小・中学校、幼稚園 給食センター 上甌バス事業所</p>	<p style="text-align: center;">< 下甌支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p>市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係(下甌保健センター) 環境係(下甌クリンセンター) 保険係 手打診療所 長浜診療所 下甌歯科診療所 養護老人施設敬老園 (介護サービス事業所敬老園)</p> <p>産業課 農林係 水産振興係 商工観光係(竜宮の郷・おとひめ)</p> <p>建設水道課 建設用地係 建築住宅係 地籍調査係 上下水道係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育課 教育総務係 生涯学習係 小・中学校、幼稚園 給食センター 下甌バス事業所</p>	<p style="text-align: center;">< 鹿島支所 ></p> <p>地域振興課 調整係 管財係 税務係 地域振興係</p> <p>市民福祉課 市民係 福祉係 健康推進係 環境係(鹿島クリンセンター) 保険係 鹿島診療所</p> <p>産業課 農林係 水産振興係(加工センター) 商工観光係</p> <p>建設水道課 建設用地係 建築住宅係 上下水道係</p> <p>会計課分室-会計係</p> <p>教育課 教育総務係 生涯学習係 小・中学校、幼稚園 給食センター</p>

提案第 15 号

国民健康保険事業の取扱いについて（追加）

合併協定項目 19 号「国民健康保険事業の取扱い」について次のとおり資料を追加提出する。

平成 15 年 9 月 25 日

川薩地区法定合併協議会

会長 森 卓朗

提案第15号 合併協定項目19号「国民健康保険事業の取扱い」について

【平成15年 8月28日 提出分】

参 考 資 料

【具体的調整方針（案）】

賦課方式・税率に関する具体的調整方針（案）について

1 【提案済み議案】

1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。

<以下省略>

上記 1 (1)賦課方式、税率の提案内容について、下記のとおり具体的な調整方針（案）を提示するものである。

「具体的な調整方針（案）」

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、里村）の税率と2村（下甑村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する。この間における賦課方式については、4方式を基本に税率の算定と併せて調整する。

2 調整の理由

現行の税率を比較すると1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、里村）の税額と2村（下甑村、鹿島村）の税額に著しい差異があり、均一課税をすることで2村の被保険者に急激な負担増を与えることになるため、2通りの税率による不均一課税とする。

平成16年度は、1市4町4村の例により課税し、平成17年度からの適用となる。平成17年度以降の税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう最新の医療費の動向により算定する。

3 参考法令等（条文抜粋等）

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

* 国民健康保険税についても同様の取扱いができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		19 国民健康保険事業の取扱い			【国民健康保険税】	総務部会 税務分科会	
分野名		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
賦課方式		4方式 (所得割・資産割・均等割・平等割)		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	
税率	医療分	所得割	7.10%	7.47%	8.97%	7.85%	7.70%
		資産割	20.00%	42.6%	40.2%	50.0%	40.0%
		均等割	18,500円	20,500円	18,100円	21,000円	19,000円
		平等割	23,000円	23,900円	22,300円	23,000円	20,000円
		応能割：応益割	53：47	54：46	53：47	51：49	47：53
		1人当り税額	56,852円	57,542円	54,854円	57,564円	44,134円
	介護分	所得割	0.77%	0.85%	0.95%	0.85%	1.30%
		資産割	5.60%	6.59%	9.00%	8.00%	9.00%
		均等割	5,400円	5,300円	6,000円	5,800円	7,100円
		平等割	3,500円	2,900円	3,500円	3,500円	4,500円
		応能割：応益割	48：52	53：47	49：51	47：53	50：50
		1人当り税額	13,694円	13,262円	14,697円	14,066円	17,993円
	1人当り税額		60,579円	60,932円	58,186円	61,138円	48,022円
	分野名		里村	上甑村	下甑村	鹿島村	摘要
賦課方式		川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ		
税率	医療分	所得割	5.50%	8.10%	6.00%	6.00%	
		資産割	41.00%	45.00%	35.00%	35.00%	
		均等割	17,000円	18,400円	13,500円	13,500円	
		平等割	18,000円	19,700円	15,000円	14,500円	
		応能割：応益割	51：49	56：44	53：47	46：54	
		1人当り税額	46,777円	47,654円	35,878円	34,712円	
	介護分	所得割	0.83%	0.85%	0.88%	0.80%	
		資産割	4.9%	5.30%	7.0%	9.60%	
		均等割	4,800円	5,000円	4,800円	4,400円	
		平等割	3,100円	2,900円	2,800円	2,500円	
		応能割：応益割	50：50	53：47	49：51	44：56	
		1人当り税額	12,619円	12,427円	10,265円	10,512円	
	1人当り税額		50,762円	50,110円	30,058円	35,837円	

提案第 2 3 号

慣行の取扱いについて

合併協定項目 1 8 号「慣行の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

慣行の取扱いについて
1 . 市章、市の木、市の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に移行後、速やかに制定する。
2 . 宣言については、新市に移行後、1 年以内を目処に調整する。
3 . 名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。 ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

協定項目 18 資料

慣行の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新市の市章、木、花、市民憲章、宣言、名誉市民表彰等について協議する。

市章、木、花等は、新市のシンボルであり、市民憲章、宣言は、新市の基本姿勢であることから、できるだけ早い時期に統一することが適当と考えられる。

行事等の取扱いについては、項目ごとに別に協議する。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市における一体性の確保の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日 新設合併）

（1）町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。

（2）宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。

（3）各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。

（4）各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日 新設合併）

（1）市章は、新市において、調整する。

（2）市の木、花、鳥は、新市において、調整する。

（3）市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

- （ 1 ）市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- （ 2 ）市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- （ 3 ）都市間交流については、新市において継続する。
- （ 4 ）名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

- （ 1 ）市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- （ 2 ）市の花、木は、新市において調整する。
- （ 3 ）都市宣言は、新市において調整する。

4 今後の協議スケジュール

平成 15 年 10 月 24 日 各市町村協議回答
平成 15 年 11 月 6 日 （幹事会一次協議）
平成 15 年 11 月 20 日 （幹事会二次協議）
平成 15 年 11 月 26 日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い					総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市章、市の木、市の花、市の鳥については、新市に移行後速やかに制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
市町村章 市町村旗						
	【市章】 昭和15年7月制定 昭和15年の市政施行の年に広く一般から募集し、採択したもの 市章の周囲は、八咫の鏡で型取られ、中央部は「川内」を図案化したもの	【町章】 頭文字の「ヒ」を図案化したもの 一般公募 昭和43年9月 町章制定(明治百年記念を期に)	【町章】 入来町が位置している地形の中に「入」を 図案化して、平和を希求し歴史の中から豊か なまちづくりをめざし、自然の美しさと人の輪 を象徴している。 制定年月日 昭和43年9月1日	【町章】 左に「ト」右に「ゴ」を円く町の和を表すと同時 に、右上の翼は飛躍発展を意味する。 制定年月日 昭和36年10月制定	【町章】 けどういんの「け」の字を図案化し、円満・融 和・団結を表現したものである。 昭和43年10月20日制定	
市町村木	市木:くろがねもち 昭和45年2月11日制定	町の木:椿 昭和55年10月6日 町の木選定委員会指定	町の木:イスノキ 昭和43年10月1日制定	町の木:クロガネモチ 昭和57年12月1日町の木選定委員会指定	町の木:うめ 幹の強さは強靱性を意味し、花は高潔で散 り方はこぼれる、に表現されるように飽和、豊 かさを表している。 昭和52年11月20日制定	
市町村花	市花:きんもくせい 昭和45年2月11日制定	町の花:コスモス 昭和55年10月6日 町の花選定委員会指 定	町の花:ひまわり 平成7年10月1日制定	町の花:紅梅 昭和57年12月1日町の花選定委員会指定	町の花:あじさい 祁答院町の「祁」の字の意味が、衆多なる観・ 静かなる観・往來する観とあり、七色に変化す る花の色は、連帯、協調性、自立性、発展性を 表している。 昭和52年11月20日制定	
市町村鳥						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
市町村章 市町村旗	 <p>【村章】 里村の「サト」の文字を図案化したもので、サの字の内部は、里村の地形のトンボ口を表し、村勢の飛躍と発展を表現し、外の円形は、村民の融和・団結と協力を意味している。 昭和56年1月1日制定</p>	 <p>【村章】 上甌村の「カミ」の字を図案化したもので、円は、村民の融和・団結を表わし、右上に伸びる線は、村の飛躍と発展を象徴したものです。 昭和55年3月1日制定</p>	 <p>【村章】 下甌村の下の文字をデザインしたもので、円に囲まれた部分はコバルトブルーの色彩で、海に浮かぶ下甌村を表現している。周りの円は、村民の融和と連帯を表わし円外に三方に伸びる線は、下甌村の希望と限りなく躍進を示す。 昭和55年1月1日制定</p>	 <p>【村章】 鹿島村の「カ」の文字を図案化したもので、円は紺色で人の和と海を、三角の部分は、赤色で村民の情熱と無限の邁進に併せて三方海に囲まれた本村の地形を現す。 昭和54年11月2日制定</p>	新市に移行後、速やかに制定する。 新市の旗については、市章が決定次第作成する。
市町村木	村の木：つばき 昭和56年1月1日村の木選定委員会指定	村の木：ツバキ 昭和60年4月1日村の木制定審議会指定	村の木として「つばき」	村の木：ツバキ 昭和54年11月2日制定	新市に移行後、速やかに制定する。
市町村花	村の花：鹿の子百合 昭和56年1月1日村の花選定委員会指定	村の花：鹿の子百合 昭和60年4月1日村の花制定審議会指定	村の花として「鹿の子百合」	村の花：白鹿の子百合 昭和54年11月2日制定	新市に移行後、速やかに制定する。
市町村鳥	村の鳥：めじろ 昭和56年1月1日村の鳥選定委員会指定	村の鳥：メジロ 昭和60年4月1日 村の鳥制定審議会指定	村の鳥として「めじろ」	村の鳥：ウミネコ 昭和54年11月2日制定	新市に移行後、速やかに制定する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市歌、市民憲章については、合併までに制定する。 宣言については、新市に移行後 1年以内を目処に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村歌	市民歌 昭和22年9月制定 作詞 芳賀 武 作曲 山田 耕作 編曲 佐伯 亮	町民歌・作詞:一般公募 作曲:依頼 昭和39年 町民歌制定	町民歌・町民音頭 作詞・作曲 一般公募 昭和53年10月1日制定	町民歌・町民音頭 昭和57年12月2日町民歌選定委員会指定	町民歌 作詞:福村とくへい 作曲:武田恵喜秀 昭和43年制定 一般公募による けどういん音頭 作詞:祁答院町文化協会 作曲:山中博 昭和51年制定
憲章	【名称】 川内市民憲章 【制定時期】 昭和45年2月11日 【趣旨】 【憲章の内容】 美しい自然と、古い歴史を誇りとするわたしたち川内市民は、 やさしくすれば、心はかよう。 はなしをすれば、だれでもわかる。 考えさえすれば、みちはひらける。 やりさえすれば、かならずできる。 という信条をもって 明るく豊かなまちをつくります。	【名称】 【制定時期】 昭和43年11月10日 * 明治記念百年記念式典を期に制定 【趣旨】 先人たちのたゆみない努力による郷土建設の偉業を受け継ぎ開拓精神をもってより豊かな郷土として発展させるための「町民憲章」を制定し力強く前進しようとする。 【憲章の内容】 1. 私たちは 心をあわせ 平和な町をつくり ます 1. 私たちは きまりを守り 明るい町をつ くり ます 1. 私たちは 教養を高め 文化の町をつ くり ます 1. 私たちは 元気で働き 豊かな町をつ くり ます 1. 私たちは 希望にもえ 伸びゆく町をつ くり ます	【名称】 【制定時期】 昭和43年10月1日制定 町制20周年を期に制定された。 【趣旨】 わたくしたちは由緒ある入来町の町民であるこ とを誇りとし、ここに町民憲章を定め入来町発 展のためにみんな力を合わせて力強く前進し ましょう。 【憲章の内容】 1 わたくしたち入来町民は、よく働いてみのり 豊かな町を雄つくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、生活をくふうし、明 るい家庭をつくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、環境を清潔にし、 体をきたえ、健康な町をつくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、愛情をもって、心 身ともにすこやかな青少年を育てましょう。 1 わたくしたち入来町民は、教養を高め、きま りを守り、おたがいに責任をはたしましょう。	【名称】 【制定時期】 昭和57年12月1日制定 * 町制施行30周年を記念に制定された。 【趣旨】 町制30周年を迎えた東郷町民が、東郷町 の歩みを顧み、先人の業績に感謝するとともに 現在の発展を祝福し、将来への限りなき躍進に 希望を込めて、明るく豊かな住みよい東郷町建 設の礎としたい。 【憲章の内容】 水と緑に恵まれた豊かな自然と古い歴史をもつ わたくしたち東郷町民は 天に向かって伸びる杉のように 躍進の気に燃え どうとど流れる川内川のように 広い心で助け合い りんりと寒空に咲く梅のように 耐えて学んで働いて 伸びゆく明るい町をつくります	【名称】 【制定時期】 昭和50年3月30日制定 【趣旨】 私達町民は、美しい自然と、豊かな人情をも ち、そして郷土に誇りを持ち、力を合わせて、み んなの幸福と繁栄をめざして、ここに町民憲章 を定め、その実践につとめます。 【憲章の内容】 1. わたしたちは手を取り合って健康で明るい家 庭を作ります。 1. わたしたちは心を合わせて仕事に精進し、住 みよい郷土をつくります。 1. わたしたちは励まし合って道義を守り、文化の 向上につとめます。
宣言	世界連邦平和都市宣言 昭和38年2月6日 川内市議会 男女共同参画都市宣言 平成14年12月1日 川内市長	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
市町村歌	村民歌 平成3年(村制施行100周年記念式典のとき制定)	村民歌・村民音頭 昭和55年3月1日村民歌選定委員会指定	村民歌・村民音頭 昭和61年1月1日制定	村民音頭 昭和54年11月2日制定	新市に移行後、速やかに制定する。
憲章	<p>【名称】 里村民憲章</p> <p>【制定時期】 昭和56年1月1日</p> <p>【趣旨】</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>1. 私たちは、心身共に健康あふれる村をつくりたい。</p> <p>1. 私たちは、心身を高め伸びゆく文化の村をつくりたい。</p> <p>1. 私たちは、心を合わせ明るく美しい村をつくりたい。</p> <p>1. 私たちは、子供をはぐくみ生涯学ぶ教育の村をつくりたい。</p> <p>1. 私たちは、郷土の歴史と伝統を重んじ豊かな村をつくりたい。</p>	<p>【名称】 上甌村民憲章</p> <p>【制定時期】 昭和60年4月1日制定 村政施行90周年を期に制定された。</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたしたち上甌村民は美しい自然と人情豊かな郷土に誇りを持ち、村民ひとりひとりが活力のあるむらづくりをめざして、ここに村民憲章を定めその実践につとめます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>1. わたしたちは、自然を愛し、自然を育て、美しい村をつくりたい。</p> <p>1. わたしたちは、常に学び、教養を高め、文化豊かな村をつくりたい。</p> <p>1. わたしたちは、きまりを守り、礼儀を正し、住みよい村をつくりたい。</p> <p>1. わたしたちは、心をみがき、身をきたえ、健康で明るい村をつくりたい。</p> <p>1. わたしたちは、仕事にはげみ、力を合わせ、活力のある村をつくりたい。</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和61年1月1日制定</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたしたちは、豊かな自然と古い歴史をもつ下甌村に誇りを持ち、さらに、限らない発展をめざして、ここに村民憲章を定め、その実践に努めます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>一、みんなで あいさつを かわし ふれあいと うるおいのある下甌をつくりたい。</p> <p>二、みんなで 自然を守り 健康と 安らぎのある下甌をつくりたい。</p> <p>三、みんなで 知恵と 力をだし 豊かで 魅力のある下甌をつくりたい。</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和54年11月2日制定 分村30周年を期に制定された。</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたしたちは、先人の残してくれた鹿島に誇りを持ち、みんなで力を合わせ住みよい村をつくるためにこの憲章を定めます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>1. 恵まれた自然をたいせつにし、美しい環境をつくりたい。</p> <p>1. 健康でよくはたらき豊かな村をつくりたい。</p> <p>1. きまりを守り手をとりあって明るい村をつくりたい。</p> <p>1. 教養を高め豊かな文化の創造につとめます。</p> <p>1. 素直でねばり強い子どもをみんなで育てます。</p>	新市に移行後、速やかに制定する。
宣言	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	新市に移行後、1年以内を目処に調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	<p>名誉市民表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。 ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、これを新市に引き継ぐ。</p>				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
<p>名誉市町村民表彰</p>	<p>【名称】 川内市名誉市民条例 川内市名誉市民条例施行規則</p> <p>公共の福祉の増進、産業文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著である本市又は本市に縁故の深い者</p> <p>(1)名誉市民の決定 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する</p> <p>(2)名誉市民の特典又は待遇 市の公の式典への参列 市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 名誉市民としての栄誉を維持するためその生活に対する特典の供与(特に規定なし) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 その他市長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>(3)称号記及び名誉市民章 名誉市民の称号を贈られた者には、称号記及び名誉市民章を交付する。 死亡した者には、その遺族に対して交付する</p> <p>(4)顕彰 顕彰は称号記及び名誉市民章を交付するほか川内市歴史資料館に本人の肖像画の掲額をもつて行なう</p> <p>(5)実績 現在まで6名の方に名誉市民の称号を贈る</p>	<p>【名称】 樋脇町名誉町民条例</p> <p>(目的・推挙の基準) ・町民又は本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の発展に寄与し、もつてひろく社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより樋脇町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。</p> <p>(推挙の方法) ・名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、その事項を公表して顕彰する。</p> <p>(礼遇) ・町の公の式典への参列 ・町の施設の使用に関する使用料の減免 ・名誉町民としての栄誉をたたえ尊敬の意を表する褒賞 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>(取消基準) ・名誉町民が本人の責に帰すべき行為によって、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を受けなくなったと認められたときは、町長は議会の同意を得て名誉町民であることを取消することができる。 ・前項の規程によって名誉町民であることを取消された者は、その取消された日からこの条例によって与えられた特典又は待遇を失う。</p> <p>(実績) 2名</p>	<p>【名称】 入来町名誉町民条例(昭和59年入来町条例第17号。)の施行に関し、必要な事項を定める。 (決定の通知並びに表彰) 町長は、条例第2条の規定により、名誉町民を決定したときは、書面をもつてすみやかにその旨を本人に通知する。 名誉町民の事績は、「広報いきき」で公表し、名誉町民称号証(別記様式)名誉町民章を贈呈して表彰する。 (名誉町民の特典又は待遇) (1)町の公の式典への参列 (2)町の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 (3)死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4)その他町長が必要と認めた特典又は待遇(弔慰金等) 弔慰は、弔花、弔慰金の贈呈とし、その額は、町長が定める。 (実績) 昭和63年1名</p>	<p>【名称】 東郷町名誉町民条例</p> <p>【推挙の基準】 ・町民または本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の進展に寄与し、もつて広く社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより東郷町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>【推挙の方法】 ・町長は、議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。</p> <p>【特典、待遇】 ・町の公の式典への参列 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p>	<p>【名称】 祁答院町名誉町民条例</p> <p>【名誉町民の称号】 町民又は本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の進展に寄与し、もつて広く社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより祁答院町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。</p> <p>【名誉町民の顕彰】 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。 (名誉町民の特典又は待遇) 名誉町民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 町の公の式典への参列 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (3) その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>【名誉町民の取消し】 名誉町民が本人の責めに帰すべき行為によって、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を受けなくなったと認められたときは、町長は、議会の同意を得て名誉町民であることを取り消すことができる。</p> <p>【名誉町民実人員】 0人</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
名誉市町村民表彰	<p>[名称] 里村名誉村民条例 (目的) 第1条 この条例は、村民又は本村に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は村勢の発展に寄与して特に功績顕著な者に対してその功績と栄誉を称え、以て村民の社会文化の興隆に対する意欲の高揚を図ることを目的とする。 (選定、称号) 第2条 村長は、前条に該当するものに対し議会の同意を得て決定し、里村名誉村民(以下「名誉村民」という。)の称号を贈る。 (表彰) 第3条 名誉村民の事績は公表し、表彰状、名誉村民章及び記念品を贈呈して表彰する。 (特典又は待遇) 第4条 名誉村民に対しては、次の特典または待遇を与えることができる。 (1)村の公の式典への参列 (2)村長の定める村の施設の使用に関する使用料手数料の減免 (3)死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4)その他村長が必要と認める待遇(取消) 第5条 名誉村民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、村民の尊敬を失ったと認めるときは、村長は議会の同意を得て名誉村民であることを取消することができる。 2 前項の規定のよって名誉村民の資格を失った者は、その日からこの条例によって与えられた特典又は待遇を失う。 (規則への委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。</p> <p>[実績] 現在まで1名の方に名誉村民の称号を贈る。</p>	<p>[名称] 名誉村民条例 (選定) 村議会の同意を得て決定 (特典及び待遇等) 村長は名誉村民に対して必要に応じて次の各号に掲げる特典及び待遇の全部又は一部を授与し又は供与することができる。 (1)村主催の式典その他諸行事への参列 (2)村が管理する公共施設の利用、その他の便宜の供与 (3)本人死亡に際しての村葬 (実人員) 1人</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。 ・市葬については、規定するか検討する。 ・受賞者については、その栄誉を新市に引き継ぐ。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市民表彰、功労者表彰については、合併時に川内市の制度を基本に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村市民表彰 功労者表彰	<p>【市民表彰】</p> <p>市勢の発展並びに市民の文化及び福祉の向上に貢献し、特に功績顕著な者の表彰</p> <p>(1)市民表彰の部門 地方自治功労者、教育文化功労者、社会福祉功労者、産業経済功労者、一般篤行者</p> <p>(2)市民表彰の方法 市民表彰状、表彰記章の授与</p> <p>(3)市民表彰の時期 毎年市制施行を記念して2月11日</p> <p>(4)市民表彰の推薦・決定 市内の公的団体の長又は市長の事務部局の部長若しくは他の執行機関若しくは議会の事務局の長が市長に推薦する 一般篤行部門については広報で市民に周知する 推薦を受け調整会議、庁議を経て決定する</p> <p>(5)実績 受章者総数201名(昭和49年度～平成13年度) 内訳 地方自治 48名 社会福祉 37名 産業経済 54名 一般篤行 10名</p> <p>【褒章】</p> <p>広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えるなど、その功績が特に顕著なものを褒章する</p> <p>(1)褒章は、市長が行なう</p> <p>(2)褒章の種類 表彰状を授与する褒章 感謝状を授与する褒章 賞状を授与する褒章</p> <p>(3)褒章の方法・時期 記念品又は副賞を添える 褒章は随時行なう</p>	該当なし	<p>【町民表彰】</p> <p>町民表彰実施要綱 (趣旨) (1) 地方自治功労者 入来町における地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(2) 教育文化功労者 学校教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(3) 社会福祉功労者 社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(4) 産業経済功労者 農林水産、商業及び鉱工業等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(5) 一般篤行者 ア 町民の師表としてふさわしい篤行があり、世人一般が認める者</p>	<p>【町民表彰】</p> <p>東郷町ふるさとまつり式典各部門功労者表彰実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、東郷町ふるさとまつり式典にあたり、町政その他各般にわたり、その発展ならびに振興に貢献し、その功績が顕著であり、他の模範とする団体及び個人を表彰するについて、必要な事項を定めるものとする。 (表彰部門) 第2条 表彰の部門は次のとおりとする。 1. 地方自治部門 2. 教育文化部門 3. 社会福祉部門 4. 産業経済部門 5. 一般部門 (表彰の方法) 第3条 表彰は、毎年挙行する東郷町ふるさとまつりの記念式典において、表彰及び記念品を授与して行う。 (推薦及び選考の基準) 第4条 被表彰者は、次の各号の一に該当するものとする。但し、町制施行30周年記念町制功労者表彰実施要綱にもとづく選考の基準の該当者を除く。 1. 地方自治部門 (1) 町の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2) 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3) 自治公民館、納税組合等地域振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 2. 教育文化部門 (1) 学校教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2) 社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3) 文化、芸術、体育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 3. 社会福祉部門 (1) 社会福祉の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2) 公衆衛生の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3) 交通安全、防犯活動に尽力し、その功績が特に顕著な者。</p>	<p>【町民表彰】</p> <p>*社会福祉功労者及び健康推進功労者表彰規定 (目的) この規定は永年にわたり祁答院町の健康・福祉の向上に功労のあった者を表彰し、もって本町社会福祉の発展及び町民の健康作りに資することを目的とする。 (表彰の対象) (1) 民生委員・児童委員として9年以上在職中、又は在職した者。 (2) 町が委嘱する健康関係委員等として10年以上在職中又は在職した者 (3) その他永年にわたり祁答院町の健康・福祉の向上に特に功労のあった個人、グループ、団体、事業所、学校等</p> <p>*町政施行40周年記念表彰者選考基準 (目的) 町政施行40周年を記念し、町政全般において多大な貢献をいただいた個人又は団体を表彰する。 (表彰の対象) 1. 地方自治功労者 (1) 町長、助役、収入役、議会議長に就任し、現在退任している者。 (2) 議会議員として、12年以上在任している者、退任者を含む。 (3) 消防団員として25年以上勤続している者、退任者を含む。 (4) 監査委員として12年以上勤続している者。 (5) 選挙管理委員として12年以上勤続している者、30周年表彰者は除く。 (6) 過去10年間引き続いて納期内完納の納税実績をあげた小組合。 (7) 固定資産評価委員として12年以上勤続している者。 2. 教育文化功労者 (1) 教育長に就任し、現在退職している者、30周年表彰者は除く。 (2) 教育委員として12年以上勤続している者、退任者を含む、30周年表彰者を除く。 (3) 学校医として永年に亘り、児童生徒の体位向上と保健衛生に寄与されている医師。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	調整方針案
市町村民表彰 功労者表彰	<p>【村民表彰】 本村の政治、経済、文化、社会その他 村政振興に寄与し、又は衆人の模範と 認められる行為があった者の表彰 (1)村民表彰の部門 地方自治功労者、教育文化功労 者、社会福祉功労者、 産業経済功労者、一般篤行者、善 行表彰 (2)村民表彰の方法 村民表彰状、記念品の贈呈 (3)村民表彰の推薦・決定 村内の公的団体の長又は村長の事 務部局の課長若しくは他の執行機関若 しくは議会の事務局の長が村長に推薦 する 一般篤行部門については広報で村 民に周知する 推薦を受け調整会議、庁議を経て 決定する</p>	<p>【村民表彰】 【目的】 この規則は、村民の福祉に貢献し、特に功績顕著 な者を表彰する。 (表彰の基準) 村民表彰者の選考の基準は、次の各号の一に該当 し、長年にわたる功労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に 顕著な者 (2)消防及び防災業務の推進に貢献し、その功 績が特に顕著な者 (3)納税、貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その 功績が特に顕著な者 (4)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、そ の功績が特に顕著な者 (5)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (6)医療事業、公共衛生、防疫事業の向上に貢 献し、その功績が特に顕著な者 (7)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績 が特に顕著な者 (8)農林水産業その他本村産業の振興に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (9)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい 篤行があり、世人一般が認める者) (表彰の方法) 表彰は、表彰状及び金品を授与して行なう。</p>	<p>【村民表彰】 【目的】 この規則は、村民の福祉に貢献し、特に功績顕 著な者の表彰について、必要な事項を定めるもの とする。 (表彰の基準) 村民表彰者の選考の基準は、次の各号の一に該当 し、長年にわたる功労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕 著な者 (2)消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績 が特に顕著な者 (3)交通安全の推進に貢献し、その功績が特に顕 著な者 (4)納税の啓発及び普及に貢献し、その功績が特 に顕著な者 (5)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、その 功績が特に顕著な者 (6)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (7)医療事業、公衆衛生、防疫事業の向上に貢 献し、その功績が特に顕著な者 (8)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績が 特に顕著な者 (9)農林、水産業その他本村産業の振興に貢献 し、その功績が特に顕著な者 (10)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい篤 行があり、世人一般が認める者) 【表彰の方法】 1 功労表彰は、表彰状及び金品を授与して行う。</p>	<p>【村民表彰】 村民の福祉に貢献し、特に功績顕著な者の表彰について必要な 事項を定める。 (表彰の基準) 村民表彰者の選考の基準は次の各号の一に該当し、長年にわたる功 労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (2)消防及び防災業務の推進し、その功績が特に顕著な者 (3)納税、貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その功績が特に顕 著な者 (4)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に 顕著な者 (5)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績 が特に顕著な者 (6)医療事業、公衆衛生、防疫事業の向上に貢献し、その功 績が特に顕著な者 (7)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な 者 (8)農林水産業その他本村産業の振興に貢献し、その功績が 特に顕著な者 (9)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい篤行があり、 世人一般が認める者) (表彰の選考) 村長は、表彰の基準に合致する者で表彰するにふさわしいと認 めたときは、表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を開 き表彰者を決定する。 (表彰の方法) 表彰状及び金品を授与する。 (表彰の時期) 村長が必要と認めたとき</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整す る。 ・総合的な表彰制度とする。 ・叙勲や褒章受賞者と市民表彰者との 重複を認めるか検討する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村民表彰 功労者表彰				<p>4. 産業経済部門</p> <p>(1) 農林水産業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>(2) 商工業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>(3) その他産業経済の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>5. 一般部門</p> <p>(1) 町民の師表としてふさわしい篤行がある者。</p> <p>(表彰候補者の推薦等)</p> <p>第5条 町内の各機関、団体等が表彰候補者を推薦する場合は、次の書類を東郷町ふるさとまつり実行委員会実行委員長に提出するものとする。</p> <p>(1) 功績に関する調書(別紙様式)</p> <p>(2) その他参考資料</p> <p>(被表彰者の選考)</p> <p>第6条 委員長は、前条により推薦された者の中から、被表彰者の選考を次に掲げる職にある者(以下「選考委員会」という。)に依頼するものとする。</p> <p>(1) 東郷ふるさとまつり実行委員会委員長及び副委員長</p> <p>(2) 実行委員のうち、助役、企画課長、経済課長、町民課長、社会教育課長、さつま川内農協東郷町支所長、議会総務常任委員長、総務課長</p> <p>2 選考委員会は、前項の依頼を受けたときは、これを審議し、各部門ごとに順位を付して委員長に報告するものとする。</p> <p>(表彰者の決定)</p> <p>第7条 委員長は、前条の報告に基づき調整のうえ、被表彰者を決定する。</p>	<p>(4) 社会教育、社会体育、芸術文化等の振興に寄与した者。</p> <p>公民館長 文化財関係 社会体育団体 民生団体</p> <p>3. 社会福祉功労者</p> <p>(1) 民生委員として12年以上勤務している者。退任者を含む。</p> <p>(2) 保護司として永年勤務している者。</p> <p>(3) 社会福祉事業に貢献した者。</p> <p>国保 老人福祉 児童福祉 身障者 母子寡婦 遺族会 交通安全</p> <p>(4) 環境衛生</p> <p>4. 産業経済功労者</p> <p>(1) 農林業 農業委員 12年以上。退任者を含む。 土地改良 畜産関係 園芸関係 その他</p> <p>(2) 商工業 商工会 企業 観光 うめんこ村 村づくり</p> <p>5. 一般篤行者</p> <p>町民の師表としてふさわしい篤行があった者。</p>
		里村	上甕村	下甕村	鹿島村

提案第24号

男女共同参画事業の取扱いについて

合併協定項目23-1号「男女共同参画事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

男女共同参画事業の取扱いについて

条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定する。

平成 年 月 日 確認

男女共同参画事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

男女共同参画社会の実現に向け、新市での条例制定や基本計画策定など事業実施を進める必要がある。

2 提案の理由

新市において条例を制定し、基本計画を策定することで、各種事業を推進する内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併） 女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。 女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター（仮称）計画との調整を図り進めるものとする。
山梨県南アルプス市（平成15年4月1日 新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プラン（旧6市町村中4市町村が策定）を策定する。宣言都市については、平成15年3月31日で終了し、新市において検討中である。事業についても新市で策定する。
福井県春江町・坂井町合併協議会（平成16年3月15日 目標新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プラン（合併2町とも策定）を策定する。宣言都市については、未定。条例（2町とも無し）については、新市において、速やかに制定する。
広島県庄原市・比婆郡4町・総領町合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プランを策定する。

4 参考法令等(条文等抜粋)

男女共同参画社会基本法

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

5 今後の協議スケジュール

平成15年10月24日	各市町村協議回答
平成15年11月6日	（幹事会一次協議）
平成15年11月20日	（幹事会一次協議）
平成15年11月26日	協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

		専門部会名	企画財政部会
協定項目	23-1男女共同参画事業の取扱いについて		
調整方針(案)	条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。		
項目	川内市	樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村	調整方針(案)
条例制定・基本計画策定に関すること	<p>川内市男女共同参画基本条例(抜粋) (目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって「市民一人ひとりが幸せを実感できるまち」の実現に寄与することを目的とする。 (基本計画) 第10条 市長は男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに第23条に規定する川内市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。 (設置) 第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、川内市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (組織) 第25条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。 (任期) 第26条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>平成14年10月制定 平成14年12月1日施行</p> <p>せんだい男女共同参画プラン(基本計画) 平成11年3月策定 平成15年度改定予定(現在、プラン改定作業中)</p>	該当なし	<p>条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。</p>

提案第25号

広報広聴関係事業の取扱いについて

合併協定項目23-4号「広報広聴関係事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓朗

【 調整方針(案) 】

広報広聴関係事業の取扱いについて

- 1 広報広聴
 - (1) ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。
 - (2) 市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。
- 2 市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 広報(広報紙発行)については、合併時に新たな制度等を制定する。(新たな広報紙として月2回発行する。)

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 4号資料

広報広聴関係事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

多様化した市民ニーズに反映した新市政の運営を行うにあたっては、的確な広報広聴活動を行う必要がある。

2 提案の理由

新市において、市民に幅広い意見や要望を聴く機会と、地域の現状や施策などの行政情報を市民に提供するための広報紙作成等の広報広聴関係事業の取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。2. 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。3. 相談業務については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。
香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。2. 新市において、ホームページを開設する。3. 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。4. 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。5. 相談業務等については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。
山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 市・町広報紙（広報紙の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行）新たに制度等を創設する。2. 市政・町政だより〔電波メディア〕（ケーブルテレビ、電光掲示板）新たに制度等を創設する。3. 広聴活動（市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会）新たに制度等を創設する。
新潟県北魚沼6か町村合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 広報誌 行政と住民の交流の場として、「広報誌」を毎月1回発行する。 行政と各種団体等の行事等を広報するため、「お知らせ版」を毎月2回発行する。
広島県庄原市・比婆郡4町総領町合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 広報紙は、新市において統一し、毎月発行する。2. 行政懇談会は、新市においても実施することとし、実施方法は、新市において調整する。3. 防災行政無線、オフトーク通信による放送については、当面、現行のとおりとする。4. 行政相談委員による相談業務は、新市においても実施することとし、実施方法は、新市において調整する。 なお、行政相談委員は、現行のとおり新市に引き継ぐ。5. ホームページは、新市において開設する。

4 今後の協議スケジュール

平成15年10月24日	各市町村協議回答
平成15年11月6日	(幹事会一次協議)
平成15年11月20日	(幹事会一次協議)
平成15年11月26日	協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-4広報公聴関係事業の取扱いについて				
調整方針案	(1) ご意見箱については、本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。 (2) 市政モニター制度については、新たな制度として制定する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
広報広聴	<p>1 ご意見箱</p> <p>(1) 目的 市民の意見や要望を聴く機会を設けるために市庁舎にご意見箱を設置した。</p> <p>(2) 対象 市民</p> <p>(3) 内容 ・ご意見箱の開封は、月に3回(1日, 11日, 21日) ・投函された意見・要望等については、市長から関係各課へ回され、記名の要望等については本人に回答書を送付。無記名の要望等については、広報紙等で回答を行う。</p> <p>2 市長への手紙 該当なし</p>	<p>1. ご意見箱</p> <p>(1) 目的 広く住民の意見を取り入れるため設置</p> <p>(2) 対象 だれでも</p> <p>(3) 内容 役場と市比野出張所に設置, 現在のところ投函される文書なし</p> <p>2. 町長への手紙 制度としては無し</p> <p>3 町政モニター 該当なし</p>	<p>町長への手紙</p> <p>入来町町民からの町行政に関する相談、意見、要望、照会、苦情等を総務課庶務係(広報担当)で受け付け、町長決済後、氏名が明記されているものには、各担当者により回答する。 関係書類は庁舎や教育委員会、各分館等に設置している。 平成11年11月から実施しており、平成15年1月現在で、62件が寄せられている。</p>	<p>1, ご意見箱 目的 該当なし 対象 "</p> <p>2, 町長への手紙 目的 該当なし 対象 " 内容 "</p> <p>3, 町政モニター 目的 概要なし 対象 " 内容 "</p>	<p>1 ご意見箱 該当なし</p> <p>2 町長への手紙 該当なし</p> <p>3 町政モニター 該当なし</p>
		里村	上甕村	下甕村	鹿島村
	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1 ご意見箱</p> <p>目的 村民等の意見や要望を村政に反映させるために、庁舎・集会施設・旅客待合所等に意見箱を設置</p> <p>対象 村民及び当地を訪れる旅行者等</p> <p>内容 意見箱の開封は月に1回 投函された意見・要望等は、村長から関係課長に渡され適格な方策により対応する</p> <p>2 村長への手紙 該当なし</p> <p>3 村政モニター 該当なし</p>	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1 ご意見箱については、本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>2 市政モニターについては、合併時に新たに制度として制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-4 広報公聴関係事業の取扱いについて				
調 整 方 針 案	市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市政対話集会	<p>1 目的 ・市民の市政に対する意見・要望等を広く聴き、市政に反映させるため開催</p> <p>2 内容 ・市内を川北・川南地区に分け、隔年おきに要望のあった校区ごとに開催。 ・市と校区公連会との共催事業 ・提案議題に対し、市長若しくは所管部長が回答するという形式で行う。</p> <p>(1)開催時期 7・8月, 10月 (2)提案理由 提案議題・会進行等は各校区で事前に提案し、行政と調整のうえ決定</p> <p>3 対象 ・校区公連会役員, 公会长, 地元選出市議会議員等 ・市・市長, 総務部長及び提案議題所管の部長</p>	<p>[公民館長及び納税組合長会議]</p> <p>1.目的 町政を公民館長等に理解してもらい、広く周知するため開催</p> <p>2.内容 毎年4月・12月に各公民館長・納税組合長・地区公民館長を一同に集め。町政についての説明会を開催 町からの出席者 4役・課長・局長</p> <p>[町長と語る会]</p> <p>1.概要 町政に関する町民の意見要望を広く聴取し、また各種施策等の周知や理解を得るため、開催を希望する団体と町長が意見交換を行う。事前に団体から出された意見・要望に対して回答するほか、町長からの施政報告や質疑応答が行われる。</p> <p>2.対象 校区・自治公民館、町内の各種団体</p>	<p>1 目的 町長の諮問により、振興計画に關し、必要な事項を調査及び審議させるため、振興計画審議会を置く。</p> <p>2 委員の構成 20名で構成する。 ・町議会の議員 ・町教育委員会の委員 ・町農業委員会の委員 ・町の職員 ・公共的団体の役員又は職員 ・学識経験者</p>	<p>目 的 町政に関する町民の意見要望を広く聴取し、また各種施策等の周知や理解を得る。</p> <p>内 容 開催を希望する団体と町長が意見交換を行う。事前に団体から出された意見・要望に対して回答するほか、町長からの施政報告や質疑応答が行われる。</p> <p>・開催時期 年間を通じて(団体からの希望で随時開催) ・提案議題 各団体より事前に総務課へ提出してもらう ・市からの出席者 町長, 総務課長及び提案議題所管の課長</p> <p>対 象 校区・自治公民館, 町内の各種団体</p>	<p>【町政対話集会】</p> <p>1 (目的) 町民の皆様からの声を十分に伺い、さらに住みよい町づくりに取り組むため。</p> <p>2 (内容) 町政全般にわたる意見の集約 (5地区 5日間 夜 7:00~9:00) 年1回</p> <p>3 (対象) 全町民 町出席者 4役, 及び全課長, 局長</p>
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
	<p>【目的】 ・村政に対する意見・要望等を広く聴き、村政に反映させるため開催</p> <p>【内容】 ・自治公民館や各種団体等から意見・要望等の要請があった時や地域住民に対し説明が必要な事業等を行う場合の村政報告 ・開催時期については、要請等があったから日程調整を行って実施する ・村からの出席者 村長, 助役, 各課長・及び所管担当職員</p> <p>【対象】 ・村民</p>	<p>1 目的 村政に対する意見・要望等を広く聴き、村政に反映させるため開催</p> <p>2 内容 ・公民館や各種団体等から意見・要望等の要請があったり、広く地域住民に説明が必要な事業などの村政報告等 ・開催時期については、要請等があったから、日程調整を行い、実施する。 ・村からの出席者: 村長・各課長・(所管担当職員)</p> <p>3 対象 村内の各種団体や公民館</p>	<p>【市政対話集会】 該当なし</p>	<p>【市政対話集会】 該当なし</p>	<p>市政対話集会については、新市に移行後、速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-4 広報公聴関係事業の取扱いについて				
調整方針案	広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する）				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
広報（広報紙発行）	<p>1 広報紙の概要 広報紙名 広報せんだい 発行 月1回（10日前後） サイズ A4版 ページ数 基本18ページ（増あり） 表紙及び裏表紙カラー 2色刷 印刷部数 26500部 単価 1部40円 制作方法 DTP 使用ソフト イラストレーター、ホトショップ 印刷業者への原稿 MO（作成済原稿） 配布方法 公民会を通じて配布（公民会未加入者対策として、公共施設や大型店にラックを設置して、広報紙を自由に取れるようにしている。） 配布先 公民会加入世帯、川内大使や企業立地推進委員</p> <p>2 お知らせ版 発行 月1回（25日前後） サイズ A4版 ページ数 基本6ページ（増あり） その他2色刷 印刷部数 26500部 単価 1部12円</p>	<p>【広報誌の概要】 名称 広報ひわき 発行 毎月15日 サイズ A4 ページ数 8ページ 表紙及び裏表紙カラー その他2色刷り 印刷部数 3000部 単価 1部31.6円 原稿締め切り 前月20日 制作方法 原稿渡し 使用ソフト なし 印刷業者への原稿 文章のみMO渡し 配布方法 各公民館長を通じて公民館加入世帯へ配布 配布先 町内各世帯 個人郵送分 119件 団体郵送分 36件</p> <p>【まるやまの里】 （内容）地元新聞に掲載された、樋脇町に関する記事を取りまとめ印刷し、各公民館に回覧として配布。東京・近畿の樋脇会で配布</p>	<p>【広報誌の概要】 名称 広報いりき 発行 毎月15日 サイズ A4 ページ数（平均16ページ） 表紙及び裏表紙カラー その他2色刷り 印刷部数 2,700部 単価 1部3,465円 原稿締め切り 前月20日 制作方法 製作ソフト イラストレーター フォトショップ 使用ソフト なし 印刷業者への原稿 MO渡し（原稿・レイアウト作成済） 配布方法 公民会を通じて配布。町外居住者、企業等へは郵送170部程度 配布先 公民会加入者及び町外居住者、企業等。 個人郵送分 53件 団体郵送分 130件</p>	<p>1 広報紙 広報紙名 広報 東郷 発行 月1回(第3木曜日) サイズ A4版 ページ数 基本12ページ(増あり)・2色刷り (年4回2ページカラー) 印刷部数 2700部 単価 2色刷り1ページ6.20円・カラー1ページ26円 制作方法 15年度にDTP導入予定 使用ソフト エディカラー 印刷業者への原稿 MOの予定 配布方法 自治公民館長を通じて配布 配布先 町内各世帯、公共機関、報道機関、東郷会、北薩地区の福祉施設、本町出身県職員、広報交換市町村、個人購読者 その他 ・個人購読者 11人 ・切手代のみ負担 ・受付 随時</p> <p>2、行事予定表 広報紙名 広報 東郷 お知らせ版 発行 毎月1回(第4木曜日) サイズ B4版縦 ページ数 1ページ 1色刷り 印刷部数 2300部 印刷方法 エクセルで作成した表を庁内印刷 その他 庁内RANを利用し予定行事を電算入力後、</p>	<p>1【広報紙の概要】 広報紙名 広報けどういん 発行日 月1回(第2水曜日) サイズ A4版 ページ数 基本10ページ(増有り) 表紙及び裏表紙カラー その他2色刷(4月から)現在1色刷 印刷部数 2,670部 単価 88円 原稿締め切り 前月末 制作方法 太郎で文章を作成しフロッピーに保存し業者へ 使用ソフト なし フロッピーにテキスト形式で保存し業者に渡す。 配布方法 町民には自治公民館をつうじて配布 町民で自治公民館に入っていない方は、町負担で郵送。 町出身で県外在住の方で希望者には、町負担で郵送。 配布先 個人・・・町民、町出身者(無料) 団体・・・町内施設、近隣市町村 その他 以外の方には切手代(1年分1,080円)をいただく</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【広報誌の概要】 広報誌名 広報さと 発行 月1回 サイズ A4 ページ数 8ページ(表紙及び裏表紙カラー) 印刷部数 1,150部 単価 1部110円(消費税別) 制作方法 DTPは使用していない 使用ソフト 太郎 エクセル 使用しないがイラストレーター、フォトデラックスのソフトは持っている 印刷業者への原稿 メール送信(写真は郵送) 配布方法 地区の連絡員により全戸配布 配布先 個人30件、団体(行政含む)84件 個人購読 購読料 年間1,200円 201件</p>	<p>1 広報誌の概要 広報誌名 広報かみこしき 発行 月1回(25日前後) サイズ A4版 ページ数 基本8ページ 表紙・裏表紙カラー・その他2色刷り 印刷部数 1,700部 単価 1部:89円 制作方法 DTP等は使用なし 使用ソフト WORD 印刷業者への原稿 WORDで作成した原稿 配布方法 村内については、各地区駐在員へ配布依頼 村外については、郵送にて対応 配布先 ・地区住民・公民館・各学校・村内官公庁 ・県庁・自治会館・県内報道機関 ・郷土会・県選出国会議員・県議会議員事務所 自治体28件 県・官公庁 9件 報道機関19件 郷土会 8件 県・国議会議員 4件 個人・企業17件 計85件 郵送にて役場より送付 その他 ・広報のページは、8ページが基本であるが、増ページすることもある。</p> <p>2 行事予定 行事予定名称 情報カレンダー 発行 月1回(25日前後) サイズ B4 ページ B4で1枚 部数 1,000部 印刷方法 役場にて印刷(輪転機)</p>	<p>1 広報誌の概要 広報誌名 広報しもこしき 発行 月1回(25日前後) サイズ A4版 ページ数 基本8ページ 表紙・裏表紙カラー・その他2色刷り 印刷部数 2,000部 単価 1部:80円 制作方法 DTP等は使用なし 使用ソフト 印刷業者への原稿 原稿(レイアウト・メモ帳)(写真は郵送・メール) 配布方法 区内については、各地区駐在員へ配布依頼 村外については、郵送にて対応 配布先 ・地区住民・公民館・各学校・村内公共機関 ・県庁・自治会館・県内報道機関 ・郷友会・県選出国会議員・県内市町村 ・港待合所 その他 購読希望者には年間1,000円で郵送する。</p>	<p>1 広報紙 広報紙名 広報かしま 発行 年10回(8月・2月除く) サイズ A4版 ページ数 6ページ又は8ページ 印刷部数 800部 単価 1部(6頁)147円 1部(8頁)155.4円 制作方法 広報担当者が取材し、起草、構成、写真等を行っている。 使用ソフト 該当なし 印刷業者への原稿 原稿、写真は印刷業者へ郵送する。 配布方法 各区駐在員が全戸配布、村外は郵送等 配布先 村内全戸配布450部。郵送分行政関係50部、個人50部 その他 購読希望者に年間1,000円で郵送する。</p>	<p>広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する。）</p>

提案第 26 号

情報公開制度について

合併協定項目 23 - 22 号「情報公開制度」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 9 月 25 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

情報公開制度について

1. 情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
2. 市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

情報公開制度について

1. 協議項目の要旨・留意点

住民の知る権利を尊重し、行政文書の開示請求の権利を保障することにより、行政の透明性の確保と説明責任が求められている。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市において市民に開かれた行政の推進、透明性の確保を確立する方向で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

住民に市が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な市政を実現するため、情報公開条例を合併時に制定する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

(1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

(2) 市長・町長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

4．参考法令等（条文等抜粋）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（地方公共団体の情報公開）

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

5．今後の協議スケジュール

平成15年10月24日 各市町村協議回答
平成15年11月 6日 （幹事会一次協議）
平成15年11月20日 （幹事会二次協議）
平成15年11月26日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 22 情報公開制度	【情報公開制度】		総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)	情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	川内市情報公開条例 川内市情報公開条例施行規則 川内市情報公開・個人情報保護審査会規則	樋脇町情報公開条例 樋脇町情報公開条例施行規則	入来町情報公開条例	東郷町情報公開条例 東郷町情報公開条例施行規則 東郷町情報公開事務取扱要領	祁答院町情報公開条例
請求件数	平成13年度 25件	平成13年度 2件	平成13年度 1件	平成13年度 0件	平成13年度 0件
実施機関	市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業 管理者	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公開の対象となる情報	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧に供されるもの並びに本市の図書館、資料館その他の実施機関の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されているものを除く。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)及びこれらに類するもの(以下「文書等」という。)であって、当該実施機関が保有しているもの	樋脇町と同じ	樋脇町と同じ	樋脇町と同じ
公開請求できる者	1 本市の区域内に住所を有する者 2 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 本市の区域内に存する学校に在学する者 5 1から4までに掲げるもののほか実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	・樋脇町の区域内に住所を有する者 ・樋脇町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・樋脇町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・樋脇町の区域内に存する学校に在学する者 ・前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	何人も	入来町と同じ	入来町と同じ
情報公開審査会	川内市情報公開・個人情報保護審査会 【委員】 5名以内(うち委員長1名) 2名が鹿児島市、3名は川内市 【任期】 3年 【報酬】 日額報酬 委員長 11,500円 委員 10,000円 弁護士及び大学教授 10,300円 弁護士及び大学教授を除く者 7,100円	樋脇町情報公開審査会 【委員】 5名 弁護士、学識経験者等 町村会で選任した委員を樋脇町も任命 【任期】 2年 【報酬】 日額報酬 会長 18,000円 委員 15,000円 *委員の旅費について町が負担	入来町情報公開審査会 内容は、樋脇町と同じ	東郷町情報公開審査会 内容は、樋脇町と同じ	祁答院町情報公開審査会 内容は、樋脇町と同じ
費用負担	(閲覧・聴取及び視聴) 文書、図画及び電磁的記録…無料 コピー、郵送等は実費負担	川内市と同じ	(閲覧及び視聴) 1.文書、図画、写真及び電磁的記録(複写機により複写したもの)…1件につき 白黒20円 カラー70円 2.録音テープ(録音カセットテープに複写したもの)…1巻につき600円 3.ビデオテープ(ビデオカセットテープに複写したもの)…1巻につき700円 4.電磁的記録(2又は3項に該当しないもの)…1枚につき20円	川内市と同じ	川内市と同じ
請求方法	所定の請求書を提出	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ	川内市と同じ
公開・非公開の決定及び通知	開示請求があった日から15日以内にしなければならない。 ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を15日以内に限り延長することができる。	当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる	当該公開請求があった日から起算して30日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。	入来町と同じ	入来町と同じ
情報公開コーナー	有	無	樋脇町と同じ	樋脇町と同じ	樋脇町と同じ

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-22 情報公開制度		【情報公開制度】	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針（案）					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	該当なし	該当なし	該当なし	鹿島村情報公開条例 鹿島村情報公開条例施行規則	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・情報開示コーナーの設置をすると専任職員が必要となる。 ・制度の整備を行う。
請求件数				平成13年度 0件	
実施機関				村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会	
公開の対象となる情報				樋脇町に同じ	
公開請求できる者				入来町に同じ	
情報公開審査会				鹿島村情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ	
費用負担				(閲覧及び視聴) 文書、図画及び電磁的記録・・・1件につき200円 文書、図画・・・1件につき200円に、写し白黒1枚につき20円を加えて得た額 ただし、閲覧に引き続きその写しを交付する場合は、写しの交付の手数料のみとする。	
請求方法				川内市に同じ	
公開・非公開の決定及び通知				当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。	
情報公開コーナー				樋脇町に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 22 情報公開制度		[市町村長の資産等の公開に関する条例]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)	市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	政治倫理の確立のための川内市長の資産等の公開に関する条例 川内市長の資産等の公開に関する規則 川内市長の資産等報告書等の閲覧に関する規程	政治倫理の確立のための樋脇町長の資産等の公開に関する条例 樋脇町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための入来町長の資産等の公開に関する条例 入来町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための東郷町長の資産等の公開に関する条例 東郷町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための祁答院町長の資産等の公開に関する条例 祁答院町長の資産等の公開に関する規則
趣旨	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律第7条の規定に基づき、川内市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。	川内市に同じ ただし、川内市長は樋脇町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は入来町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は東郷町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は祁答院町長に置き換える。
内容	1. 資産等報告書等の作成 2. 所得等報告書の作成 3. 関連会社等報告書の作成 4. 資産等報告書等の保存(5年間) 5. 資産等報告書等の閲覧 (何人も閲覧請求することができる。)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	政治倫理の確立のための里村長の資産等の公開に関する条例 里村長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための上甌村長の資産等の公開に関する条例 上甌村長の資産等の公開に関する規則	下甌村政治倫理の確立のための村長の資産等の公開に関する条例 下甌村長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための鹿島村長の資産等の公開に関する条例 鹿島村長の資産等の公開に関する規則	市町村長の資産等の公開に関する条例については、現行のまま新市に引き継ぐ。
趣旨	川内市に同じ ただし、川内市長は里村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は上甌村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は下甌村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は鹿島村長に置き換える。	
内容	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	

(3) 報告事項

新市名称等検討小委員会の報告について

1. 日時 平成15年9月11日(木) 13:30~
2. 場所 川内市ホテル太陽パレス
3. 報告事項 応募作品の絞り込み方法について

選定の流れについて

- (1) 応募の集計(事務局)
- (2) 集計経過を10/2小委員会委員へ発送(下記の一覧表提出)
50音順応募一覧表

NO	名称	よみがな	その意味

50音順応募一覧表 9市町村からの応募

NO	名称	よみがな	その意味

50音順応募一覧表 県内からの応募(9市町村除く)

NO	名称	よみがな	その意味

9市町村からの応募 応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

県内からの応募 応募数上位(30)(9市町村除く)

順位	名称	よみがな	票数

応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

よみがな応募数上位(30)

順位	よみがな	票数

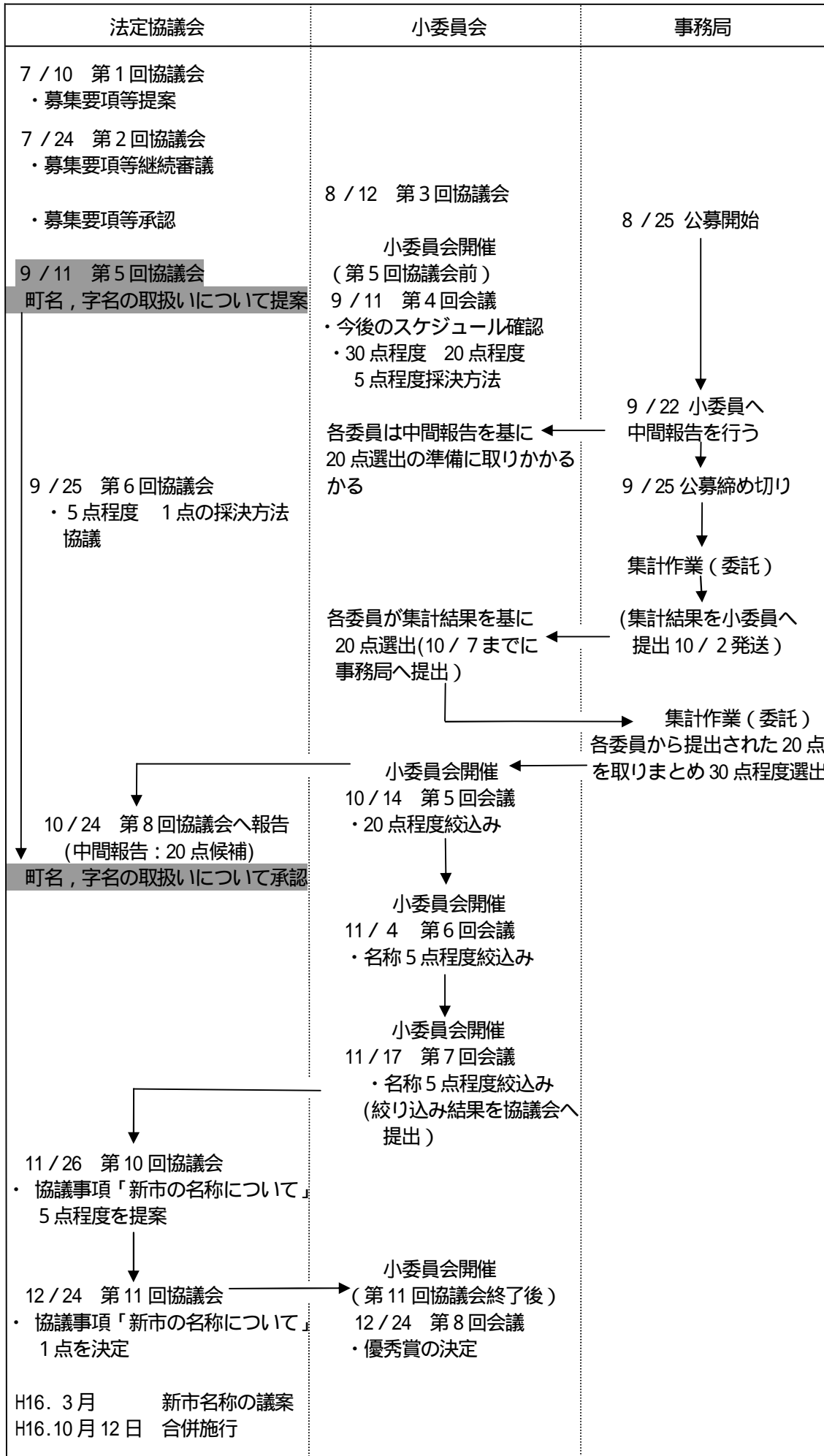
表記応募数上位(30)

順位	名称	票数

- (3) 委員は、選定基準に基づいて、提出された一覧表から20点程度絞り込みを行う。
・各委員は絞り込んだ20点程度を10/7までに協議会事務局に提出。事務局はさらに提出された候補を、上位30点程度に集計する。
 - (4) 第5回小委員会(10/14)に事務局が(3)で集計した30点程度を提出。
30点程度を元に、(協議・×)で20点程度まで絞り込む。
 - (5) 小委員会で絞り込んだ20点程度を第8回協議会10/24で、中間報告を行う。
 - (6) 第6回小委員会(11/4)・第7回小委員会(11/17)20点程度を(協議・×)で5点程度まで絞り込む。
5点程度について、作品ごとに選定委員会としての「選定理由」を検討し、報告書を作る。
- ↓
- (7) 第10回協議会(11/27)へ「新市の名称について」として、5点程度を提案する。
協議会で5点程度について、意見交換と協議を行う。
 - (8) 第11回協議会(12/24)で新市名称候補1点を決定。
 - (9) 平成16年 3月 新市名称の議案
 - (10) 平成16年10月12日 合併施行

(1)~(6)までは、小委員会で協議する。小委員会で5点程度まで絞り込む間、委員長は議長ではあるが、新市名称候補選定小委員会委員として採決権を持つこととする。

今後のスケジュールについて



公募

集計

選定

協議

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月29日：第2号発送（第2・第3回協議会） ・ 第3号は9月末発送予定
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年7月10日：ホームページ開設 平成15年9月22日現在 アクセス件数 6,043件 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回議事録 9月下旬：調製・関係市町村発送予定 ・ 第5回議事録は10月上旬発送予定
新市名称募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間：平成15年8月25日～9月25日
<p style="text-align: center;">新市 まちづくり計画 (計画班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月17日～まちづくり広聴会の開催 52会場(9月13日まで)2,685名参加 ・ 9月1日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 ・ 9月9日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 フォーラム委員とプロジェクト会議委員(企画財政担当部課長等)の意見交換 ・ 9月25日 第6回協議会において計画原案審議 <p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月7日 第7回協議会において計画原案審議 ・ 10月24日 プロジェクト会議 ・ 10月30日 プロジェクト会議 ・ 11月13日 第9回協議会において修正案提案 ・ 11月26日 第10回協議会において修正案審議(案確定) ・ 11月27日～計画案について県知事協議・回答 ・ 12月24日 第11回協議会において計画決定
<p style="text-align: center;">事務事業一元化関係 (調整班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会開催状況(9月1日～9月15日) 専門部会 延べ 3回 分科会 延べ 32回 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整会議開催状況 事務組織調整会議(作業部会)・助役会議 1回(2日) 地区コミュニティ調整会議(作業部会) 1回(合同) 地域情報化調整会議(作業部会) 1回(1回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会議長会議 1回 ・ 農業委員会委員長会議 1回 ・ 例規作業部会 1回 ・ 新市地域情報化計画策定懇話会 1回 <p>[次期提案項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月7日 F群提案 「議会議員の定数及び任期の取扱い」 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」 「一部事務組合等の取扱い」 「消防団の取扱い」・「姉妹都市・国際交流事業」 「消防防災関係事業」・「農林水産関係事業」 <p>[今後の作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会で事務事業再調整作業(分科会協議に併せ随時) ・ 合併協定項目議案調製作業(7月～11月) ・ 例規原案作成作業(7月～H16.3月) ・ 事務処理マニュアル作成作業(7月～H16.3月) ・ 地域情報化計画策定作業(7月～12月)

9 専門部会の進捗状況について（平成 15 年 7 月 10 日～平成 15 年 9 月 15 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	<p>これまでに専門部会 2 回、分科会（5 分科会）を延べ 10 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、事務組織機構調整会議を 4 回、助役会議を 1 回（2 日）開催し、新市の組織機構について協議した。なお、消防団の取扱いについて消防団長会議を 1 回開催した。</p> <p>今後、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議と併せて文書法制・選挙・庁舎管理分科会に設置した例規作業部会を中心に各専門部会の協力を得ながら、例規一元化作業を進める。</p>
企画財政部会	<p>これまでに専門部会を 5 回、分科会（6 分科会）を延べ 13 回開催し、事務事業の再調整、調整項目分類（ランク分け）の見直し、協定項目の議案調整を行った。</p> <p>また、地区コミュニティ調整会議を 1 回開催し、新市まちづく計画原案における地区コミュニティ協議会の考え方や今後のスケジュールについて検討した。</p> <p>今後の予定としては、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行いながら、例規一元化作業も同時に進めることとしている。</p>
産業経済部会	<p>これまでに専門部会を 3 回、分科会（8 分科会）を延べ 26 回開催し、事務事業の再調整、例規一覧表の確認及び「農林水産関係事業」の議案調整を行った。今後の予定としては、協定項目の議案調製及び各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p> <p>「農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについて」は、農委会会長局長会で協議し、調整方針案を決定した。今後は、調整方針案を議案提案として進める予定である。</p>
住民健康福祉部会	<p>これまでに専門部会 2 回、分科会（5 分科会）を延べ 15 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調製を行った。</p> <p>今後、各協定項目に係る議案の調製と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行うこととしている。</p> <p>社会福祉協議会においては、第 1 回川薩地区社協合併協議会が開催され、規約及び平成 15 年度事業計画案等について協議がなされた。また、事務局長会議及び専門部会等も開催され、協議会の報告、今後の協議スケジュールの確認、事務事業の一元化調整等について協議された。なお、今後早急に社協との合同分科会を開催することとしている。</p>
建設部会	<p>これまでに専門部会 2 回、分科会（5 分科会）を延べ 10 回開催し、事務事業の再調整、例規一覧表の確認及び協定項目議案等について協議した。</p> <p>今後は、協定項目の議案調製と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議及び例規一元化作業を進める予定である。</p>
上下水道部会	<p>これまでに専門部会 1 回、各分科会（4 分科会）を延べ 17 回開催し、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>今後各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p>
教育部会	<p>これまでに専門部会 3 回、各分科会（6 分科会）を 24 回開催し、事務事業の再調整、各協定項目議案、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ協議中である。</p>
電算情報部会	<p>これまでに専門部会 2 回、分科会を 5 回開催し、事務事業の調整、システム統合作業、ネットワークの考え方などについて協議し、また、地域情報化調整会議を 2 回、同作業部会を 3 回開催し、住民アンケート調査の実施など地域情報化計画策定作業を行った。</p> <p>今後は、新市のネットワークのあり方やシステム統合作業などに重点を置き、各分科会での詳細協議に携わることとし、地域情報化調整会議及び作業部会では、地域情報化計画策定作業を進めていく予定である。</p>
議会・監査部会	<p>これまでに議会、監査専門部会をそれぞれ 2 回ずつ開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、議長会を 4 回開催し、「議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」協議中であり、今後も継続して協議・検討することとしている。</p> <p>これからの予定としては、協定項目の議案調製及び事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p>

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について (財政調整基金・公用車) 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[禰答院地区消防組合での調整方針案] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散（消滅） ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会 各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・ 最終議案調整を 8 月 25 日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・ 業務別会議を開催する。 ・ 組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・ 考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・ 協議検討に必要な資料の作成依頼 ・ 関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議（1市2町）	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・ 組合を構成する 1 市 2 町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・ 新市での体制を想定し、協議を進める。
8月18日	業務別（ごみ処理）打合せ 川内市・樋脇町・入来町・禰答院町	現状報告 意見交換	・ ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握
8月19日	県副知事、総務部長等と協議	一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の枠組みは、地域の協議課題であるが、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を県に依頼した。

月 日	会議名	協議事項	確認事項
8月25日	樋脇町・串木野 樋脇清掃組合 と打合せ	現状報告 組合の取扱い	・今後の協議について
8月27日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・5町助役、担当課長会議の開催 ・両法定協幹事長会議の設定要請
9月9日	薩摩郡東部衛生 処理組合関係5町 助役会議	組合基本方針の協議	・組合基本方針に対する合併協議会事務局及び構成市 町村長協議の開催
9月12日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・両法定協幹事長会議の開催(9月中)
9月17日	県協議	協議状況の報告 起債償還、財産処分等の在り 方について協議	
9月19日	鹿児島県町村 会打合せ	町村会関係各組合等の調整 方針報告 今後の協議について	・各組合の体制について ・今後の協議について

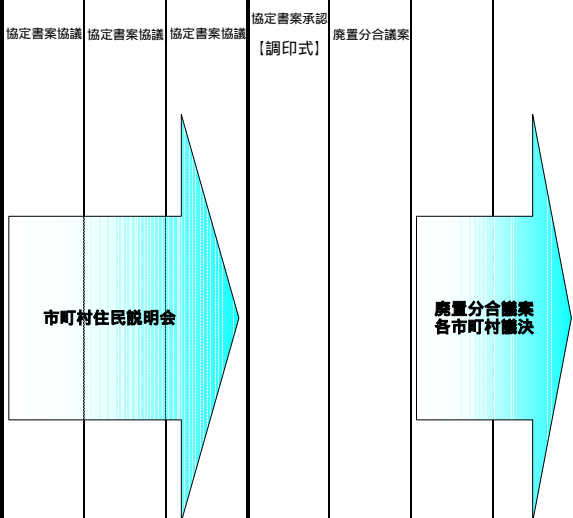
(4) その他

次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	協議内容
第6回幹事会	10月2日(木) 午後1時30分~	サンアリーナせんたい (川内市)	協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・第7回協議会資料案について ・合併協定項目 G 群提案 各種事務事業の取扱い <ul style="list-style-type: none"> -交通関係事業 -商工・観光関係事業 -建設関係事業 -学校教育事業 -コミュニティ施策 -社会教育事業 他
第7回協議会	10月7日(火) 午後1時30分~	ホテルグリーンヒル (樋脇町)	協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画原案審議 ・合併協定項目 F 群提案 事務事業の一元化に関わる事項 <ul style="list-style-type: none"> -議会議員の定数及び任期の取扱い -農業委員会委員の定数及び任期の取扱い -一部事務組合等の取扱い -消防団の取扱い 各種事務事業の取扱い <ul style="list-style-type: none"> -姉妹都市・国際交流事業 -農林水産関係事業 -消防防災関係事業 他

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

協議会		第1回 7月10日	第2回 7月24日	第3回 8月12日	第4回 8月28日	第5回 9月11日	第6回 9月25日	第7回 10月7日	第8回 10月24日	第9回 11月13日	第10回 11月26日	第11回 12月24日	第12回 1月15日	第13回 1月29日	第14回 2月12日	第15回 2月26日	第16回 3月25日		
幹事会				第2回 8月7日	第3回 8月22日	第4回 9月4日	第5回 9月18日	第6回 10月2日	第7回 10月16日	第8回 11月6日	第9回 11月20日	任意設定 11月25日	第10回 12月18日	第11回 1月8日	第12回 1月22日	第13回 2月5日	第14回 2月19日	第15回 3月18日	
1	合併の方式	基	第8号提案・決定																
2	合併の期日	基	第9号提案・決定																
3	4 事務所的位置	基	第10号提案・決定																
4	11 条例、規則等の取扱い	S	第3号提案	第14号承認															
5	23 -3 電算システム		第4号提案	第15号承認															
6	14 使用料・手数料の取扱い	A		第5号提案															
7	15 公共的団体等の取扱い			第6号提案															
8	23 -18 上・下水道事業			第7号提案															
9	8 地方税の取扱い				第9号提案														
10	10 補助金・交付金等の取扱い	B			第10号提案														
11	23 -10 障害者福祉事業				第11号提案														
12	23 -11 高齢者福祉事業				第12号提案														
13	5 財産の取扱い			幹事会協議			第13号提案												
14	12 事務組織及び機構の取扱い			幹事会協議			第14号提案												
15	19 国民健康保険事業の取扱い	C		幹事会協議			第15号提案												
16	20 介護保険事業の取扱い			幹事会協議			第16号提案												
17	23 -12 児童福祉事業			幹事会協議			第17号提案												
18	17 町名・字名の取扱い					幹事会協議	第18号提案												
19	22 自治会・行政連絡機構の取扱い			幹事会協議			第19号提案												
20	23 -7 窓口業務	D		幹事会協議			第20号提案												
21	23 -8 保健衛生事業			幹事会協議			第21号提案												
22	23 -9 環境衛生事業			幹事会協議			第22号提案												
23	18 慣行の取扱い					幹事会協議	第23号提案												
24	23 -1 男女共同参画事業					幹事会協議	第24号提案												
25	23 -4 広報広聴事業					幹事会協議	第25号提案												
26	23 -22 情報公開制度					幹事会協議	第26号提案												
27	6 議会議員の定数及び任期					幹事会協議	提案												
28	7 農業委員会委員の定数及び任期					幹事会協議	提案												
29	13 一部事務組合等の取扱い					幹事会協議	提案												
30	21 消防団の取扱い	F				幹事会協議	提案												
31	23 -2 姉妹都市・国際交流事業					幹事会協議	提案												
32	23 -5 消防防災関係事業					幹事会協議	提案												
33	23 -15 農林水産関係事業					幹事会協議	提案												
34	23 -6 交通関係事業					幹事会協議	提案												
35	23 -16 商工・観光関係事業					幹事会協議	提案												
36	23 -17 建設関係事業					幹事会協議	提案												
37	23 -19 学校教育事業	G				幹事会協議	提案												
38	23 -20 コミュニティ施策					幹事会協議	提案												
39	23 -21 社会教育事業					幹事会協議	提案												
40	3 新市の名称		(要綱)	(継続協議)	(審議)														
41	9 一般職の職員の身分の取扱い																		
42	10 特別職の職員の身分の取扱い																		
43	23 -13 生活保護事業																		
44	23 -14 その他福祉事業																		
45	23 -23 その他事業																		
46	24 新市まちづくり計画(新市建設計画)	B			第8号原案提案			一次集約	原案審議	原案審議			修正案提案	二次集約	修正案審議				



合併協定項目（46項目）の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期	協議状況
1	1 合併の方式	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
2	2 合併の期日	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
3	3 新市の名称	第3回協議会で公募方法等・選定基準等を確認。 8/25~9/25公募		
4	4 新市の事務所の位置	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
5	5 財産の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	8 地方税の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)		持ち帰り協議中
9	9 一般職の職員の身分の取扱い			
10	10 特別職の身分の取扱い			
11	11 条例、規則等の取扱い	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)	確認済
12	12 事務組織及び機構の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
13	13 一部事務組合等の取扱い			
14	14 使用料、手数料等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)		持ち帰り協議中
15	15 公共的団体等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)		持ち帰り協議中
16	16 補助金、交付金等の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)		持ち帰り協議中
17	17 町名・字名の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
18	18 慣行の取扱い	第6回協議会(H15.9.25)		
19	19 国民健康保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
20	20 介護保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
21	21 消防団の取扱い			
22	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
23	23-1 男女共同参画事業	第6回協議会(H15.9.25)		
24	23-2 姉妹都市・国際交流事業			
25	23-3 電算システム事業	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)	確認済
26	23-4 広報広聴関係事業	第6回協議会(H15.9.25)		
27	23-5 消防防災関係事業			
28	23-6 交通関係事業			
29	23-7 窓口業務	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
30	23-8 保健衛生事業	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
31	23-9 環境衛生事業	第5回協議会(H15.9.11)		持ち帰り協議中
32	23-10 障害者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)		持ち帰り協議中
33	23-11 高齢者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)		持ち帰り協議中
34	23-12 児童福祉事業	第4回協議会(H15.8.28)		持ち帰り協議中
35	23-13 生活保護事業			
36	23-14 その他の福祉事業			
37	23-15 農林水産関係事業			
38	23-16 商工・観光関係事業			
39	23-17 建設関係事業			
40	23-18 上・下水道事業	第2回協議会(H15.7.24)		持ち帰り協議中
41	23-19 学校教育事業			
42	23-20 コミュニティ施策			
43	23-21 社会教育事業			
44	23-22 情報公開制度	第6回協議会(H15.9.25)		
45	23-23 その他事業			
46	24 新市まちづくり計画	第3回協議会(H15.8.12)		協議中

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市 おおとり荘
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	14:00	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	7	火	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	協議会 予備日			(未定)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 安藤旅館
	6	木	13:30	第8回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H群提案	榑臨町ホテル グリーンヒル
	17	月	13:30	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第9回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	26	水	13:30	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E,F群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽バレス
12	4	木	13:30	幹事会予備			川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	協議会予備			川内市ホテル 太陽バレス
	18	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	13:30	第11回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 G,H群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 バレス
1	8	木	13:30	第11回幹事会			東郷町アミテ イブラザ東郷
	15	木	13:30	第12回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	榑臨町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第12回幹事会		 各市町村 住民説明会	川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第13回協議会	・合併協定書(案)審議		
2	5	木	13:30	第13回幹事会			川内市 おとり荘
	12	木	13:30	第14回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】	・住民説明会 報告	川内市ホテル 太陽バレス
	19	木	13:30	第14回幹事会			祁答院町 農村環境改善 センター
	26	木	13:30	第15回協議会			祁答院町 いこいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第15回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第16回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽バレス
4	1	木	13:30	第16回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第17回協議会			榑臨町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第17回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第18回協議会			川内市ホテル 太陽バレス